

令和 7 年 4 月 2 4 日

令和 7 年度第 1 回小金井市廃棄物減量等推進審議会次第

1 開 会

2 報 告

3 議 題

(1) 小金井市一般廃棄物処理基本計画等について

ア 各計画策定に向けたスケジュール（改定案）及び事前質問事項に係る回答一覧

イ 小金井市一般廃棄物処理基本計画（骨子案）及び市民アンケート集計結果及び事業所アンケート集計結果

ウ ごみ組成分析調査計画書

エ 小金井市災害廃棄物処理計画（骨子案）

(2) その他

小金井市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

	選出委員	選出区分
1	渡辺 浩平	学識経験者
2	岡山 朋子	
3	溝入 茂	
4	岸野 勝利	一般市民
5	光明 圭介	
6	中村 光志	
7	橋爪 文彦	
8	林 和夫	
9	平川 裕美子	集団回収実践団体 代表
10	多田 典子	
11	清家 洋子	消費者団体代表
12	保谷 匠	事業者代表
13	長友 優佳	
14	石原 秀一	ごみゼロ化推進員 代表
15	井上 真紀子	

任期：令和 6 年 7 月 1 日～令和 8 年 6 月 3 0 日

※中村委員においては令和 6 年 1 0 月 1 日～令和 8 年 6 月 3 0 日

※平川委員においては令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 6 月 3 0 日

各計画策定に向けたスケジュール（改定案）

【前年度（令和6年度）】

年度	回	議題			
		一般廃棄物 処理計画	一般廃棄物 処理基本計画	食品ロス削減 推進計画	災害廃棄物 処理計画
令和6年度	第3回 (8/23)	● 計画改定のポイント			
		● 各計画策定に 向けたスケジュール (案)			
	第4回 (10/9)	● 諮問	● 諮問		● 計画改定の流れ
		● 計画書(案)	● 基本的事項		
		● アンケート調査票(案)			
	第5回 (11/13)		● アンケート調査票(案)		
	第6回 (12/26)	● 計画書(案)	● ワークショップ企画 内容(案)	● 計画の構成(案)	● 現行計画の課題を踏まえた対応方針 ● 災害廃棄物発生量・仮置場必要面積の推計
	アンケート調査実施(1月～2月)				
	第6回 (2/13)	● 計画書(答申案)			● 仮置場や地区集積所に係る検討進捗

【今年度（令和7年度）】

年度	回	議題（案）			
		一般廃棄物 処理計画	一般廃棄物 処理基本計画	食品ロス削減 推進計画	災害廃棄物 処理計画
令和7年度	第1回 (4/24)		● 骨子案 ● （報告）アンケート調査結果 ● （報告）組成分析調査計画		● 骨子案
	組成分析実施（4～5月）				
	第2回 6月下旬		● 基本的事項 ● 現状と課題 ● 組成分析調査結果 ● （報告）ワークショップ企画内容		
	第3回 7月下旬		● 現状と課題（一部更新） ● ごみ量推計・目標値(案) ● 施策体系(案)	● 現状と課題（一部更新） ● 目標値(案) ● 施策体系(案)	● 仮置場や地区集積所に係る検討結果
	ワークショップ実施（7～8月）				
	第4回 9月上～中旬		● 施策の内容(案) ● 生活排水処理基本計画の内容(案) ● （報告）ワークショップ結果	● 施策の内容(案)	
	第5回 10月中旬	● 諮問 ● 計画書（案）	● 素案	● 素案	● 素案
	パブリックコメント実施（11月上旬～12月中旬）				
	第6回 2月上～中旬		● パブリックコメント結果 ● 計画書（案）	● パブリックコメント結果 ● 計画書（案）	● パブリックコメント結果 ● 計画書（案）
	第7回 3月上旬	● 計画書答申案 ● 結審			

質問者	該当箇所	質問・意見内容	回答
組成分析実施計画書			
橋爪委員	1 計画書全体に関わるところ	(1) 過去の分析で、計画に活かした点は？ (2) 安全管理について 分析場所での管理（安全他）規則に従うこと？そこでの事故は、自己責任で？市側の立ち合い？の明記は？	(1) 現行画策定時においては、過去の分析結果からごみ排出状況、ごみ分別ルールの浸透度等から見える課題を整理し、施策の展開に活かしております。 (2) 安全管理（事故対応を含む）については組成調査計画書にも明記している通り、社内で別途定める安全計画書に基づき対応しております。市側の立会いについては調査計画書には特段明記していませんが、立ち合いの元、調査を実施しております。
	計画書 P 1 「(4)使用機器」	具体的な機器の名称は何か。	分類したごみの重さを測る電子計量器と撮影用のデジタルカメラです。
	計画書 P 1 「(5)作業工程、作業時間」	検体数の数の違い（根拠）は？時間、量？	家庭系ごみの検体数は、居住形態によるごみ組成の偏りが生じないよう「戸建住宅」、「ファミリー向け集合住宅」、「単身集合住宅」の3つで調査を実施しております。事業系ごみの検体数は、家庭系ごみのような形態別での検体採取が困難であるため、1検体としております。調査時間は、燃やすごみは1検体3時間程度、燃やさないごみは1検体1時間半程度ですが、調査人員員数が日によって異なるため概ねの時間となります。量は1検体当たり、燃やすごみは200kg、燃やさないごみは100kgとしております。
中村委員	計画書 P 1 「(1)調査の目的」 「(2)調査の内容」 P 2 「(3)調査手順について」	・これまで何度か調査してある程度課題も見えていると思うので、そろそろ具体的な対策に向けて、より踏み込んだ調査が必要だと思う。 ・例えば、厨芥類で水切りを推進していくならば、乾燥させた時の重量も計測し、水分比率を算出し今後比較可能にするべきだし、食品ロス削減を進めるなら未開封食品の賞味期限、消費期限も記録したほうが具体的な対策を策定できるかもしれない。 ・特に有効な対策を実施する予定がないなら、この調査の頻度を減らすなどして、調査経費を削減したほうがよい。	・これまで行った組成分析結果（ごみの排出状況、ごみ分別ルールの浸透度等）及びアンケート結果を踏まえた本市のごみ排出状況等の課題の整理は7月審議会でお示しする予定です。課題を踏まえた施策の体系案についても7月審議会に、施策の内容の案は9月審議会にてお示しする予定です。 なお今回実施しております組成分析では、昭和52年環整95号に準じた調査を実施しており、本市においては会長・副会長の監修のもと、通常の環境省が定めている分析項目より細かく分類項目を設け実施をしているため、より有効なデータは得られると考えております。 ・今回実施する組成分析は湿式の分析ですが、毎年本市にて実施している燃やすごみ組成分析では、乾式の分析を行っております。加えて今回実施している組成分析においても、詳細な実態を把握する目的で「未開封食品」、「未利用食品」、「食べ残し」、「非可食部・調理くず」等の細かい項目を設けております。そのためより実態に即した結果の把握が可能であると考えており、その結果をもって実効性のある施策の展開の検討をしてまいります。今回の調査結果だけでなく令和6年度の調査結果についても10月にお示しする予定の素案に反映させていただきます。 ・組成調査は排出状況、ごみ分別ルールの浸透度等の把握のための重要な調査であると考えております。頻度についてのご意見は、今後の調査実施時の参考とさせていただきます。

一般廃棄物処理基本計画（骨子案）			
橋爪委員	全体を通して	全体の構成（現行は、本編、資料編など）今回の見直しのポイントは何か。	今回お示ししている一般廃棄物処理基本計画は骨子案との位置づけですが、今後作成する計画書は現行計画と同様、本編と資料編からの構成とする予定です。 今回の見直しのポイントについて、基本的な方針としては骨子案p36の通り（「本市のごみ処理行政が転換点を迎えたことから、今後、各施設での適正処理の徹底を図るとともに、基本理念である「循環型都市『ごみゼロタウン小金井』～ごみを出さないライフスタイルへ～」の実現に向け、「ごみの発生抑制」を最優先とした更なるごみの減量及び資源化に向けた施策を展開してまいります。」）と考えています。
		(1)アンケート結果（本編？回収率？、コンサルタント会社・事務局の見解、所感は？など）についての説明。 (2)行政、支援団体、市民、事業者などが、「何を考え、何をすべきか？」を、どの部分に、どう書くべきか？	(1) アンケート結果について、骨子案の課題では、ごみ減量、リサイクル等の施策の展開に係る結果が得られた設問について整理をしており、これらは計画書の本編での整理とする予定です。それ以外の設問を含む調査結果全体については、資料編として整理する予定です。 ※回収数について、回答比率50%（最も誤差が大きくなる）、信頼水準95%（一般的に国が行っている標本調査に同じ）、許容誤差5%とすると、必要な有効回答数は384。 3080人（日本人3,000人＋外国人80人）の送付のうち、回収数は1,204人であり、上記の有効回答数384より多いことから、十分な数の回答が得られている。 なお、事業所アンケートについては、有効回答数にはこだわらず、市内に存在する事業所の各業種から広く意見を徴収することを目的として実施した（送付数200件、うち回収数71）。 (2) 課題を踏まえた施策や3者の取組みの部分に記載する想定ですが、具体的な内容については今後検討予定です。
中村委員	全体を通して	グラフ等、西暦で統一しないと分かりづらい。西暦を主とし、和暦は必要であれば補助的に使用する。	現行計画の記載を踏襲しておりますが、計画書策定時に検討し、統一を図ります。

災害廃棄物処理計画（骨子案）			
橋爪委員	全体を通して	(1)朱記での改定のポイントを知り、当日、改定の趣旨（背景、理由、内容など）の説明 (2)自治体、市民、事業者などの使命、役割、立場について、どう考え、どうするべきか。	(1) 災害廃棄物処理計画を改定する背景として、近年頻発化する災害で明らかになった知見を小金井市の特性を踏まえて更新する必要があります。また、環境省が令和5年4月に作成した「災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン」で定められた点検項目で現行計画に記載がない項目を追記する必要があります（朱書き部分が該当）。処理計画を改定することで今後災害が発生した際に災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための対応力向上を図ります。 (2) 今後役割については詳細に検討しますが、以下を現在は役割として検討しています。 小金井市：災害廃棄物は、一般廃棄物に位置付けられるものであり、市が包括的な処理責任を負っています。市は、自市域内で発生した災害廃棄物について、必要に応じて収集・運搬を行い、処理・処分まで一時的に保管するための一次仮置場の管理・運営を行います。並行して、避難所ごみ、生活ごみ等の収集・運搬を行います。 市民：被災地域の市民は被災者であり、かつ廃棄物の排出者です。まずは自らの生命と安全な生活を確保することが第一ですが、災害時に発生する廃棄物の適正な処理のためには、排出段階での分別の徹底などの役割を果たすことが求められます。 事業者：排出事業者は、原則として自己処理責任に基づき、事業に伴い排出される廃棄物の処理を行います。ただし、平常時と同様の処理が困難な場合などは、排出抑制や一時的な保管に関する要請に応じるなど、市の廃棄物処理に協力することが求められます。
中村委員	全体を通して	・ 小金井市の地域特性(焼却場まで遠いなど)が考慮されていないように思われる。 ・ 計画を進める上で、想定される課題やリスク(運搬用のトラックや重機が足りるかなど)が洗い出されていない。	小金井市の特性としては平時戸別回収を実施していることと考えています。また、小金井市だけではありませんが高齢化も考慮すべき点と考えます。これら特性から災害時に開設する仮置場までの搬出が困難な市民が排出する災害廃棄物を含む廃棄物を円滑に処理するためには収集体制を平時以上に強固にする必要性があります。処理計画では回収体制を構築するための課題についても整理することを想定します。

小金井市一般廃棄物処理基本計画

骨子案

令和7年3月

小金井市

目 次

第 1 章 計画の基本的事項	1
第 1 節 計画の位置づけと対象期間	1
第 2 節 国の動向	3
第 2 章 本市の現状と課題	5
第 1 節 人口動態	5
第 2 節 ごみ処理の状況	6
第 3 節 前計画における数値目標と実績	24
第 4 節 本市の抱える主な課題	26
第 3 章 基本的な方針	36
第 1 節 これまでの経緯	36
第 2 節 基本理念	37
第 3 節 基本方針	38
第 4 節 目標項目について	39

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画の位置づけと対象期間

1. 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

「小金井市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「本計画」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づき策定するもので、一般廃棄物の処理に関する中長期的な基本方針を定めるものです。策定にあたっては、上位計画である「小金井市基本構想・基本計画」や「小金井市環境基本計画」、国や都の策定する計画とも整合を図り、長期的・総合的な視点から一般廃棄物の処理に関する基本的な方向性や目標達成のための施策について定めています。なお、本計画を推進するための年度ごとの具体的な取組については、毎年度策定する実施計画「小金井市一般廃棄物処理計画」で定めるものとします。また、「小金井市災害廃棄物処理計画」や「小金井市食品ロス削減推進計画」との整合を図るものとします。

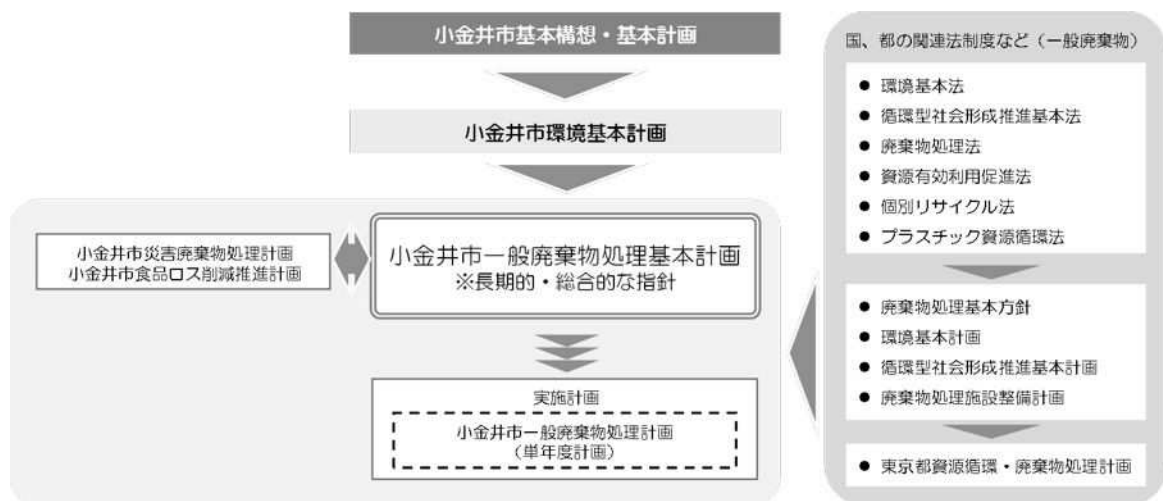


図 1 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

2. 計画対象期間

本計画は、令和元年（2019年）度に策定した小金井市一般廃棄物処理基本計画（以下、「前計画」といいます。）の後期計画期間である令和8年（2026年）度から令和12年（2030年）度までの5年間を計画期間とします。

なお、計画期間中であっても社会情勢の大きな変化、法制度の改正など計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合などは、必要に応じて本計画の見直しを行うものとします。

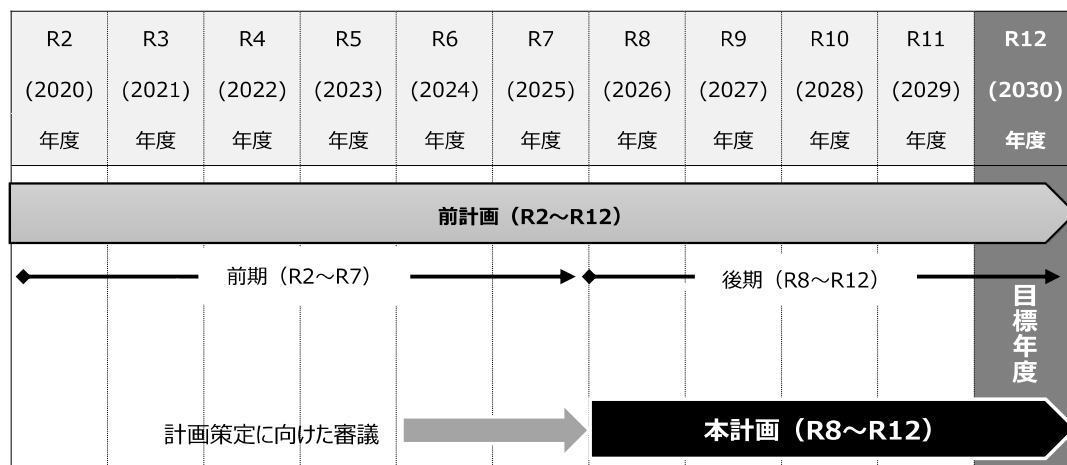


図 2 計画期間

第2節 国の動向

(1)SDGsの実現に向けた動き

平成27年（2015年）9月に国連サミットにて「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包括性のある社会の実現のため、令和12年（2030年）を年限とする17の国際目標、169のターゲットが掲げられました。ごみ処理分野においてもSDGsの実現に向けて、17の国際目標、169のターゲットに積極的に取り組むことが求められています。

本市においても、「令和6年度こがねい環境フォーラム」、「令和6年度野川環境フィールドワーク」を開催するなど、環境教育、啓発活動を実施し、SDGsの実現に向けて積極的に取組を進めています。



出典：国際連合広報センターHP

図 3 SDGsの17の国際目標

(2)循環型社会の実現に向けた動き

国では令和6年（2024年）度に第5次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定され、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための方向性が示されました。循環型社会の形成に向けて資源生産性・循環利用率を高める取組を一段と強化するためには、国、地方公共団体、市民、事業者が互いに連携・協働して、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進することが求められています。

本市においては、ごみを出さないライフスタイルを推進し、「リユース事業に関する協定」、「マイボトル利用環境の整備促進に関する協定」を締結し、不用品を捨てず再利用する仕組みを構築するなど、廃棄物の発生抑制と循環型社会の形成に向けて積極的に取り組んでいます。

(3)脱炭素に向けた動き

国では2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けて、令和6年（2024年）3月に改正地球温暖化対策推進法案を閣議決定しました。その中で、これまでの新たな地域の創出、国民のライフスタイルの転換などの推進に加え、二国間クレジット制度（JCM）の実施体制を強化したほか、地域共生型再生可能エネルギーの導入拡大に向け、2021年に創設された地域脱炭素化促進事業制度の活用を一層促進するための制度拡充等の措置を講じるとしています。

本市においても令和4年（2022年）1月に「小金井市気候非常事態宣言」において2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロとするゼロカーボンシティを目指すことを表明し、令和6年（2024年）7月には「カーボンニュートラルのまちづくりに向けた包括連携協定」を締結しました。目標実現に向けて、地球温暖化の防止および防災力の強化に貢献するとともに、持続可能なまちづくりの実現を目指しています。

(4)デジタル技術の進展

「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化を」を掲げ、令和3年（2021年）9月、日本のデジタル社会実現の司令塔としてデジタル庁が発足しました。デジタル庁は、この国で暮らす一人ひとりの幸福を何よりも優先に考え、国や地方公共団体、民間事業者など関係者の方々と連携して、社会全体のデジタル化を推進する取組を牽引していくため、その羅針盤となる重点計画を整理しています。

本市においても、令和4年（2022年）10月に「小金井市DX推進全体方針」を策定し、DX推進の3本の柱の1つとして「デジタル技術を活用した業務効率化の推進」を掲げています。

第2章 本市の現状と課題

第1節 人口動態

本市の人口実績¹は、平成27年（2015年）度から令和5年（2023年）度にかけて増加傾向にあり、外国人人口も令和2年（2020年）度及び令和3年（2021年）度には一度減少に転じたものの、同様に増加傾向にあります。また、外国人割合（総人口に対する外国人の割合）は増加傾向にあります。

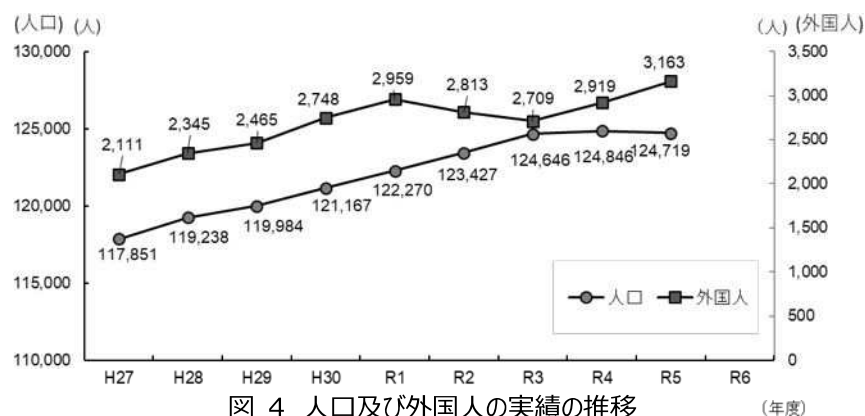
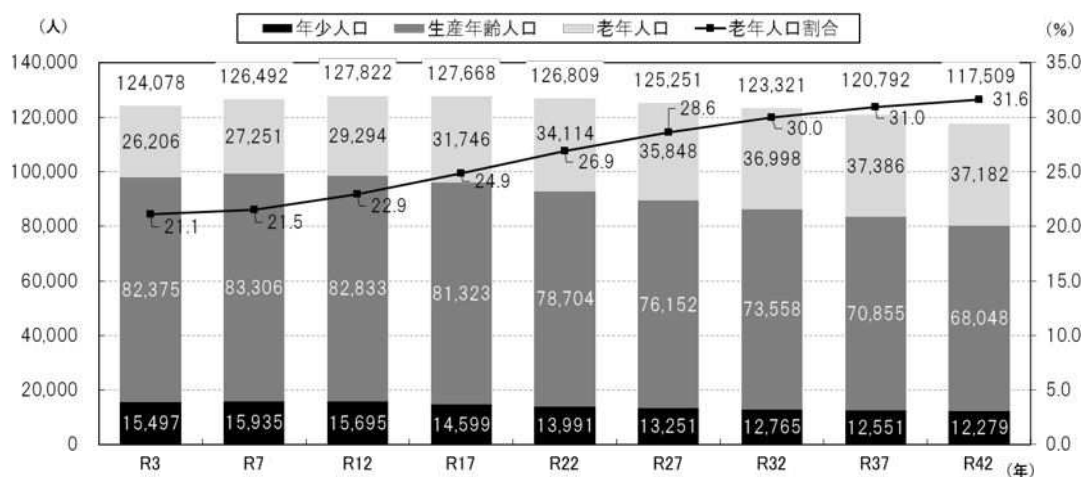


図 4 人口及び外国人の実績の推移

表 1 人口及び外国人の実績の推移と外国人割合

(年度)	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
人口(人)	117,851	119,238	119,984	121,167	122,270	123,427	124,646	124,846	124,719
外国人(人)	2,111	2,345	2,465	2,748	2,959	2,813	2,709	2,919	3,163
外国人割合(%)	1.8	2.0	2.1	2.3	2.4	2.3	2.2	2.3	2.5

本市の将来人口は2030年（令和12年）をピークに減少に転じ、老年人口割合（高齢化率）はさらに上昇していくことが予想されています。



出典：市HP「小金井市人口ビジョン」

図 5 将来人口の推移

¹ 人口・外国人人口：毎年度の住民基本台帳（10月1日時点）

第2節 ごみ処理の状況

1. ごみ処理体制

(1) 家庭系一般廃棄物

家庭系一般廃棄物を、「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」、「プラスチックごみ」、「粗大ごみ」、「有害ごみ」、「資源物」の区分に分類しています。分別区分のうち「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」、「プラスチックごみ」は家庭用指定収集袋を使用して排出することとし、「粗大ごみ」は粗大ごみ処理券を品目ごとに貼って排出することとしています。また、分別区分ごとに排出された一般廃棄物は、戸別収集（回収）しています。戸建て住宅では道路に面した建物敷地内の収集しやすい場所に、集合住宅では敷地内の専用ごみ集積所に、朝8時30分までに排出されたものを収集（回収）しています。家庭系一般廃棄物の戸別収集（回収）の分別区分、排出方法などは、以下のとおりです。

表 2 戸別収集（回収）

分別区分		内容	回数/体制	排出方法
燃やすごみ		生ごみ・衛生上燃やすもの・特殊な紙など	週 2 回/委託	指定収集袋（黄）
燃やさないごみ		ゴム製品・ガラス・せとものなど	2 週に 1 回/委託	指定収集袋（青）
プラスチックごみ		プラマークの有無に関わらず材質が 100% プラスチック製品のもの	週 1 回/委託	指定収集袋（青）
粗大ごみ		家具・収納用品・自転車・ふとん・ベッド・敷物など	随時/委託	< 申込制 > 粗大ごみ処理券
有害ごみ		電池類・蛍光管（電球型を含む。）・水銀体温計・ライター類・電池が取り外せないもの（充電式を含む。） ※1	2 週に 1 回/委託	透明又は半透明の袋
資源物	びん	飲料用・食料品用ガラスびん	2 週に 1 回/委託	かごなどに入れる。
	スプレー缶	スプレー缶・エアゾール缶・卓上カセットボンベなど	2 週に 1 回/委託	かごなどに入れる。
	空き缶	アルミ缶・スチール缶（飲料缶・菓子缶・茶缶など）	2 週に 1 回/委託	かごなどに入れる。
	金属	鍋・やかん・フライパンなど	2 週に 1 回/委託	かごなどに入れる。

分別区分		内容	回数/体制	排出方法
	ペット ボトル	飲料用・酒類用・調味料用（しょうゆ・みりんなど）	2週に1回/委託	かごなどに入れる。
	古紙 布	ざつがみ、雑誌・本	週1回/委託	ざつがみ 雑誌の間に挟み込むか、紙袋などにまとめて入れる。 雑誌・本 紙ひもで縛る。
		新聞	週1回/委託	紙ひもで縛る。
		段ボール	週1回/委託	紙ひもで縛る。
		紙パック	週1回/委託	紙ひもで縛る。
		シュレッダー紙	週1回/委託	透明又は半透明の袋
		布	週1回/委託	透明又は半透明の袋
	枝木 雑草類 落ち葉	枝木（1本の長さ1m以内・1本の太さ1.5cm以内・束の直径3.0cm以内）・雑草類・落ち葉	2週に1回/委託	枝木 ひもで縛る。 雑草類・落ち葉 4.5リットル以内の透明又は半透明の袋に入れるか、かごなどに入れる。
	生ごみ 乾燥物	家庭用生ごみ減量化処理機器（乾燥型）から生成されたもの	週1回/直営	<申込制> 市指定の専用容器に入れる。（一部対象外あり）

※ コードレスで利用できる電気製品には、全て充電式電池（リチウムイオン電池など）が使用されています。充電が切れていたり、使用できない状態でも発火や爆発のおそれがありますので、外側がプラスチックの場合でも、必ず「有害ごみ」として排出しなければなりません。

※ 化石資源の保護及び温室効果ガスの一つである二酸化炭素（CO₂）の増加を抑制して環境負荷の低減を図るため、令和5年（2023年）度からバイオマス素材を原材料とした家庭系指定収集袋を導入しています。

家庭から排出される資源物の一部については、分別区分ごとに拠点回収場所へ排出された資源物を回収する拠点回収も実施しています。

拠点回収を実施している資源物の分別区分などは、以下のとおりです。

表 3 拠点回収

分別区分		内容	回数/体制
資源物	食品トレイ	発泡スチロール製トレイ	週 3 回/委託
	紙パック	紙パック（内側が白いもののみ）	週 1 回/委託
	難再生古紙	防水加工された紙・感熱紙・写真・紙製緩衝材・アルミ付紙パックなど	週 3 回/委託・直営
	ペットボトル	飲料用・酒類用・調味料用（しょうゆ・みりんなど）	週 3 回/委託
		飲料用	セブン・イレブン店頭回収
	ペットボトルキャップ	ペットボトルのキャップ	週 2 回/直営
	生ごみ乾燥物	家庭用生ごみ減量化処理機器（乾燥型）から生成されたものなど	週 2 回/直営
	くつ・かばん類	くつ類（左右ペア）・かばん類・ベルト・ぬいぐるみ	月 1 回/直営
	ステンレス製ボトル	ステンレス製ボトル（水筒）	随時

※ 上記のほか、地域の実情に合わせて、地域住民などの管理の下、拠点回収を実施している場合があります。

※ 市内の拠点回収場所は、小金井市ホームページのほか、小金井市ごみ・リサイクルカレンダーに掲載しています。

（2）事業系一般廃棄物

事業所から排出される一般廃棄物については、事業者自らの責任において、自己処理することが原則となります。法令を遵守して、独自に又は他の事業者と共同して適正に処理しなければなりません。

ただし、1 日平均 10kg 未満又は臨時に 100kg 未満の量を排出する事業所は、事業用指定収集袋を使用して事業系一般廃棄物を排出することができます。粗大ごみについては市では収集していません。

なお、資源物のうち古紙、枝木・雑草類・落ち葉については、少量の場合に限り、無料で排出することができます。また、排出された事業系一般廃棄物は家庭系一般廃棄物と併せて収集（回収）していることから、家庭系一般廃棄物に準じて適正処理を行っています。

(3)ごみ処理の流れ

家庭系一般廃棄物の戸別収集後の処理の流れと各施設の詳細は以下のとおりです。

1 可燃ごみ処理施設（浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設）

令和2年（2020年）4月より稼働開始し、市内から出る可燃ごみの処理を行っています。

2 不燃・粗大ごみ積替え・保管施設（小金井市野川クリーンセンター）

令和4年（2022年）8月より稼働開始し、燃やさないごみ、粗大ごみ、布・ペットボトルキャップ等の資源物の積替・選別等を行っています。

3 資源物処理施設（メタウォーターサステナブルパークこがねい）

令和7年（2025年）3月より稼働開始し、プラスチックごみ、有害ごみ、空き缶、びん・スプレー缶等の資源物の積替・選別・中間処理（破碎・プレス・バール化）等を行っています。

4 最終処分場（二ツ塚廃棄物広域処分場・東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設）

1にて焼却処理した際に発生する焼却灰は、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合が運営する東京たまエコセメント化施設で、エコセメント原料としてリサイクルされています。

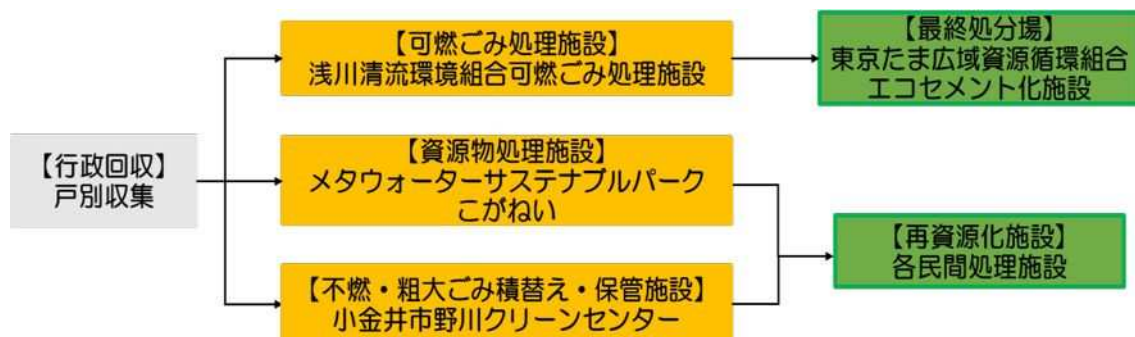


図 6 ごみ処理の流れ

2. ごみ排出量

(1) ごみ排出量の推移

ごみ排出量は、平成27年（2015年）度から令和元年（2019年）度までほぼ横ばいの傾向にありました。令和元年（2019年）度から令和2年（2020年）度における家庭系一般廃棄物の増加は、新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言の発令や在宅ワーク、外出自粛等によるものであると考えられます。また、令和2年（2020年）に浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設が稼働したことで、それまで民間処理施設で処理されていた事業系一般廃棄物が、同組合の施設で処理することが可能となったことに加え、コロナ禍後の事業活動の再開や、市内のまちづくりの進展に併せて増加していると考えられます。事業系一般廃棄物は増加傾向ですが、家庭系一般廃棄物は減少傾向であるため、ごみ排出量の合計は徐々に減少しています。

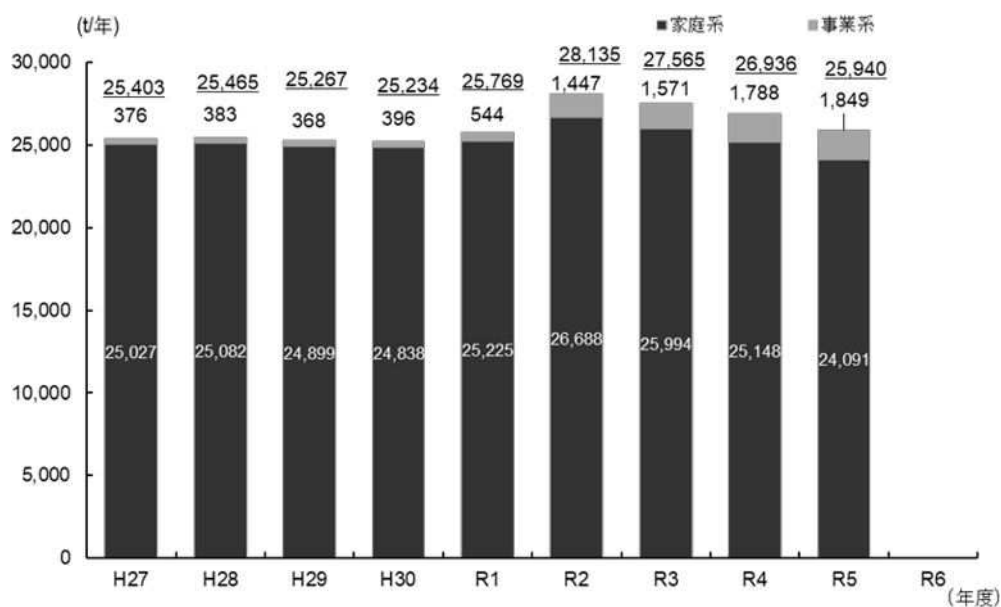


図 6 ごみ排出量の推移

(2)ごみ排出量(項目別)の推移

燃やすごみ、燃やさないごみ、資源物は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和2年（2020年）度に一度増加しましたが、全体を通して減少傾向にあります。許可業者搬入ごみに関しては、前述の通り、令和2年（2020年）度に浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設が本格稼働したことで、他自治体の民間処理施設での処理から同組合の施設での処理が開始されたこと、コロナ禍後の事業活動の再開に加え徐々に市内のまちづくりが進展したことにより、近年は増加しています。

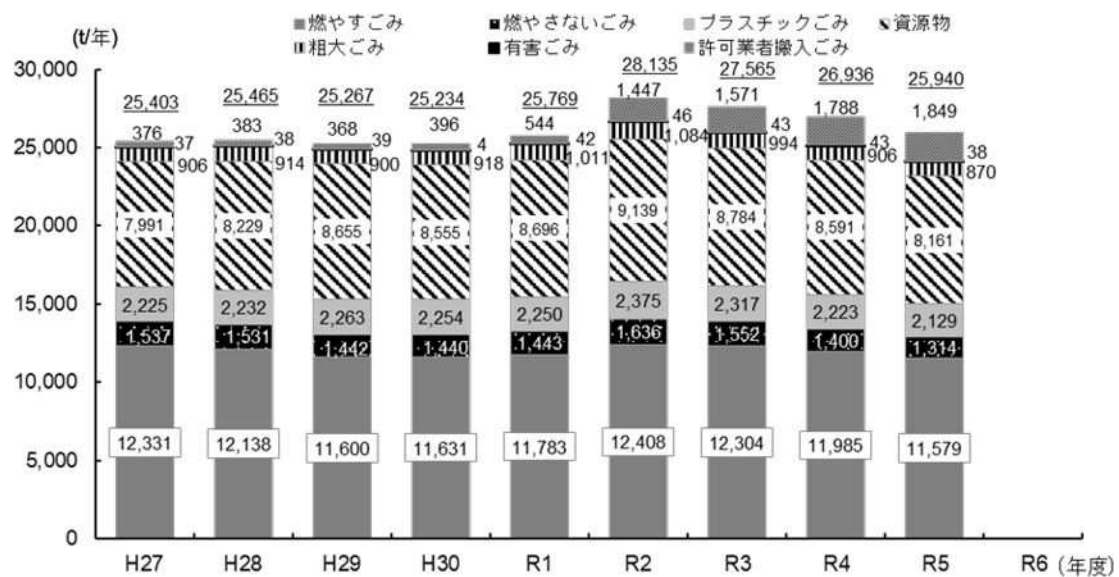


図 7 ごみ排出量（項目別）の推移

3. 市民1人1日当たりのごみ排出量

(1) 市民1人1日当たりのごみ排出量の推移

市民1人1日当たりのごみ排出量は、家庭系一般廃棄物は平成27年（2015年）度から平成30年（2018年）度まで減少傾向にあり、事業系一般廃棄物は平成27年（2015年）度から平成30年（2018年）度にかけてほぼ横ばいで推移しました。

市民1人1日当たりの家庭系一般廃棄物についての令和元年（2019年）度から令和2年（2020年）度にかけての増加、市民1人1日当たりの事業系一般廃棄物の近年の増加については、「2.（1）ごみ排出量の推移」における家庭系一般廃棄物・事業系一般廃棄物の増加と同じ要因によるものと考えられます。

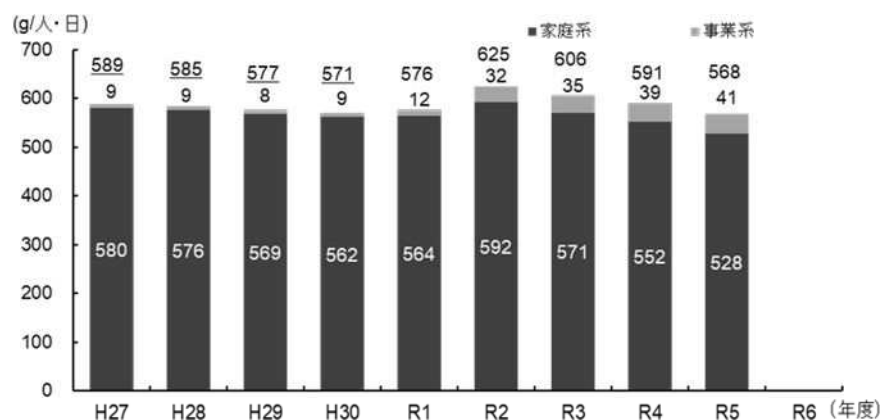


図 8 市民1人1日当たりのごみ排出量の推移²

(2) 市民1人1日当たりのごみ排出量(項目別)の推移

燃やすごみ、燃やさないごみ、資源物は、新型コロナウイルス感染症の拡大により令和2年（2020年）度に一度増加しましたが、全体を通して減少傾向にあります。許可業者搬入ごみの近年の増加については、「2.（2）ごみ排出量（項目別）の推移」の通りです。

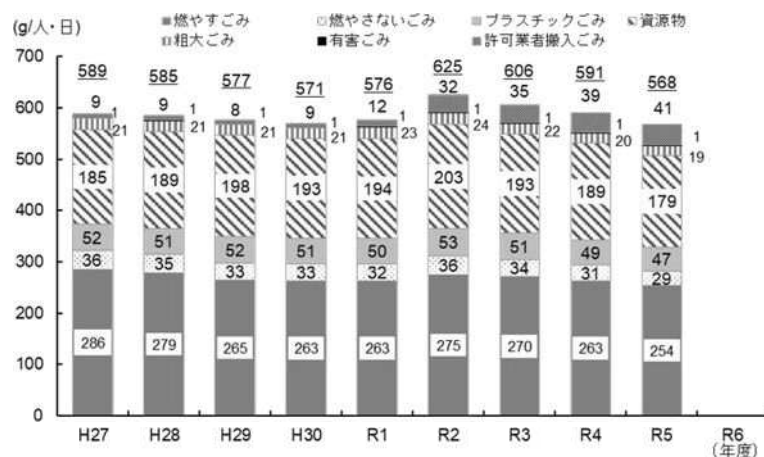


図 9 市民1人1日当たりのごみ排出量（項目別）の推移

² 人口は各年10月1日現在（以下同様）

4. 燃やすごみの焼却処理量及び不燃・粗大ごみの中間処理量

(1) 燃やすごみの焼却処理量の推移

燃やすごみの焼却処理量は、平成27年（2015年）度から平成29年（2017年）度までは減少傾向にありました。令和元年（2019年）度から令和2年（2020年）度にかけての家庭系燃やすごみの増加、事業系燃やすごみの近年の増加については、「2. （1）ごみ排出量の推移」における家庭系一般廃棄物・事業系一般廃棄物の増加と同じ要因によるものと考えられます。令和2年（2020年）度から令和5年（2023年）度にかけて事業系燃やすごみは増加傾向となりましたが、家庭系燃やすごみは減少傾向であるため、燃やすごみの焼却処理量は減少しています。

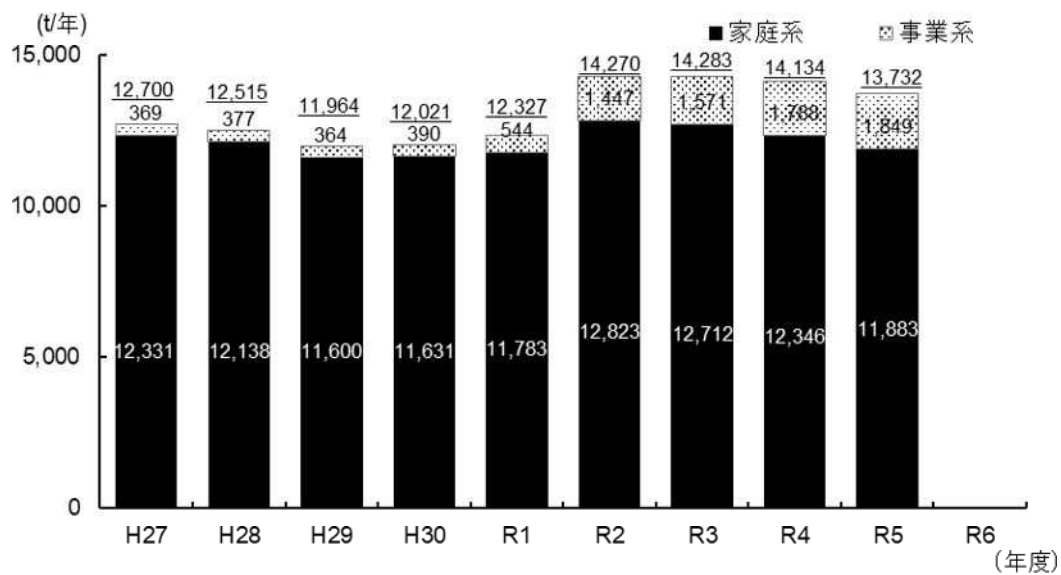


図 10 燃やすごみの焼却処理量の推移³

³ ここでの家庭系燃やすごみの焼却処理量には、中間処理後の可燃残渣を含む

(2)不燃・粗大ごみの中間処理量(項目別)の推移

不燃・粗大ごみの中間処理量は、平成27年（2015年）度から平成30年（2018年）度まで、ほぼ横ばいで推移しています。令和元年（2019年）度から令和2年（2020年）度における燃やさないごみ、プラスチックごみ、不燃系粗大ごみの増加は、新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言の発令や在宅ワーク、外出自粛等によるものであると考えられます。また、令和2年（2020年）度から令和5年（2023年）度にかけては減少傾向になっています。

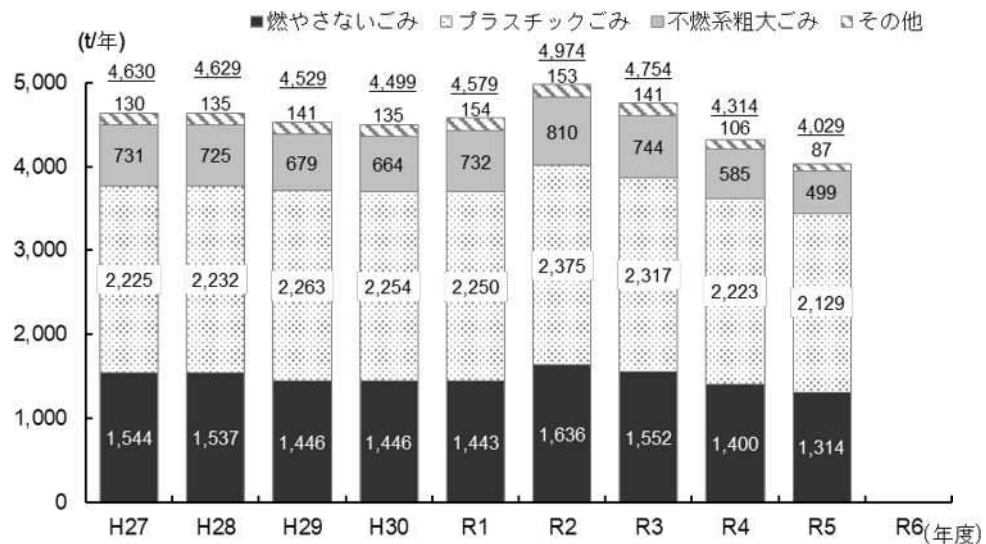


図 11 不燃・粗大ごみの中間処理量（項目別）の推移

5. 資源化量

(1) 資源化量全体の推移

資源化量は、平成27年（2015年）度から平成30年（2018年）度まで増加傾向にありましたが、平成30年（2018年）度から令和5年（2023年）度にかけて減少傾向にあります。新型コロナウイルス感染症が拡大した令和元年（2019年）度から令和2年（2020年）度にかけては、緊急事態宣言の発令や在宅ワーク、外出自粛等により、戸別回収分の資源化量が増加しました。

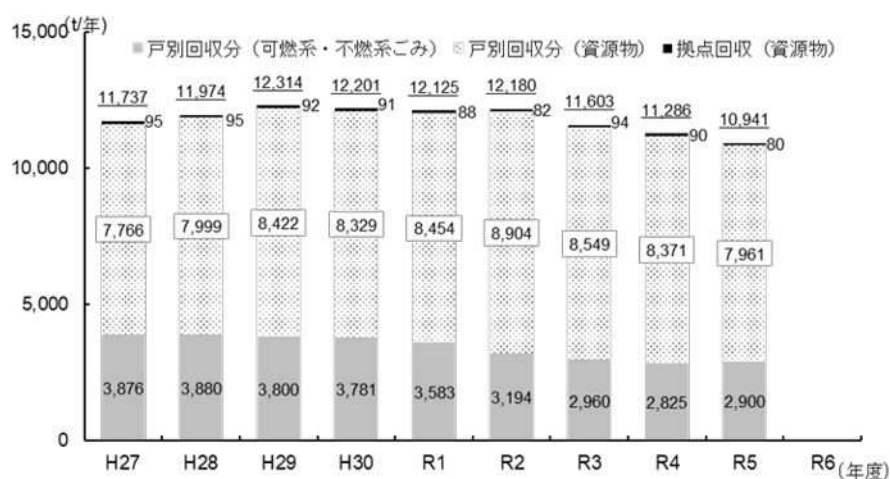


図 12 資源化量の推移

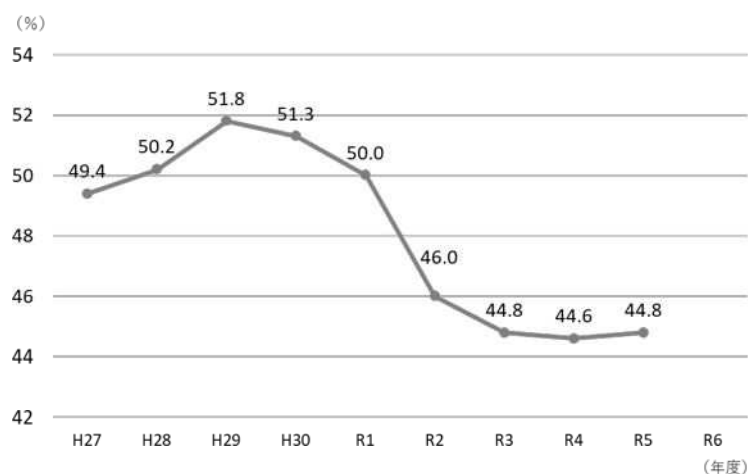


図 13 総資源化率の推移⁴

⁴ 集団回収分を含む

(2) 戸別回収分(可燃系・不燃系ごみ)の資源化量の内訳

戸別回収分（可燃系・不燃系ごみ）の資源化量の内訳の推移について、可燃系・不燃系ごみの資源化量は平成27年（2015年）度から令和5年（2023年）度にかけて減少傾向となりました。不燃物は平成27年（2015年）度から令和2年（2020年）度にかけて減少傾向にありましたが、令和3年（2021年）度から令和5年（2023年）度にかけて増加傾向にあり、これは令和4年（2022年）度から資源物処理施設整備に係る建替工事に伴い、民間処理施設で処理されるようになったためであると考えられます。

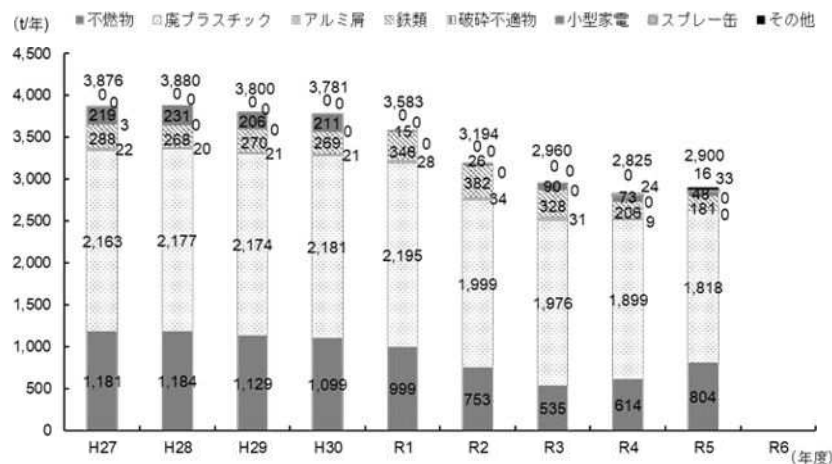


図 14 戸別回収分（可燃系・不燃系ごみ）の資源化量の内訳

(3) 戸別回収分(資源物)の資源化量の内訳

戸別回収分（資源物）の資源化量の内訳を見ると、平成30年（2018年）度から令和2年（2020年）度にかけての戸別回収分（資源物）は段ボール、布、缶類、金属、びん類、ペットボトル、剪定枝が増加しました。令和2年（2020年）度から令和5年（2023年）度にかけて戸別回収分（資源物）の資源化量は減少傾向にあります。

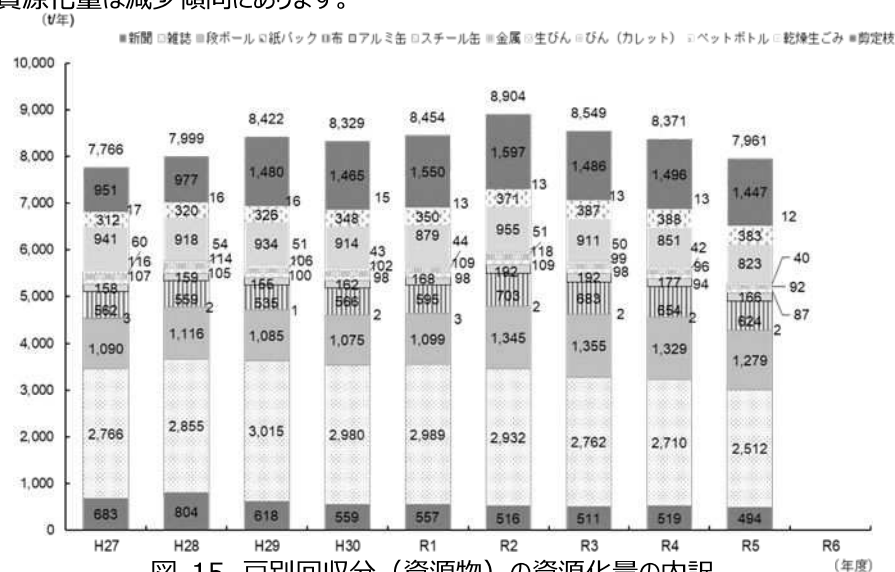


図 15 戸別回収分（資源物）の資源化量の内訳

6. 集団回収の実施団体登録数及び回収量

集団回収の実施団体登録者数は、町会・自治会の存続や廃止等により入れ替わりがあるものの、平成27年（2015年）度から令和5年（2023年）度にかけてほぼ横ばいで推移しています。

集団回収量は平成28年（2016年）度から令和5年（2023年）度にかけて減少傾向にあります。

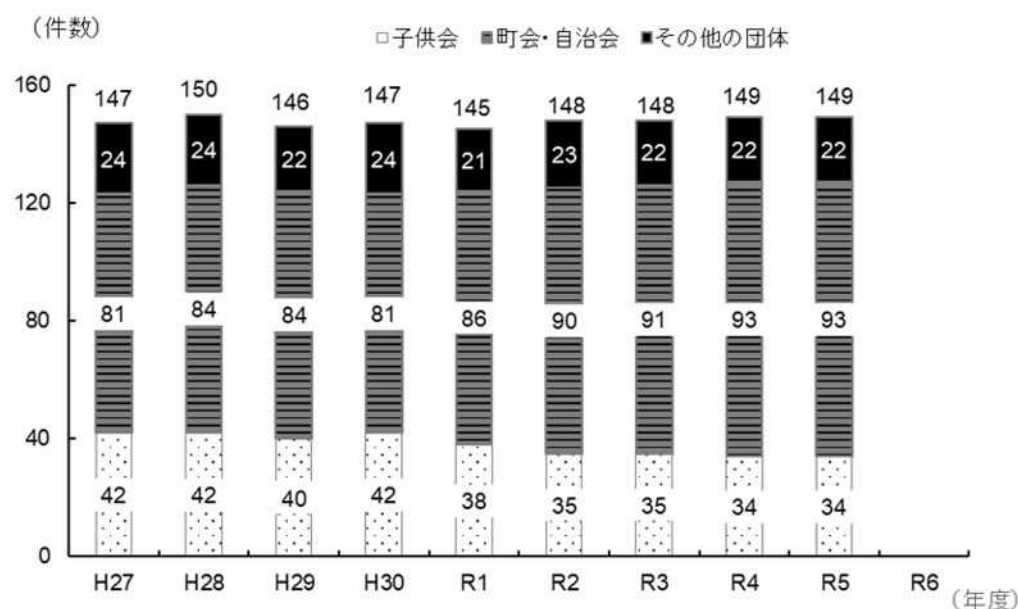


図 16 集団回収の実施団体登録数の推移

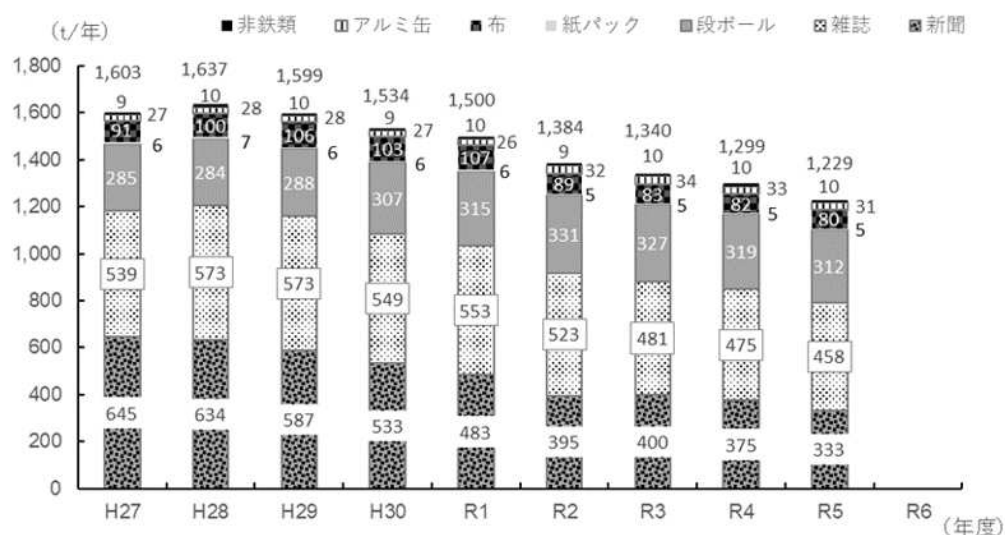


図 17 集団回収量の実績の推移

7. 埋立処分量・焼却灰

発生した焼却灰は、平成18年（2006年）から稼働している東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設で全量をリサイクルしていること、不燃残さについても民間の資源化施設でリサイクルを開始したことから、埋立処分量は平成28年（2016年）度以降ゼロとなっています。

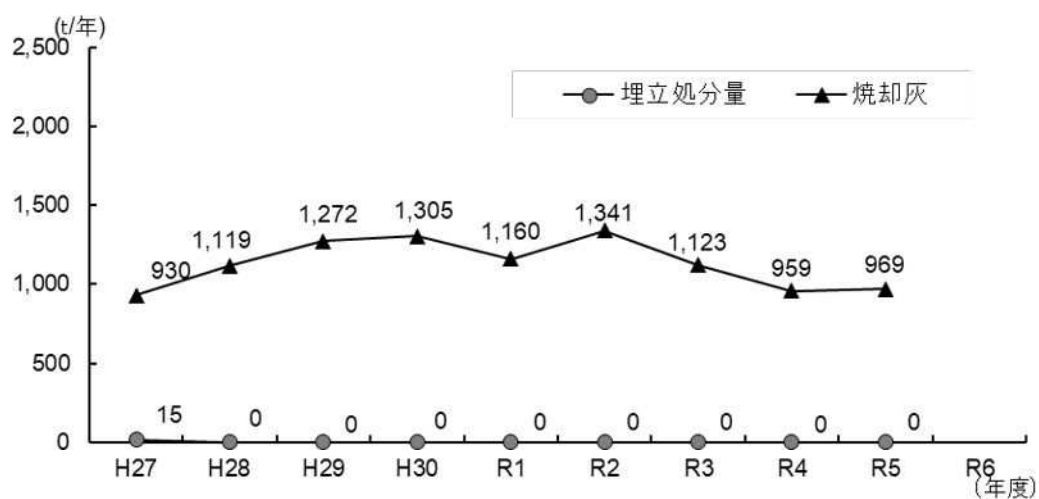


図 18 埋立処分量・焼却灰の推移

8. ごみ処理施設の状況

地域内のごみ処理施設の現況と予定を以下に示します。令和2年（2020年）4月、浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設が稼働し、日野市・国分寺市と本市の可燃ごみの共同処理が開始しました。また、野川クリーンセンターが令和4年（2022年）8月に竣工しましたが、令和7年（2025年）3月末にはメタウォーターサステナブルパークこがねいも竣工しました。

現行計画策定時

（令和2年3月時点）



現在

（令和7年3月時点）

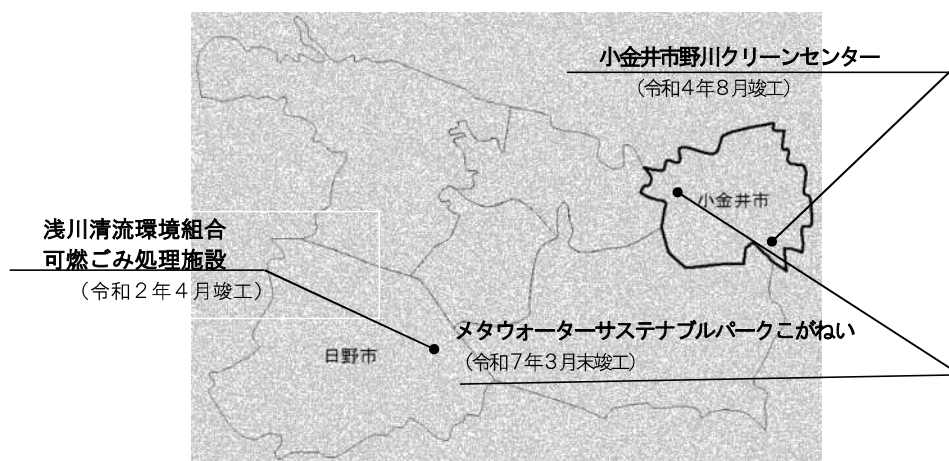


図 19 地域内の施設の現況

9. その他

(1) 一般廃棄物処理実態調査

※環境省「一般廃棄物処理実態調査」R5年度版が公表されました、3Rの取組上位市町村（ランキング）の部分から本市の実態を整理する予定です。

(2) ごみ処理経費

本市のごみ処理経費は、浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設が稼働を開始した令和2年（2020年）度は施設整備等に係る費用の低減を受けて低下しましたが、令和3年（2021年）度以降は市内清掃関連施設整備事業に要する支出増に伴い、再び上昇しました。継続的に多摩地域の平均値を上回っており、高い水準となっています。

表 4 年間ごみ処理経費の推移

		(年度)	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
小金井	清掃費	千円	3,200,678	3,255,726	3,120,194	3,151,684	3,387,073	2,673,512	3,210,330	3,403,138
	年間ごみ処理経費（1人当たり）	円/人・年	27,159	27,304	26,005	26,011	27,702	21,661	25,756	27,259
	年間ごみ処理経費（1t当たり）	円/t・年	118,517	120,129	116,139	117,741	124,210	90,569	111,065	120,529
多摩地域	清掃費	千円	77,686,044	77,954,304	74,442,170	81,689,150	82,500,384	84,339,142	99,479,095	85,718,186
	年間ごみ処理経費（1人当たり）	円/人・年	18,579	18,559	17,661	19,323	19,462	19,871	23,406	20,163
	年間ごみ処理経費（1t当たり）	円/t・年	66,355	68,032	66,015	72,912	73,223	73,791	88,988	78,531

出典）清掃費：各年の地方財政状況調査

多摩地域のごみ処理経費：各年の「多摩地域ごみ実態調査」のごみ量・人口を用いて算出

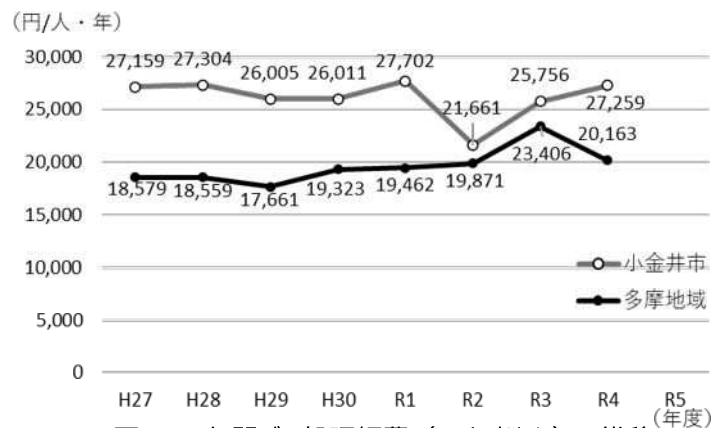


図 20 年間ごみ処理経費（1人当たり）の推移

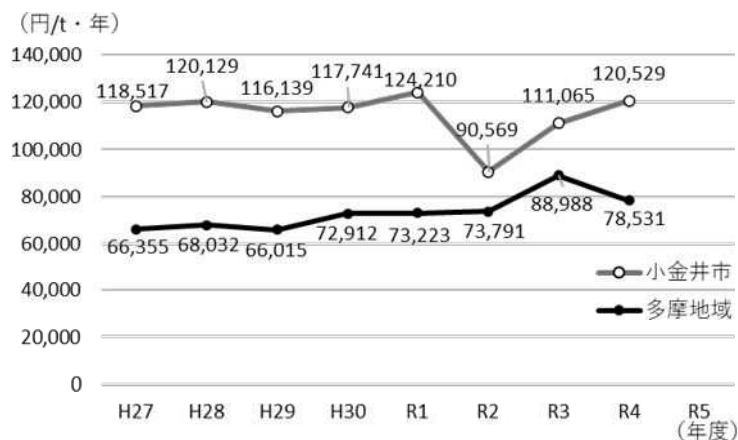


図 21 年間ごみ処理経費（1t当たり）の推移

【参考】

令和6年（2024年）度に実施した燃やすごみ組成分析の結果及び4回の結果の平均を以下に示します。紙類が45.2%と最も多く、次に厨芥類37.9%、ビニール・合成樹脂類10.7%となりました。

表 5 燃やすごみ組成分析調査結果

実施日		単位	第1回	第2回	第3回	第4回	平均
			令和6年8月22日	令和6年10月24日	令和6年12月17日	令和7年2月20日	
ごみ種類組成	紙類	%	36.2	51.3	49.5	43.7	45.2
	衣類	%	5.6	3.8	5.9	3.3	4.7
	ビニール・合成樹脂類	%	9.2	10.9	14.1	8.7	10.7
	ゴム・皮革類	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	木・竹・わら類	%	0.3	2.3	0.7	0.7	1.0
	厨芥類	%	48.6	30.9	29	43.1	37.9
	その他可燃物	%	0.0	0.0	0.0	0.3	0.1
	金属類	%	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1
	ガラス類	%	0.1	0.3	0.2	0	0.2
	土砂・陶磁器類	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	その他不燃物	%	0	0.4	0.5	0.1	0.3

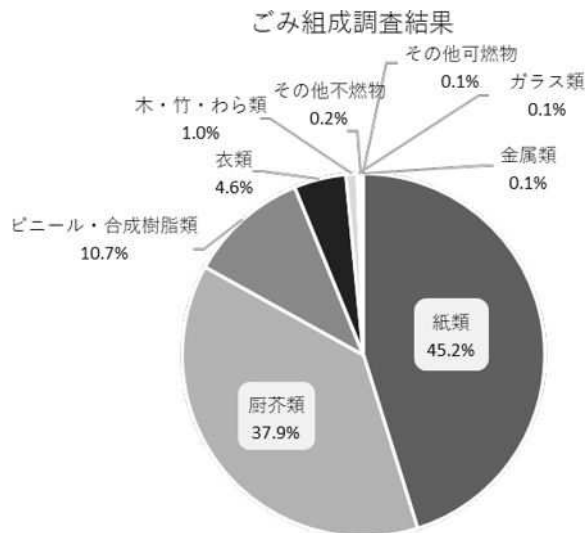


図 22 ごみ組成調査の結果

(令和6年度実施の結果の平均値より算出)

※今後実施予定であるごみ組成調査を基に、実態を整理予定です。

(3)国、都の目標値との比較

1)1人1日当たりのごみ焼却量

第5次循環型社会形成推進基本計画における1人1日当たりごみ焼却量の令和12年（2030年）度目標値は約580gです。それに対し本市の令和5年（2023年）度実績値は294gであり、令和5年（2023年）度において目標値を達成しています。

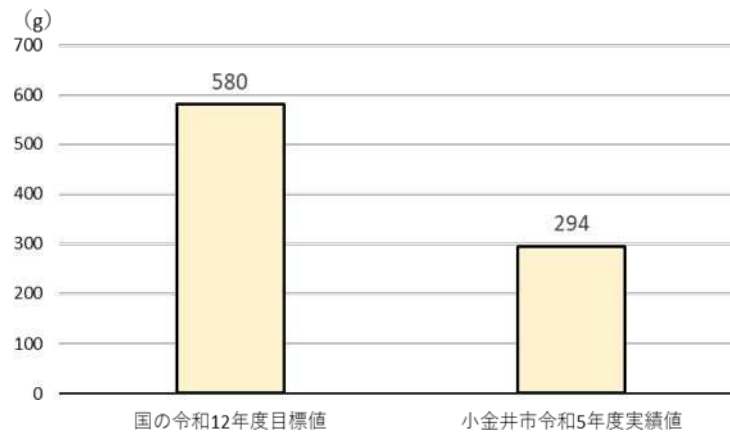


図 23 1人1日当たりのごみ焼却量の比較

2)1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

廃棄物処理基本方針における1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の令和12年（2030年）度目標値は約478g/人・日です。それに対し本市の令和5年（2023年）度実績値は349g/人・日であり、令和5年（2023年）度において目標値を達成しています。

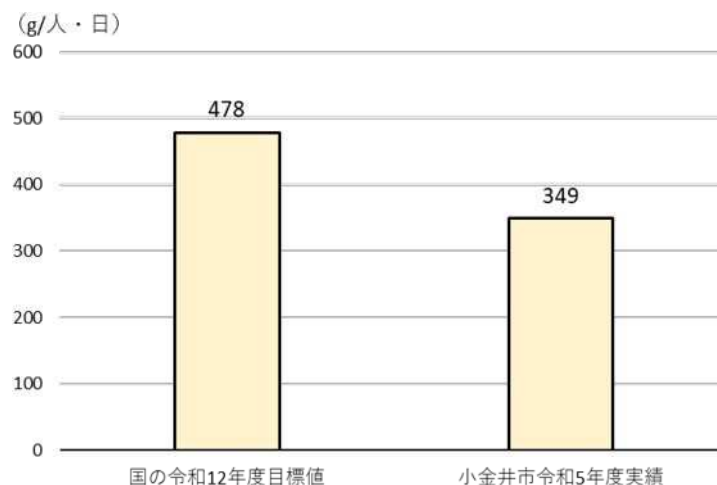


図 24 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の比較

3)一般廃棄物の出口側循環利用率(総資源化率)

廃棄物処理基本方針（変更案）における一般廃棄物の出口側循環利用率の令和12年（2030年）度目標値は約26.0%です。それに対し本市の総資源化率の令和5年（2023年）度実績値は44.8%であり、令和5年（2023年）度において目標値を達成しています。

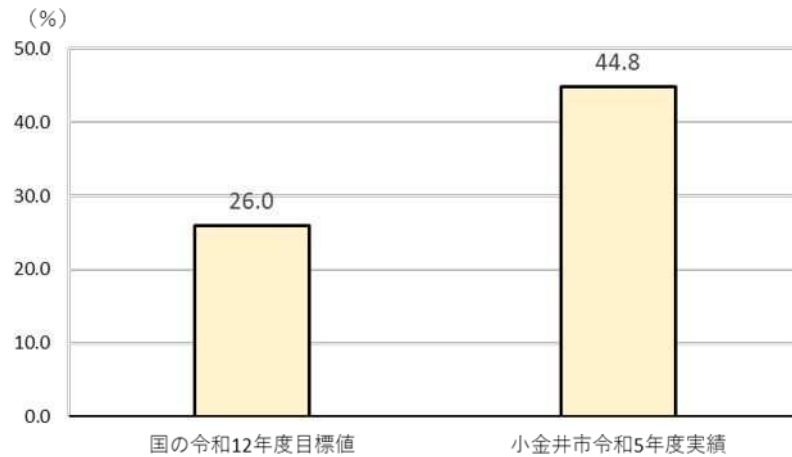


図 25 一般廃棄物の出口側循環利用率（総資源化率）の比較

4)一般廃棄物再生利用率(総資源化率)

東京都資源循環・廃棄物処理計画における一般廃棄物再生利用率の令和12年（2030年）度目標値は37.0%です。それに対し本市の総資源化率の令和5年（2023年）度実績値は44.8%であり、令和5年（2023年）度において目標値を達成しています。

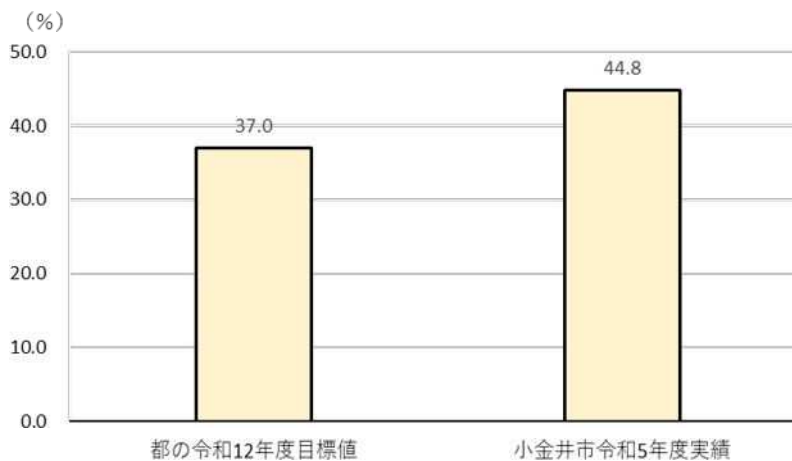


図 26 一般廃棄物再生利用率（総資源化率）の比較

第3節 前計画における数値目標と実績

1. 市民1人1日当たりの家庭系一般廃棄物排出量

市民1人1日当たりの家庭系一般廃棄物排出量は、現行計画における令和6年（2024年）度の目標値が356g/人・日であるのに対し、令和5年（2023年）度実績値が349g/人・日であり、令和5年（2023年）度において目標値を達成しています。

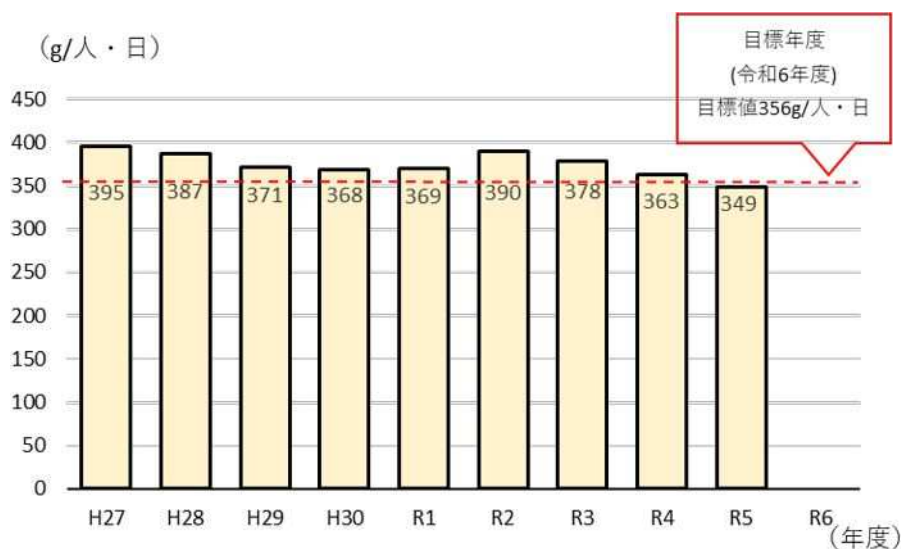


図 27 市民1人1日当たりの家庭系一般廃棄物排出量の目標値と実績の推移

※家庭系一般廃棄物とは、燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチックごみ、粗大ごみ、有害ごみを合わせたごみ排出量です。

2. 埋立処分量

埋立処分量は、平成28年（2016年）度以降、ゼロを継続しており目標を達成しています。

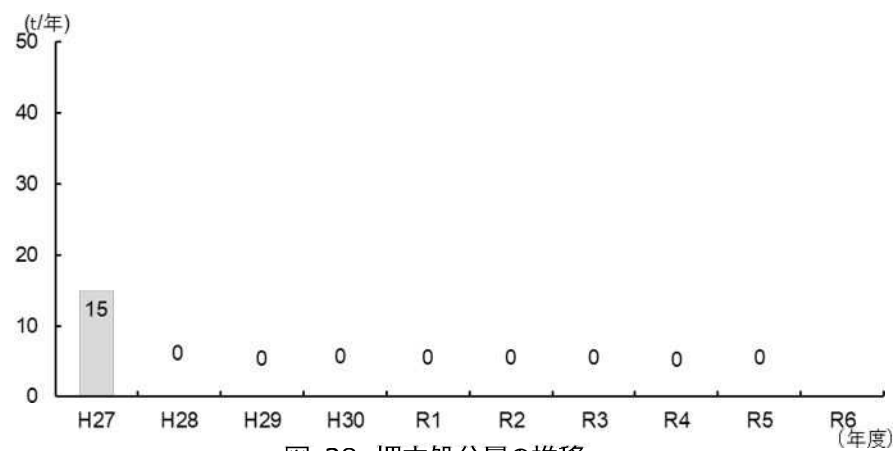


図 28 埋立処分量の推移

第4節 本市の抱える主な課題

1. ごみ量実績・処理経費からの課題

(1) 家庭系一般廃棄物の削減

家庭系一般廃棄物については、令和元年（2019年）度から令和2年（2020年）度にかけて新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言の発令や在宅ワーク、外出自粛等により増加しましたが、直近では令和元年（2019年）度の水準に戻りつつあります。家庭系一般廃棄物の排出量、1人1日当たりの排出量は共に減少傾向ではありますが、新たに、食品ロスの削減の推進に関する法律やプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行されたことも鑑み、更なるごみ減量に取り組むことが望まれます。

(2) 事業系一般廃棄物の削減

事業系一般廃棄物については、排出量が増加してきています。事業所におけるごみの発生抑制と資源化の推進により、燃やすごみとして処理される量の削減を図る必要があります。

(3) 処理経費を考慮した取組の推進

本市の年間ごみ処理経費（1人当たり及び1 t 当たり）は、多摩地域の平均値を上回っていることから、費用対効果も踏まえた上で取組を実施していく必要があります。

2. アンケート調査結果からの課題

今後組成調査の結果が出たタイミングで、複合的な課題として再整理予定です。

(1) ごみについての関心度・分別の徹底状況

ごみについての関心は、どの年代においても高い傾向にあり、特に「ごみの分別の種類や出し方」、「ごみの3R（リデュース、リユース、リサイクル）」についての関心が高い傾向にあります。

また、徹底している人または徹底を心掛けている人の割合が9割程度であることから、ごみの分別に対する意識は高いと捉えられる一方、徹底を心掛けているが分からないものは混ぜて出している人の割合が4割程度であるため、分別の種類についての周知が十分でない可能性があります。

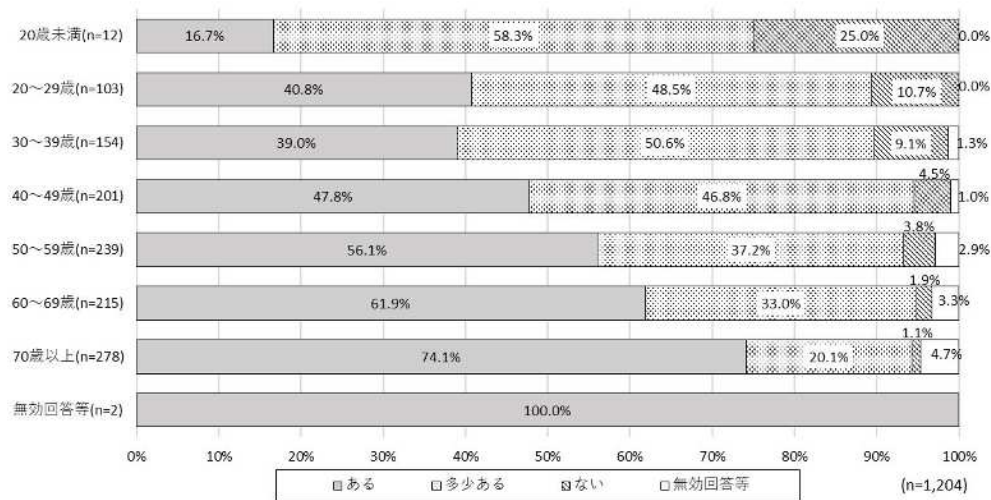


図 29 ごみに関する関心の有無【市民】

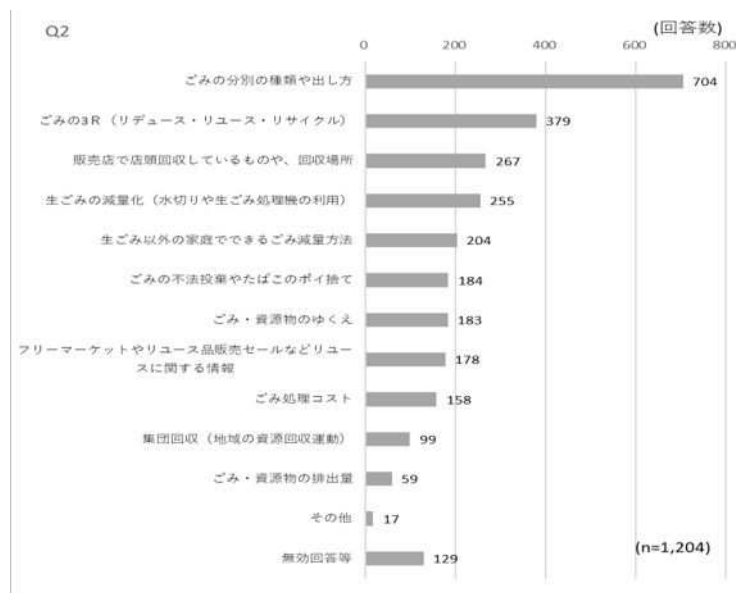


図 30 ごみに関する興味内容調査結果【市民】

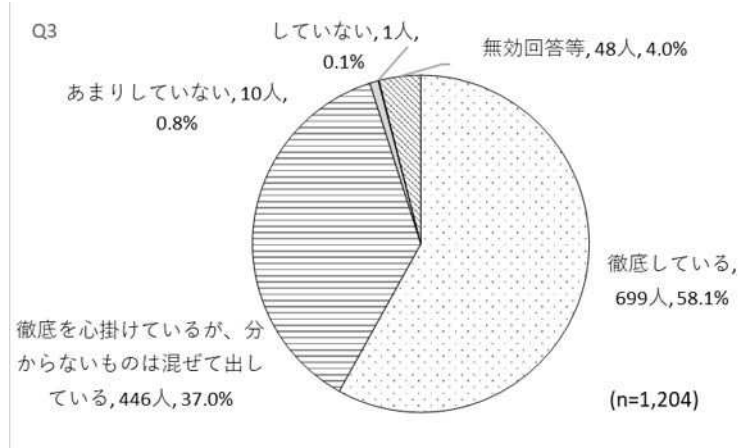


図 31 分別実施状況【市民】

(2)情報源・市民が求める施策

大半の市民及び事業所がごみ・リサイクルカレンダー、ごみ分別の手引きからごみに関する情報を得ている状況であり、市報やごみ分別アプリ、ホームページを活用している市民も一定数いる状況です。DX化、ペーパーレス化等の観点からは、ごみ分別アプリやホームページの情報を拡大することが望ましいと考えられますが、現在の動向からは、適切にその効果を検証する必要があります。

なお、市民からは、ごみ減量のための啓発、ごみ分別のための啓発、それらの情報発信の充実、集団回収への積極的な参加の促進を求める声も多いため、市のごみに関する情報（周知・広報したい情報）をごみ・リサイクルカレンダーに集約することで、情報を広く浸透させることができる可能性があります。

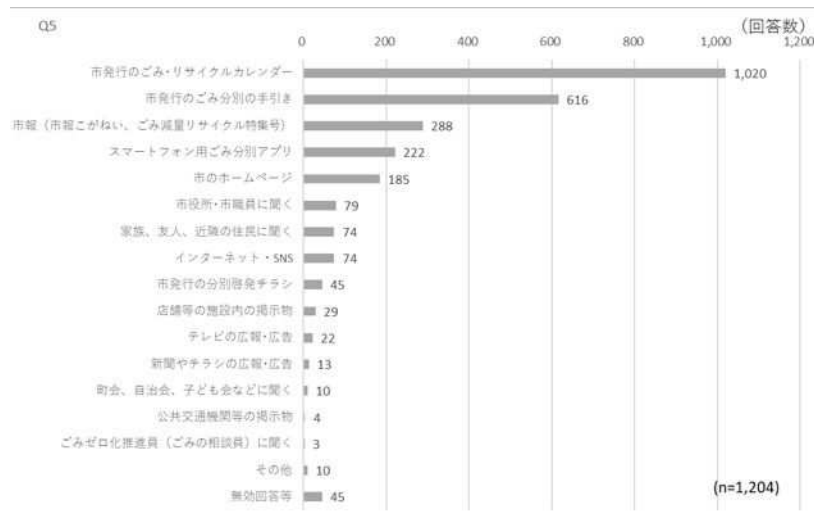


図 32 ごみに関する情報源【市民】

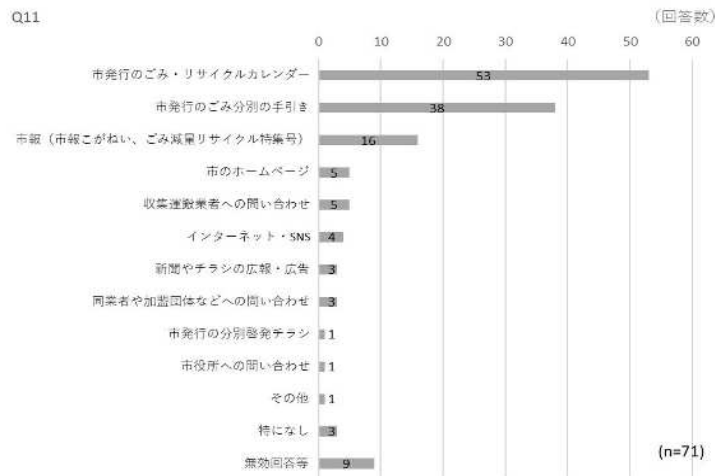


図 33 ごみに関する情報源【事業所】

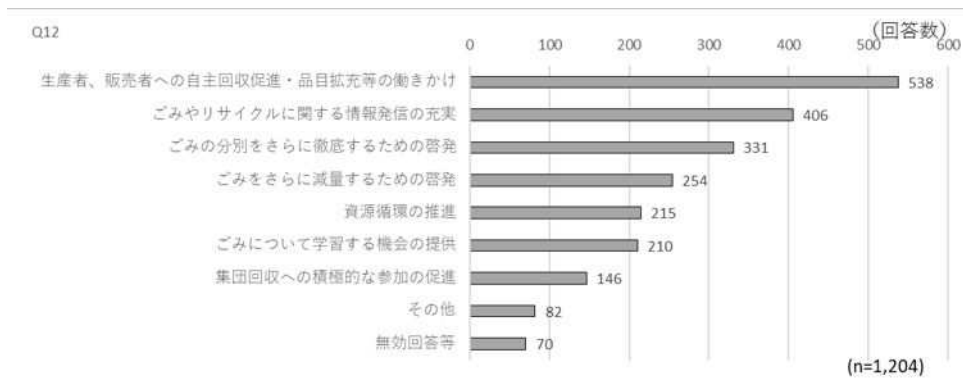


図 34 市民が求めている施策【市民】

(3)生ごみ・食品ロス

生ごみ、食品ロスに関する市が行っている取組についての認知度は、全体的に低い傾向にあります。また、生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の認知度は6割程度であるのに対し、生ごみ処理機を使用している人の割合は1割程度に留まっており、補助制度のあり方について検討が必要な状況です。

普段捨てていると思う「食品ロス」については、消費期限（安全に食べることができる期限）が切れてしまった食品が最も多く、未利用品、食べ残しを合わせると7割以上に及びます。市民から事業者に必要な量だけの販売・提供（少量パック、量り売り、小盛など）を望む割合が多いことや、賞味期限が近い商品の割引制度が望まれていること、事業者からは飲食店と連携したキャンペーンの実施を求められていることから、事業者も含めた食品ロスの削減に向けた取組が求められます。

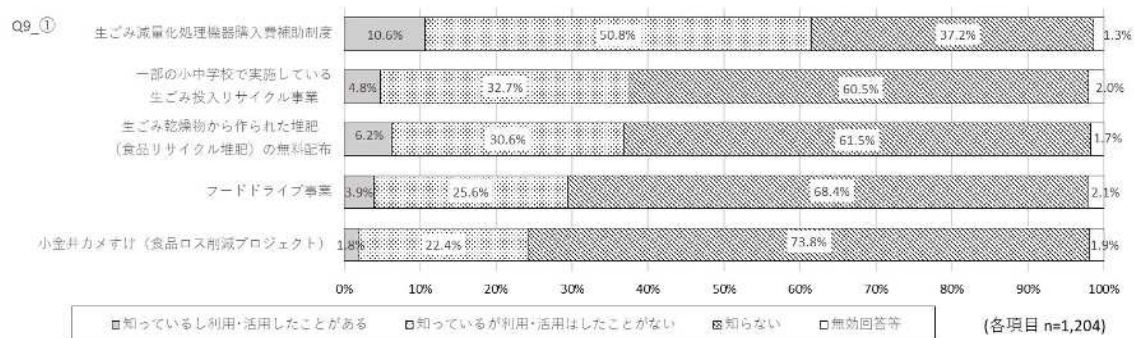


図 35 食品ロスに関する施策の認知度【市民】

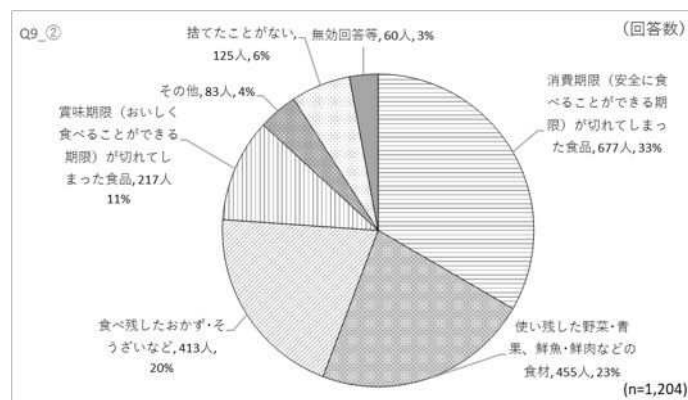


図 36 食品ロスに関する排出状況【市民】



図 37 事業者を求める取組調査結果【市民】

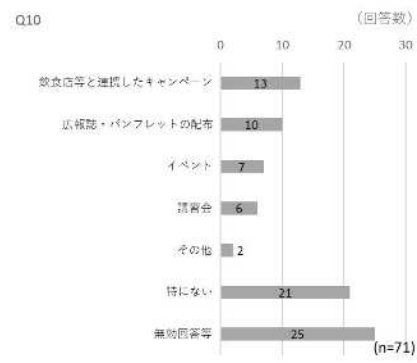


図 38 食品ロス削減のために市に実施してほしい施策【事業所】

(4)プラスチック・充電式電池

プラスチック製容器包装とプラスチックだけでできている製品について、汚れていないものはプラスチックごみの日に出している割合が9割を超えています。汚れのついたものについては、7割程度が汚れを落とし適正に排出している一方、2割程度が汚れを気にせず排出しているか、燃やすごみもしくは燃やさないごみの日に排出しており、さらなる分別徹底が必要な状況です。

充電式電池については、7割以上が正しい方法で捨てていますが、正しく出していない、正しい排出方法が分からない、まだ捨てたことがないという回答が2割以上を占めていることから、安全面を考慮した正しい排出方法の周知徹底が望まれます。

また、市に求める施策として、「ごみやリサイクルに関する情報発信の充実」、「生産者、販売者への自主回収促進の働きかけ」が必要との回答が多いことから（図 34）、適正排出に向けて、情報発信の充実や事業者を含めた施策の展開が求められます。

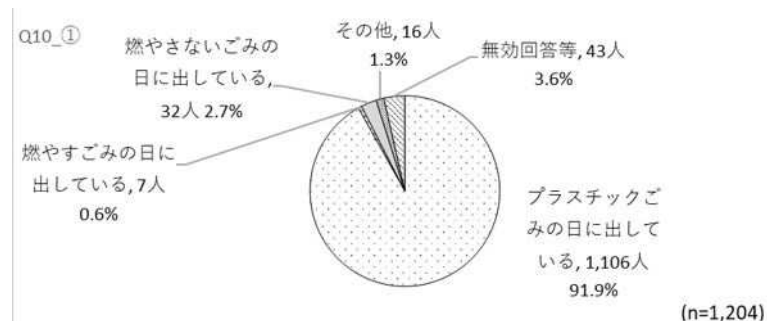


図 39 汚れていないプラスチックごみの排出状況【市民】

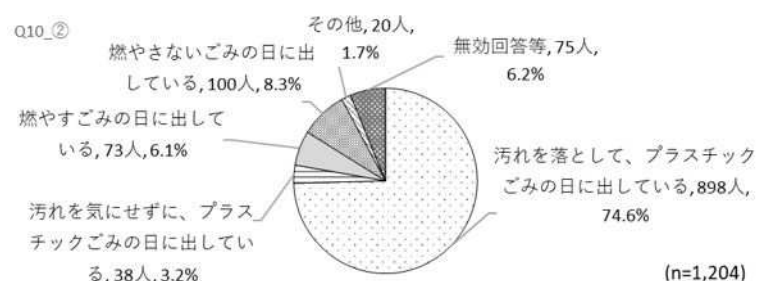


図 40 汚れたプラスチックごみの排出状況【市民】

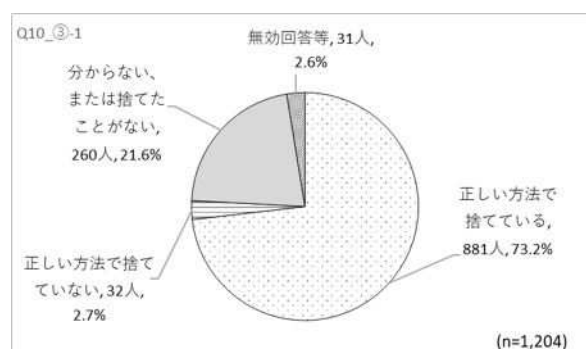


図 41 充電式電池が内蔵されている製品の排出状況【市民】

(5)リユース事業の利用状況

リユース事業の利用状況については、リユースショップの買取サービス、フリマアプリが多い一方、利用したことがないと回答した割合も多い結果となっています。また、これらのサービスを「過去に利用したことがあるだけであり、継続的に利用していない」ことも考えられるため、サービスの利用のしやすさを向上させるような取組が求められます。

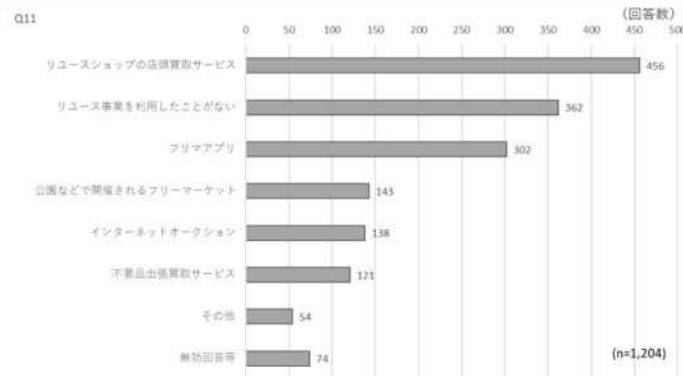


図 42 リユース事業の利用状況【市民】

(6)事業所の取組状況

ごみ減量・リサイクルに関する事業所の取組状況については、ペーパーレス化、再生紙などの再生用品の使用に努めているとの回答が多い一方、「リサイクル推進協力店」の認定に対する意識や、出張講座を活用した講演会の実施が少ないことから、市の実施する施策を積極的に活用している事業所が少なく、施策の周知が不十分である可能性があります。

なお、ごみ減量・リサイクルに取り組む主な理由を見ると、ごみ処理コスト削減につながる施策の実施が3R促進につながる可能性があります。

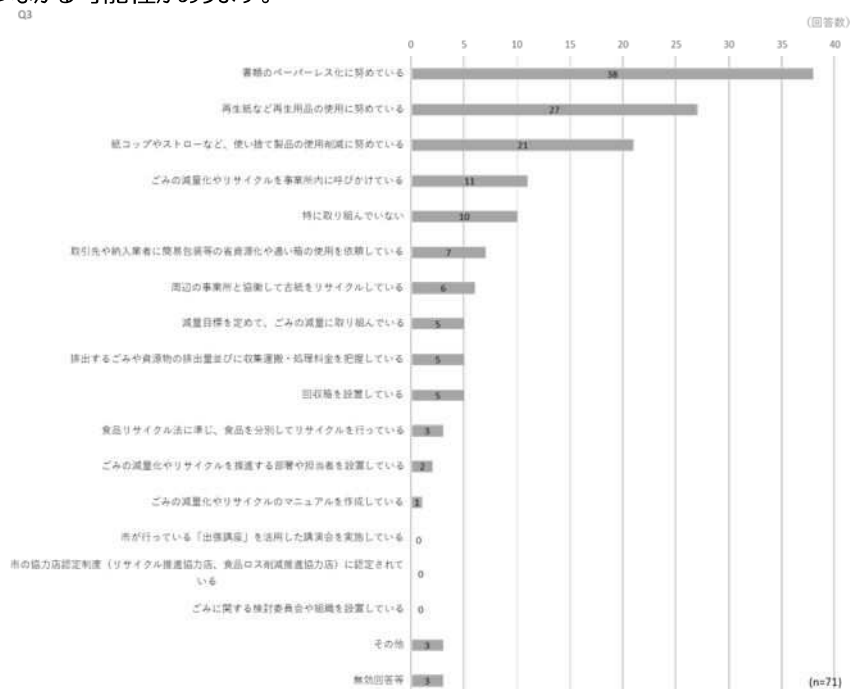


図 43 ごみ減量・リサイクルに関する取組状況の調査結果【事業所】

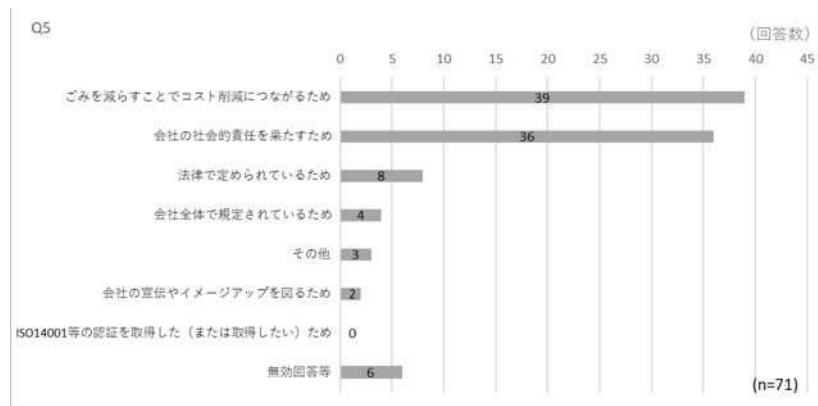


図 44 ごみ減量・リサイクルに取り組む理由調査の結果【事業所】

3. ごみ組成調査からの課題

※ごみ組成分析実施後、整理する予定です。

4. 国の動向・人口動態からの課題

国の動向を踏まえた取組の推進が必要であるほか、今後、少子高齢化の進行やデジタル技術の進展等による社会構造の変化や様々な生活スタイルの出現により、ごみ処理に関する様々なニーズや課題が発生することが見込まれます。

(1)SDGsや脱炭素社会・循環型社会の実現に向けた取組の必要性

SDGsの実現に向けて、本市においても、増加傾向にある外国人や（2）でも言及している高齢者を含め、全ての市民がごみの排出に困らず安心して暮らせるように、「誰一人取り残さない」ごみ処理のあり方を改めて検討する必要があります。また、脱炭素社会の実現に向けて、環境負荷の低減や効率的な処理・資源化の推進に重きを置いて取組を進めるほか、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行が求められていることも踏まえ、リユースや再生材の利用に関する取組を強化しつつ、循環型社会の実現を目指す必要があります。

(2)少子高齢化を踏まえた取組の必要性

少子高齢化の進行により高齢者が増加し、排出されるごみの質が変化することが想定されるほか（例：大人用紙おむつの増加、（総菜等の消費増加による）容器包装プラスチック類の増加、体力的に分別が負担になることによる適正排出度合いの変化）、ごみの排出が困難な市民も増加することが想定されます。関連する庁内部署とも連携しつつ、このような変化も考慮した取組を検討する必要があります。また、取組全般においては、高齢者の増加を踏まえたデジタルデバインド（情報格差）の問題についても考慮する必要があります。

さらに、人手の面に着目すると、地域コミュニティの変化や「ごみゼロ化推進員制度」等のごみ処理の支援団体の担い手不足が生じる可能性があるほか、行政機能・公共施設においても、ごみ処理に関わる人員が不足する可能性があります。さらに、税収減に伴う清掃予算費の確保・保持が困難となることを見込まれ、処理の効率化はもちろんのこと、「1. （3）処理経費を考慮した取組の推進」とも関連しますが、費用対効果も踏まえた上で取組を実施していく必要があります。

上記に対しては、デジタル技術の活用により既存のごみ処理システムの変革や効率化を図ることも方法の1つとして期待されますが、本市でのごみ処理に係るデジタル技術の導入状況や導入による効果も把握し、今後更なる導入促進等の検討が必要です。

第3章 基本的な方針

第1節 これまでの経緯

本市では、平成18年（2006年）にごみ非常事態を宣言し、平成19年（2007年）4月以降、可燃ごみの処理については、広域支援により多摩地域の自治体及び一部事務組合にお願いしてまいりました。令和2年（2020年）4月からは、日野市、国分寺市とともに設立した浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設において、共同処理を行っています。また、可燃ごみを焼却処理した後に発生する焼却灰は、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合が運営する東京たまエコセメント化施設にて、エコセメントの原料としてリサイクル処理されています。これまで本市の可燃ごみの処理をお願いしてまいりました多摩地域の自治体及び一部事務組合の各施設の周辺住民及び関係者並びに東京たま広域資源循環組合の所在する日の出町の住民及び関係者に厚く御礼申し上げます。

一方で、不燃・粗大ごみ、資源物の処理については、平成30年（2018年）3月に策定した「小金井市清掃関連施設整備基本計画」に基づく施設整備を進めてまいりました。令和4年（2022年）8月に不燃・粗大ごみの積替え・保管施設である「小金井市野川クリーンセンター」が稼働し、令和7年（2025年）3月にはプラスチックごみ・ペットボトル・空き缶・びん等の資源物処理施設である「メタウォーターサステナブルパークこがねい」が稼働し、市内における循環型社会形成に資する施設の再配置を完了しました。

このことをもって、本市のごみ処理行政が転換点を迎えたことから、今後、各施設での適正処理の徹底を図るとともに、基本理念である「循環型都市『ごみゼロタウン小金井』～ごみを出さないライフスタイルへ～」の実現に向け、「ごみの発生抑制」を最優先とした更なるごみの減量及び資源化に向けた施策を展開してまいります。

第2節 基本理念

前計画では、目指す将来像として「循環型都市『ごみゼロタウン小金井』」を掲げ、持続可能な循環型社会の形成を目指してきました。

本計画においても、引き続きごみを出さないライフスタイルの推進を図り、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会の形成を目指すとともに、良好な環境を未来へ引き継ぐため、美しいまちづくりの推進を図っていきます。また、安定的な適正処理の推進のため、市民・事業者・行政が一体となって、発生抑制に最優先で取り組むことが重要であるという考えのもと、基本方針を定めます。

基本理念

循環型都市『ごみゼロタウン小金井』

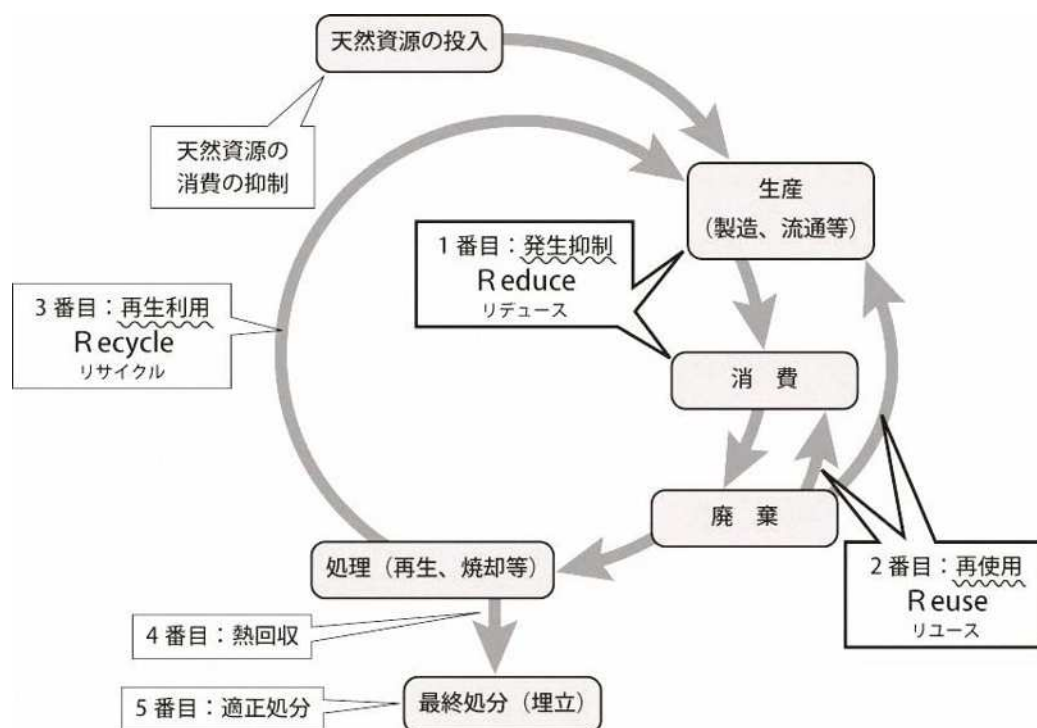
～ごみを出さないライフスタイルへ～

第3節 基本方針

基本方針については、3Rの優先順位（図 45参照）も踏まえこれまでに引き続き発生抑制を最優先に取り組むべきであること、ごみ非常事態宣言を経験した本市にとって安定的な適正処理体制の構築は重要な事項であることを踏まえ、前計画と同様、発生抑制を最優先とした3R、適正処理についての基本方針を掲げます。

1. 発生抑制を最優先とした3Rの推進

基本理念の実現に向けては、3Rの取組を実践することが重要です。3Rの中でも特にリデュース（発生抑制）の取組が最も重要であることから、市民一人ひとりが自らのライフスタイルを見直し、3Rに取り組むことが求められます。そこで、本計画では、発生抑制を最優先とした3Rの推進を基本方針とします。



参考：環境省資料

図 45 3Rの流れ

2. 安定的な適正処理の推進

基本理念の実現に向けては、収集運搬、中間処理、最終処分の各段階において円滑な廃棄物処理が行われること、廃棄物処理を支える体制の確立が重要です。そこで、本計画では、安定的な適正処理の推進を基本方針とします。

第4節 目標項目について

次期計画における目標項目の案と、その理由を以下に示します。

1. 市民1人1日当たりの家庭系一般廃棄物排出量(g/人・日)(資源物を除く)

【設定理由】

- 前計画の目標項目を踏襲することで、これまでの推移より評価が可能。
- 廃棄物処理基本方針にも同項目が設定されており、国の方針とも合致。
- 多摩地域各自治体においてもこの項目を設定している自治体が多く見られる。

2. 市民1人1日当たりの家庭系一般廃棄物排出量(g/人・日)(資源物を含む)

【設定理由】

- 発生抑制に最優先に取り組み、ごみを出さないライフスタイルを推進していく本市にとって、資源物を含めたごみ排出量の減量が重要。
→上記の評価をする上で、資源ごみを含めた家庭系一般廃棄物排出量を計る目標値として設定。

3. 事業系一般廃棄物排出量(t/年)

【設定理由】

- ごみ量実績より事業系一般廃棄物が増加傾向。
→発生抑制に取り組んでいくには事業系一般廃棄物の排出状況も把握しておく必要があり、発生抑制には市、市民、事業者が一体となって取り組んでいくことが重要であるため事業系一般廃棄物排出量を計る目標値として設定。

ごみ減量・リサイクルに関する市民アンケート調査結果

概要

対象	発送数	集計数	入力率
市民	3,000	1,106	36.9%
市民（外国人）	80	16	20.0%
その他（管理番号未回答など）		82	
市民全体	3,080	1,204	39.1%

（１）回答者属性

年齢

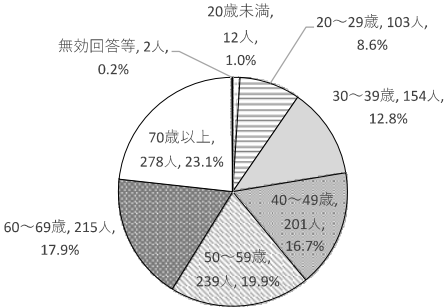
選択肢	回答数	%
1 20歳未満	12	1.0%
2 20～29歳	103	8.6%
3 30～39歳	154	12.8%
4 40～49歳	201	16.7%
5 50～59歳	239	19.9%
6 60～69歳	215	17.9%
7 70歳以上	278	23.1%
無効回答等 一	2	0.2%
合計	1,204	100.0%

※無効回答等：無回答及び無効回答（択一選択の設問で複数回答、複数選択の設問で回答数の上限以上に回答、自由記述の無い設問で記述による回答など）の合計（以下の設問も同様）

※表示上小数点以下第二位を四捨五入しているため、パーセントの合計が100とならない場合がある。

※nは設問の回答対象者数を示す。

■年齢

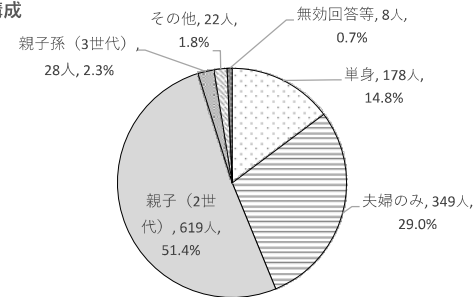


(n=1,204)

世帯構成

選択肢	回答数	%
1 単身	178	14.8%
2 夫婦のみ	349	29.0%
3 親子（2世代）	619	51.4%
4 親子孫（3世代）	28	2.3%
5 その他	22	1.8%
無効回答等 ー	8	0.7%
合計	1,204	100.0%

■世帯構成



(n=1,204)

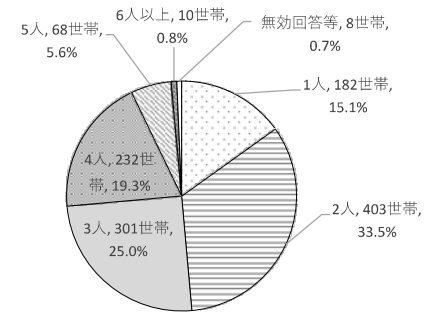
その他回答（22件）

兄妹の夫婦と／同居／（無回答）／実姉家族／同棲／親子＋叔母／姉妹／（無回答）／姉妹2人暮らし／同居／夫婦＋義母／（無回答）／1人／夫婦＋子一人／（無回答）／（無回答）／（無回答）／親兄弟と同居／夫婦と夫の両親／グループホーム／兄弟／（無回答）

世帯人数

選択肢	回答数	%
1 1人	182	15.1%
2 2人	403	33.5%
3 3人	301	25.0%
4 4人	232	19.3%
5 5人	68	5.6%
6 6人以上	10	0.8%
無効回答等 ー	8	0.7%
合計	1,204	100.0%

■世帯人数

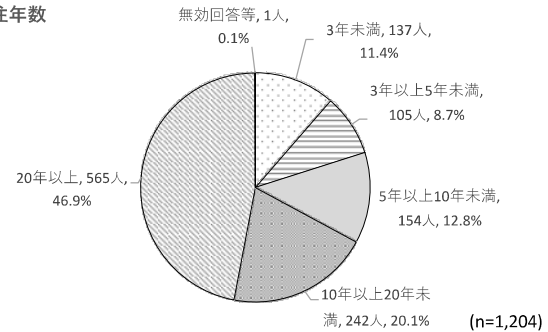


(n=1,204)

居住年数

選択肢	回答数	%
1 3年未満	137	11.4%
2 3年以上5年未満	105	8.7%
3 5年以上10年未満	154	12.8%
4 10年以上20年未満	242	20.1%
5 20年以上	565	46.9%
無効回答等 ー	1	0.1%
合計	1,204	100.0%

■居住年数

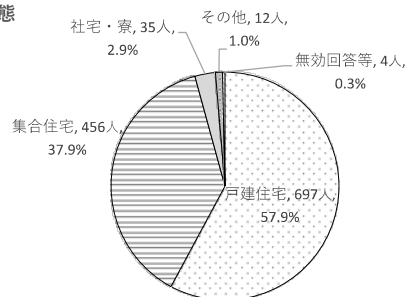


(n=1,204)

居住形態

選択肢	回答数	%
1 戸建住宅	697	57.9%
2 集合住宅	456	37.9%
3 社宅・寮	35	2.9%
4 その他	12	1.0%
無効回答等	4	0.3%
合計	1,204	100.0%

■居住形態



その他回答（12件）

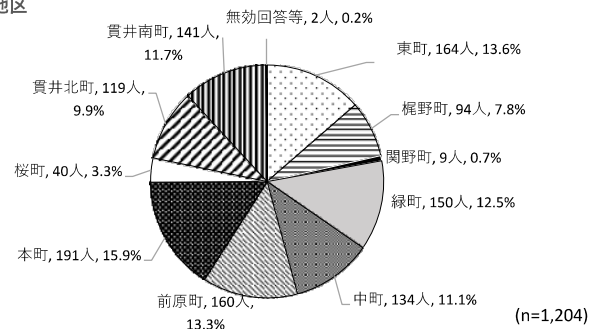
賃貸併用／賃貸アパート／間借り／シェアハウス／アパート／
借り上げ社宅／アパート併用住宅／（無回答）／マンション／
（無回答）／アパート／シェアハウス

(n=1,204)

居住地区

選択肢	回答数	%
1 東町	164	13.6%
2 梶野町	94	7.8%
3 関野町	9	0.7%
4 緑町	150	12.5%
5 中町	134	11.1%
6 前原町	160	13.3%
7 本町	191	15.9%
8 桜町	40	3.3%
9 貫井北町	119	9.9%
10 貫井南町	141	11.7%
無効回答等	2	0.2%
合計	1,204	100.0%

■居住地区

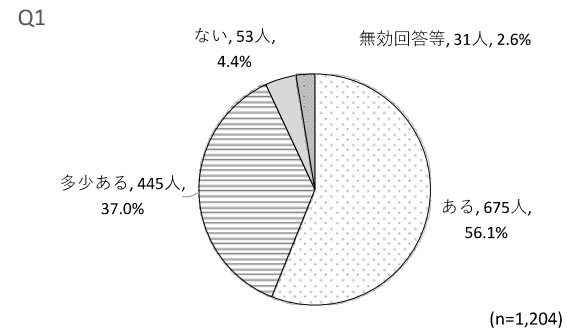


(n=1,204)

(2) 設問別結果

Q1 あなたはごみの減量や分別、リサイクルについて関心がありますか。(○は1つ)

選択肢	回答数	%
1 ある	675	56.1%
2 多少ある	445	37.0%
3 ない	53	4.4%
無効回答等	31	2.6%
合計	1,204	100.0%

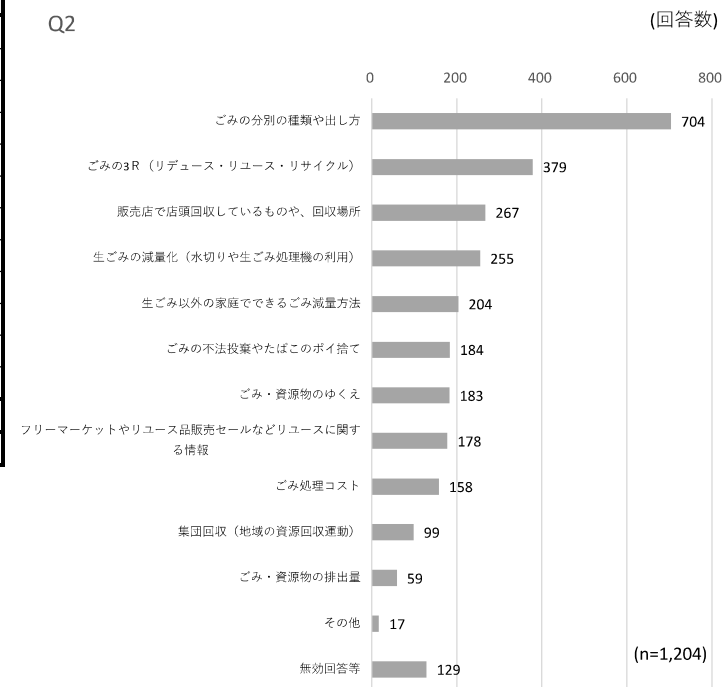


Q2 Q1で「1.ある」または「2.多少ある」と答えた方にお聞きします。ごみの減量や分別、リサイクルについてどのような内容に関心がありますか。（〇は3つまで） ※Q1で1または2と答えたものが回答者対象

選択肢	回答数	%
1 ごみの分別の種類や出し方	704	65.5%
2 ごみの3R（リデュース・リユース・リサイクル）	379	35.3%
3 生ごみの減量化（水切りや生ごみ処理機の利用）	255	23.7%
4 生ごみ以外の家庭でできるごみ減量方法	204	19.0%
5 フリーマーケットやリユース品販売セールなどリユースに関する情報	178	16.6%
6 集団回収（地域の資源回収運動）	99	9.2%
7 販売店で店頭回収しているものや、回収場所	267	24.8%
8 ごみの不法投棄やたばこのポイ捨て	184	17.1%
9 ごみ・資源物の排出量	59	5.5%
10 ごみ・資源物のゆくえ	183	17.0%
11 ごみ処理コスト	158	14.7%
12 その他	17	1.6%
有効回答者数	1,075	—
無効回答等	129	—

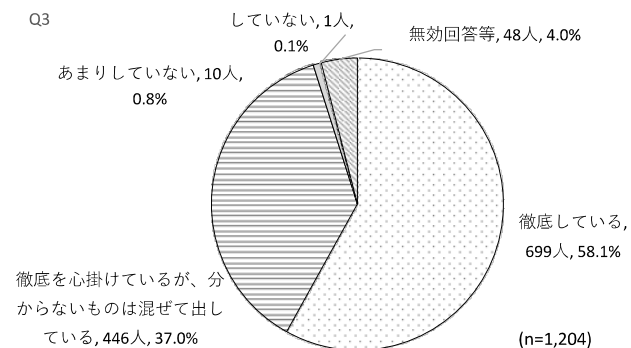
その他回答（17件）

Q2



Q3 ごみの分別はどの程度行っていますか。（〇は1つ）

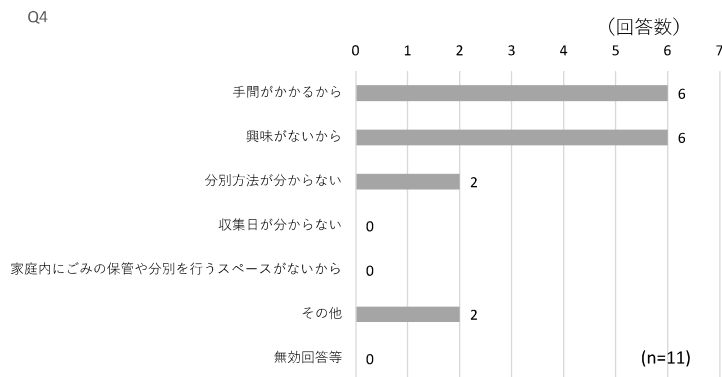
選択肢	回答数	%
1 徹底している	699	58.1%
2 徹底を心掛けているが、分からないものは混ぜて出している	446	37.0%
3 あまりしていない	10	0.8%
4 していない	1	0.1%
無効回答等	48	4.0%
合計	1,204	100.0%



Q4 Q3で「3.あまりしていない」または「4.していない」と答えた方にお聞きます。その理由は、次のどれですか。（〇はいくつでも） ※Q3で3または4と答えたものが回答者対象

選択肢	回答数	%
1 収集日が分からない	0	0.0%
2 分別方法が分からない	2	18.2%
3 家庭内にゴミの保管や分別を行うスペースがないから	0	0.0%
4 手間がかかるから	6	54.5%
5 興味がないから	6	54.5%
6 その他	2	18.2%
有効回答者数	11	—
無効回答等	0	—

その他回答（2件）

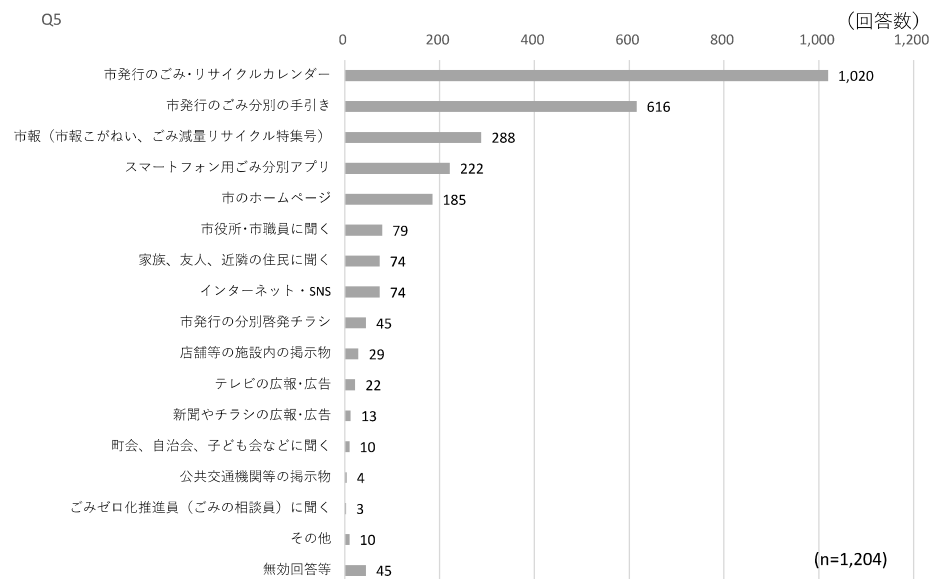


Q5 ごみに関して、日ごろ目にしたり、聞いたりしている情報源はどのようなものですか。（〇は3つまで）

※〇を3つより多くつけた回答は対象外とした。

選択肢	回答数	%
1 市発行のごみ・リサイクルカレンダー	1,020	88.0%
2 市発行のごみ分別の手引き	616	53.1%
3 市報（市報こがねい、ごみ減量リサイクル特集号）	288	24.8%
4 市発行の分別啓発チラシ	45	3.9%
5 市役所・市職員に聞く	79	6.8%
6 ごみゼロ化推進員（ごみの相談員）に聞く	3	0.3%
7 町会、自治会、子ども会などに聞く	10	0.9%
8 家族、友人、近隣の住民に聞く	74	6.4%
9 市のホームページ	185	16.0%
10 スマートフォン用ごみ分別アプリ	222	19.2%
11 インターネット・SNS	74	6.4%
12 テレビの広報・広告	22	1.9%
13 新聞やチラシの広報・広告	13	1.1%
14 公共交通機関等の掲示物	4	0.3%
15 店舗等の施設内の掲示物	29	2.5%
16 その他	10	0.9%
有効回答者数	1,159	—
無効回答等	45	—

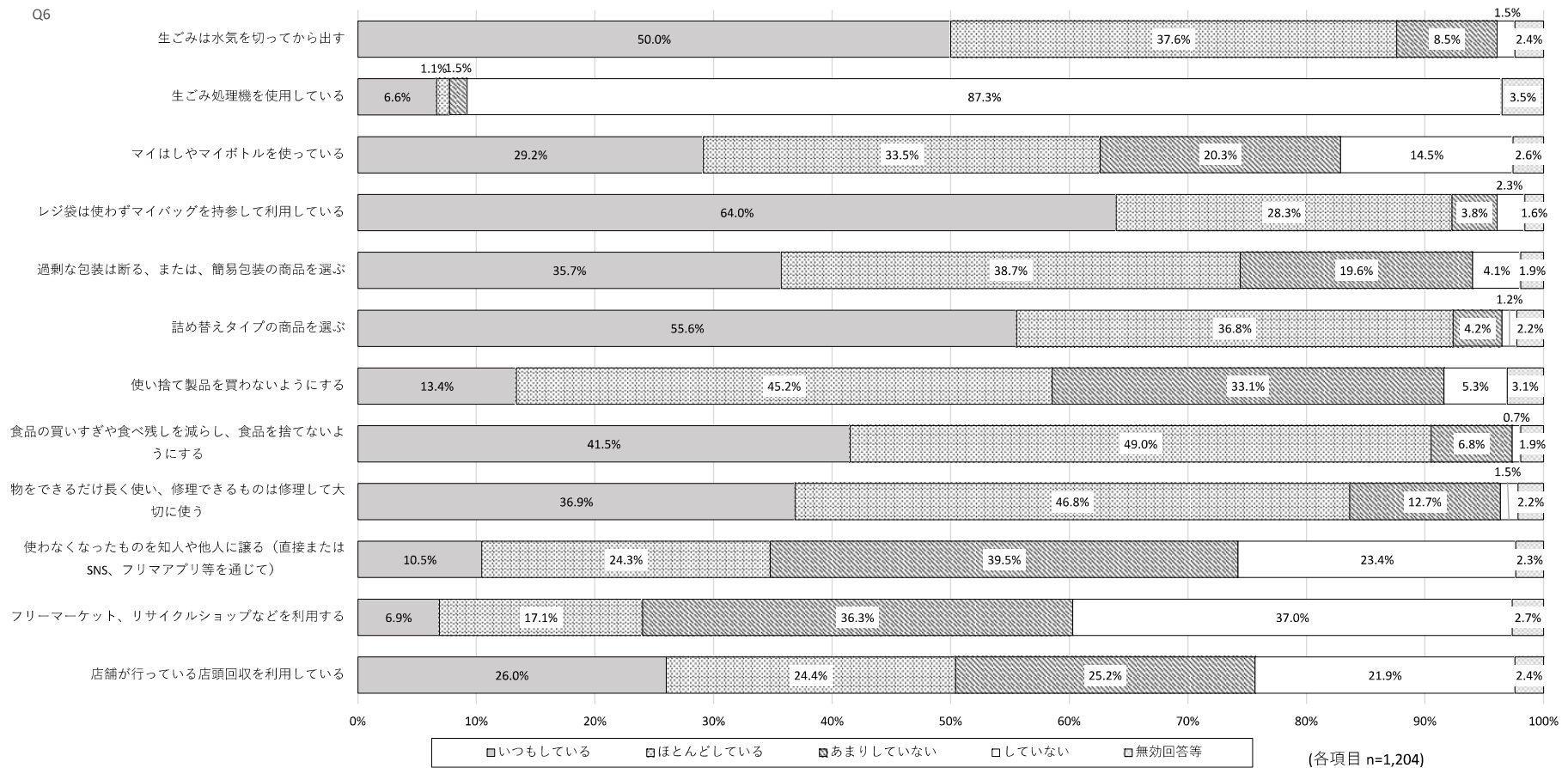
その他回答（10件）



Q6 ごみの減量やリサイクルについて、現在どのようなことに、どの程度取り組んでいますか。

設問		選択肢					合計
		1	2	3	4	無効回答等	
		いつもしている	ほとんどしている	あまりしていない	していない		
1	生ごみは水気を切ってから出す	602	453	102	18	29	1,204
		50.0%	37.6%	8.5%	1.5%	2.4%	100.0%
2	生ごみ処理機を使用している	80	13	18	1,051	42	1,204
		6.6%	1.1%	1.5%	87.3%	3.5%	100.0%
3	マイはしやマイボトルを使っている	351	403	244	175	31	1,204
		29.2%	33.5%	20.3%	14.5%	2.6%	100.0%
4	レジ袋は使わずマイバッグを持参して利用している	770	341	46	28	19	1,204
		64.0%	28.3%	3.8%	2.3%	1.6%	100.0%
5	過剰な包装は断る、または、簡易包装の商品を選ぶ	430	466	236	49	23	1,204
		35.7%	38.7%	19.6%	4.1%	1.9%	100.0%
6	詰め替えタイプの商品を選ぶ	669	443	50	15	27	1,204
		55.6%	36.8%	4.2%	1.2%	2.2%	100.0%
7	使い捨て製品を買わないようにする	161	544	398	64	37	1,204
		13.4%	45.2%	33.1%	5.3%	3.1%	100.0%
8	食品の買いすぎや食べ残しを減らし、食品を捨てないようにする	500	590	82	9	23	1,204
		41.5%	49.0%	6.8%	0.7%	1.9%	100.0%
9	物をできるだけ長く使い、修理できるものは修理して大切に使う	444	563	153	18	26	1,204
		36.9%	46.8%	12.7%	1.5%	2.2%	100.0%
10	使わなくなったものを知人や他人に譲る（直接またはSNS、フリマアプリ等を通じて）	126	293	475	282	28	1,204
		10.5%	24.3%	39.5%	23.4%	2.3%	100.0%
11	フリーマーケット、リサイクルショップなどを利用する	83	206	437	446	32	1,204
		6.9%	17.1%	36.3%	37.0%	2.7%	100.0%
12	店舗が行っている店頭回収を利用している	313	294	304	264	29	1,204
		26.0%	24.4%	25.2%	21.9%	2.4%	100.0%
13	その他取り組んでいること						128

Q6

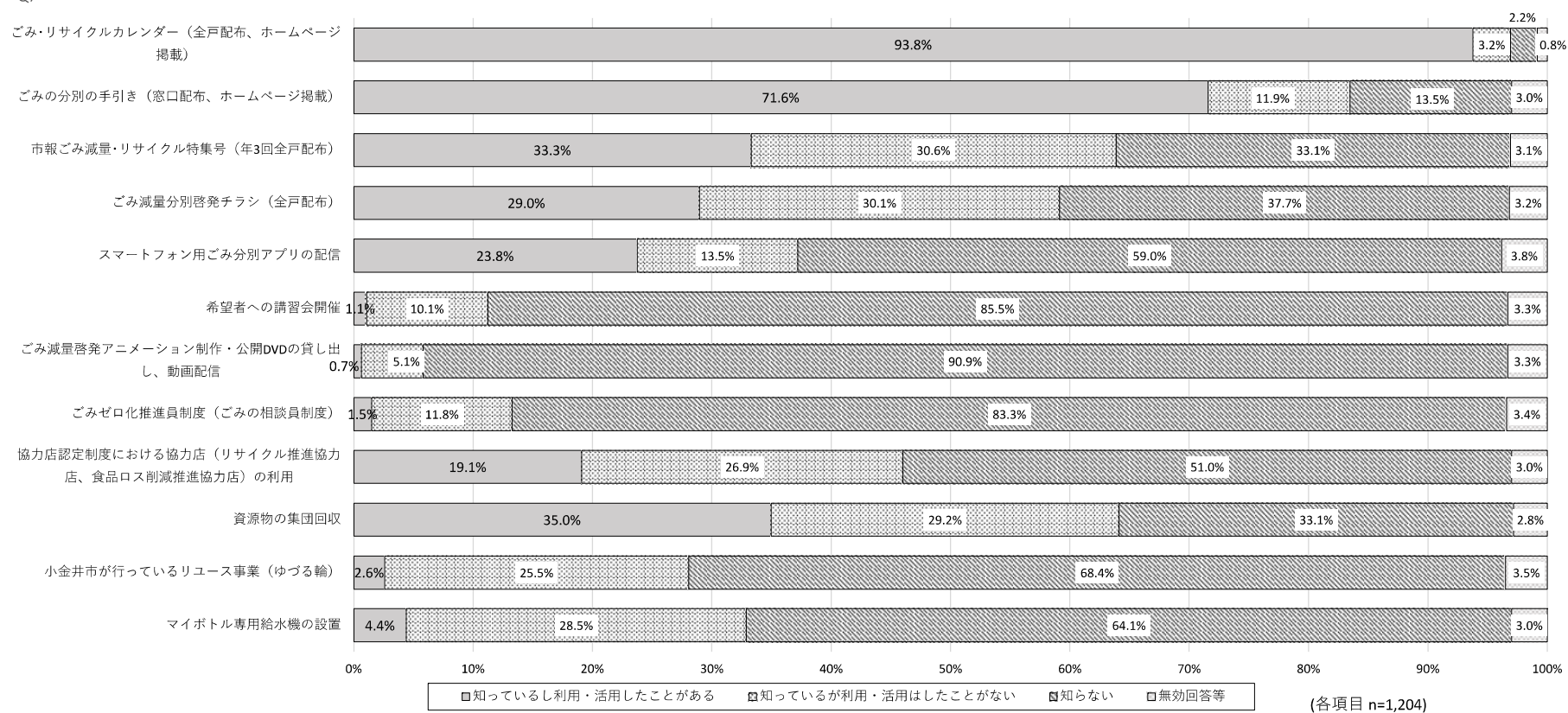


その他回答（128件）

Q7 以下の市が行っている取組をご存知ですか、また利用したことがありますか。

設問		選択肢				合計
		1	2	3	無効回答等	
		知っているし利用・活用したことがある	知っているが利用・活用はしたことがない	知らない		
1	ごみ・リサイクルカレンダー (全戸配布、ホームページ掲載)	1,129	38	27	10	1,204
		93.8%	3.2%	2.2%	0.8%	100.0%
2	ごみの分別の手引き (窓口配布、ホームページ掲載)	862	143	163	36	1,204
		71.6%	11.9%	13.5%	3.0%	100.0%
3	市報ごみ減量・リサイクル特集号 (年3回全戸配布)	401	368	398	37	1,204
		33.3%	30.6%	33.1%	3.1%	100.0%
4	ごみ減量分別啓発チラシ (全戸配布)	349	363	454	38	1,204
		29.0%	30.1%	37.7%	3.2%	100.0%
5	スマートフォン用ごみ分別アプリの配信	286	162	710	46	1,204
		23.8%	13.5%	59.0%	3.8%	100.0%
6	希望者への講習会開催	13	122	1,029	40	1,204
		1.1%	10.1%	85.5%	3.3%	100.0%
7	ごみ減量啓発アニメーション制作・公開 DVDの貸し出し、動画配信	8	62	1,094	40	1,204
		0.7%	5.1%	90.9%	3.3%	100.0%
8	ごみゼロ化推進員制度 (ごみの相談員制度)	18	142	1,003	41	1,204
		1.5%	11.8%	83.3%	3.4%	100.0%
9	協力店認定制度における協力店 (リサイクル推進協力店、食品ロス削減推進協力店) の利用	230	324	614	36	1,204
		19.1%	26.9%	51.0%	3.0%	100.0%
10	資源物の集団回収	421	351	398	34	1,204
		35.0%	29.2%	33.1%	2.8%	100.0%
11	小金井市が行っているリユース事業 (ゆづる輪)	31	307	824	42	1,204
		2.6%	25.5%	68.4%	3.5%	100.0%
12	マイボトル専用給水機の設置	53	343	772	36	1,204
		4.4%	28.5%	64.1%	3.0%	100.0%

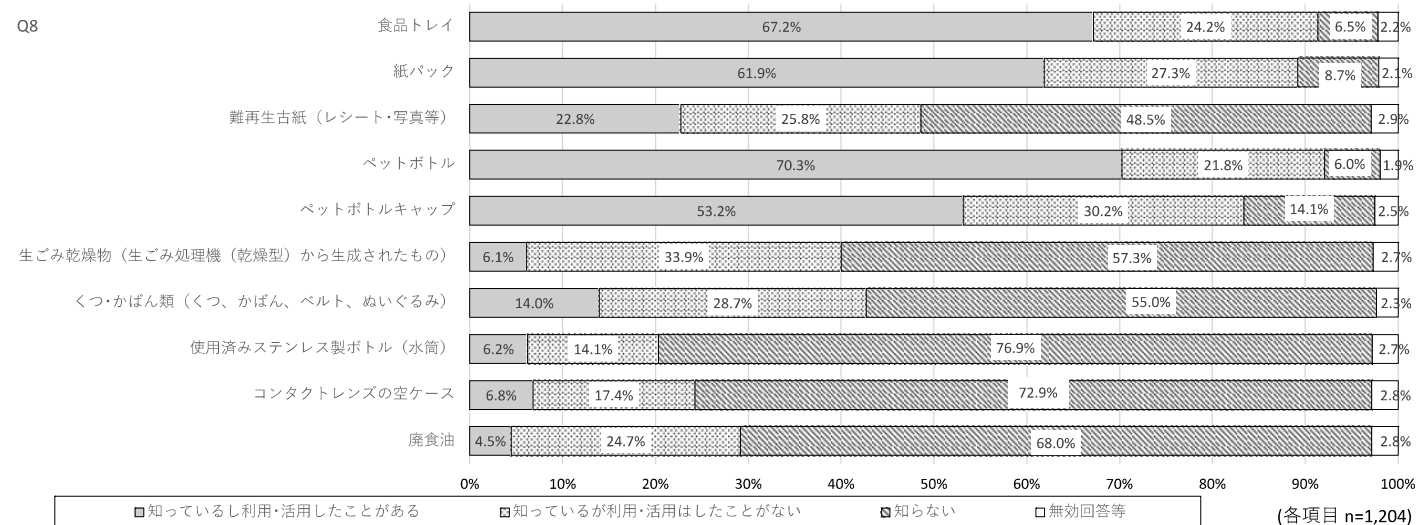
Q7



Q8 市や店舗等が行っている拠点回収（無料）はご存知ですか。

設問		選択肢				合計
		1	2	3	無効回答等	
		知っているし利用・活用したことがある	知っているが利用・活用はしたことがない	知らない		
1	食品トレイ	809	291	78	26	1,204
		67.2%	24.2%	6.5%	2.2%	100.0%
2	紙バック	745	329	105	25	1,204
		61.9%	27.3%	8.7%	2.1%	100.0%
3	難再生古紙 （レシート、写真等）	274	311	584	35	1,204
		22.8%	25.8%	48.5%	2.9%	100.0%
4	ペットボトル	846	263	72	23	1,204
		70.3%	21.8%	6.0%	1.9%	100.0%
5	ペットボトルキャップ	640	364	170	30	1,204
		53.2%	30.2%	14.1%	2.5%	100.0%
6	生ごみ乾燥物（生ごみ処理機（乾燥型）から生成されたもの）	74	408	690	32	1,204
		6.1%	33.9%	57.3%	2.7%	100.0%
7	くつ・かばん類 （くつ、かばん、ベルト、ぬいぐるみ）	168	346	662	28	1,204
		14.0%	28.7%	55.0%	2.3%	100.0%
8	使用済みステンレス製ボトル（水筒）	75	170	926	33	1,204
		6.2%	14.1%	76.9%	2.7%	100.0%
9	コンタクトレンズの空ケース	82	210	878	34	1,204
		6.8%	17.4%	72.9%	2.8%	100.0%
10	廃食油	54	297	819	34	1,204
		4.5%	24.7%	68.0%	2.8%	100.0%

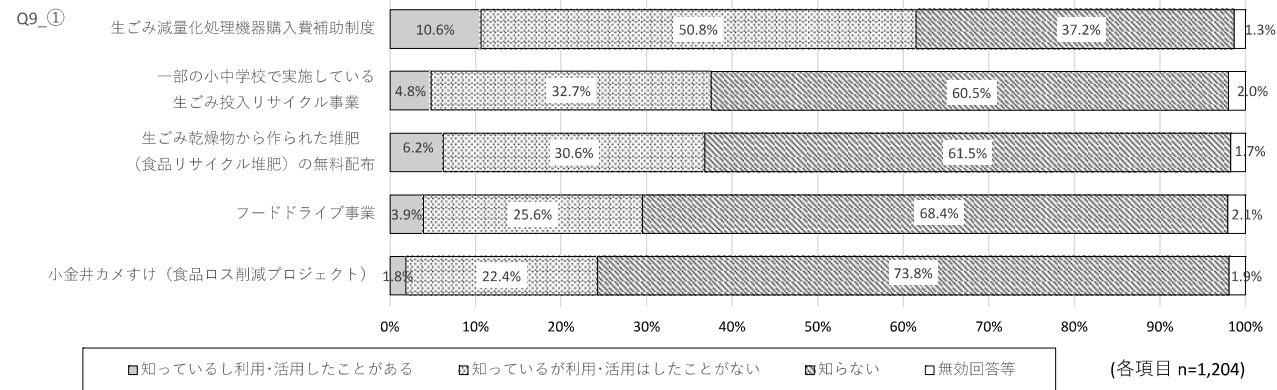
Q8



Q9 「生ごみ」や「食品ロス」に関する①～⑤の設問について、当てはまるものを選んでください。

① 市が行っている生ごみや食品ロスに関する取組はご存知ですか。それぞれの取組について、項目ごとに当てはまる番号を1つ選んでください。

設問		選択肢				合計
		1	2	3	無効回答等	
		知っているし利用・活用したことがある	知っているが利用・活用はしたことがない	知らない		
1	生ごみ減量化処理機器購入費補助制度	128	612	448	16	1,204
		10.6%	50.8%	37.2%	1.3%	100.0%
2	一部の小中学校で実施している 生ごみ投入リサイクル事業	58	394	728	24	1,204
		4.8%	32.7%	60.5%	2.0%	100.0%
3	生ごみ乾燥物から作られた堆肥 （食品リサイクル堆肥）の無料配布	75	368	740	21	1,204
		6.2%	30.6%	61.5%	1.7%	100.0%
4	フードドライブ事業	47	308	824	25	1,204
		3.9%	25.6%	68.4%	2.1%	100.0%
5	小金井カメすけ （食品ロス削減プロジェクト）	22	270	889	23	1,204
		1.8%	22.4%	73.8%	1.9%	100.0%

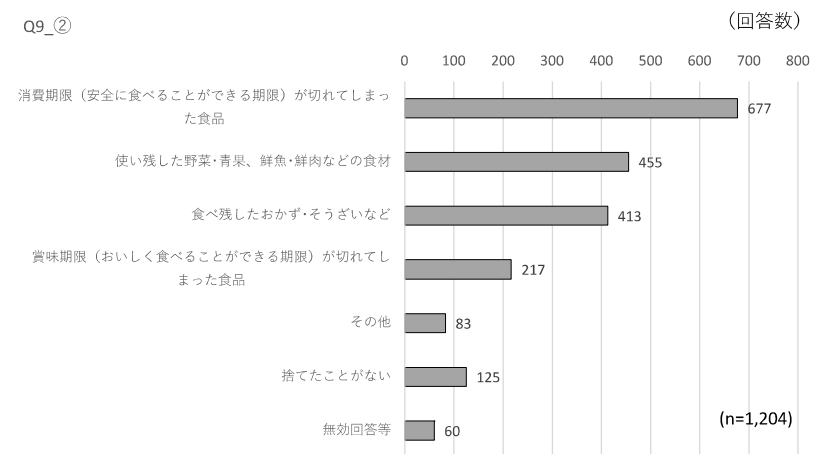


② 普段あなたが捨てていると思う「食品ロス」はどれですか。（○は多いものを3つまで）

選択肢	回答数	%
1 消費期限（安全に食べることができる期限）が切れてしまった食品	677	59.2%
2 賞味期限（おいしく食べることができる期限）が切れてしまった食品	217	19.0%
3 使い残した野菜・青果、鮮魚・鮮肉などの食材	455	39.8%
4 食べ残したおかず・そうざいなど	413	36.1%
5 その他	83	7.3%
6 捨てたことがない	125	10.9%
有効回答者数	1,144	—
無効回答等	60	—

その他回答（83件）

Q9_②

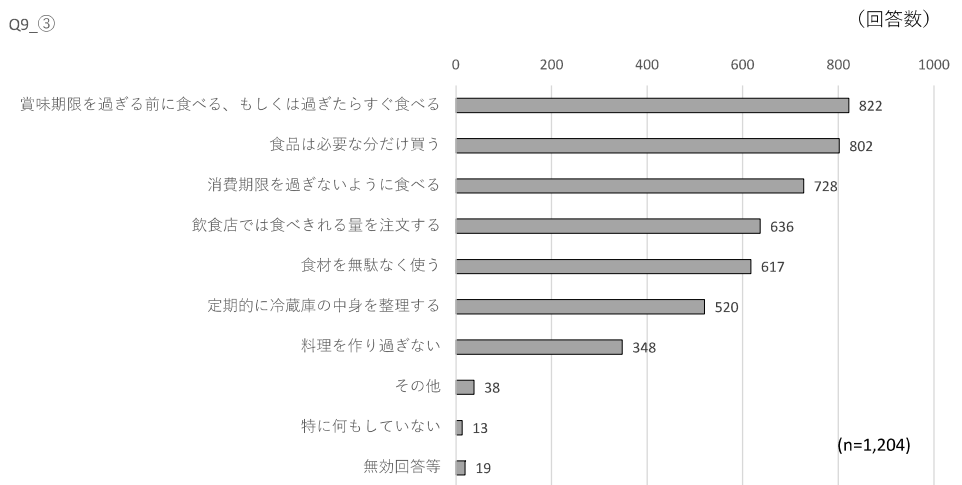


③「食品ロス」を出さないために、日頃の生活の中で行っていることはありますか。（〇はいくつでも）

選択肢	回答数	%
1 食品は必要な分だけ買う	802	67.7%
2 賞味期限を過ぎる前に食べる、もしくは過ぎたらすぐ食べる	822	69.4%
3 消費期限を過ぎないように食べる	728	61.4%
4 定期的に冷蔵庫の中身を整理する	520	43.9%
5 料理を作り過ぎない	348	29.4%
6 食材を無駄なく使う	617	52.1%
7 飲食店では食べきれぬ量を注文する	636	53.7%
8 その他	38	3.2%
9 特に何もしていない	13	1.1%
有効回答者数	1,185	—
無効回答等	19	—

その他回答（38件）

Q9_③

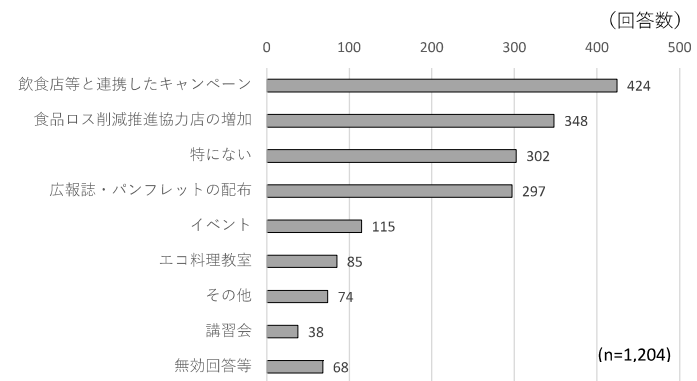


④食品ロス削減のための取組として、市に実施してほしいものは何ですか。（〇は3つまで）

選択肢	回答数	%
1 講習会	38	3.3%
2 イベント	115	10.1%
3 広報誌・パンフレットの配布	297	26.1%
4 エコ料理教室	85	7.5%
5 飲食店等と連携したキャンペーン	424	37.3%
6 食品ロス削減推進協力店の増加	348	30.6%
7 その他	74	6.5%
8 特にない	302	26.6%
有効回答者数	1,136	—
無効回答等	68	—

その他回答（74件）

Q9_④

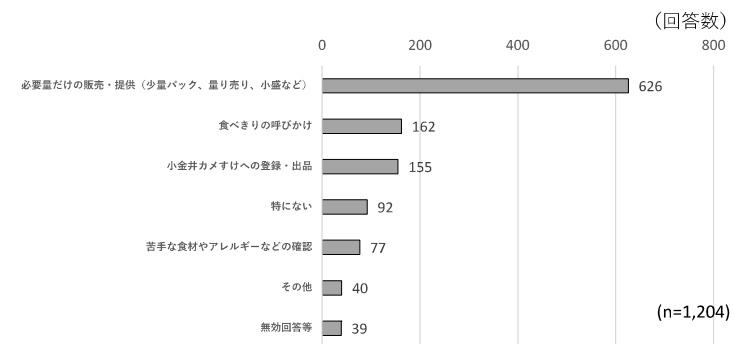


⑤ 食品ロスを減らすために、事業者（小売店・メーカー等）に取り組んでほしいことはありますか。（〇はいくつでも）

選択肢	回答数	%
1 賞味期限が近い商品を購入することへの特典（値引き、ポイント付与など）	921	79.1%
2 小金井カメすけへの登録・出品	155	13.3%
3 必要量だけの販売・提供（少量パック、量り売り、小盛など）	626	53.7%
4 苦手な食材やアレルギーなどの確認	77	6.6%
5 食べきりの呼びかけ	162	13.9%
6 その他	40	3.4%
7 特にない	92	7.9%
有効回答者数	1,165	—
無効回答等	39	—

その他回答（40件）

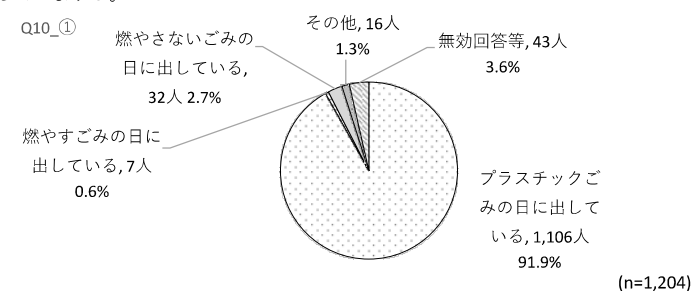
Q9_⑤



Q10 プラスチックごみや燃やさないごみの出し方について、①～③の出し方で当てはまるものを1つずつ選んでください。

① プラスチック製容器包装とプラスチックだけでできている製品で、汚れのないものはどのごみの日に出していますか。

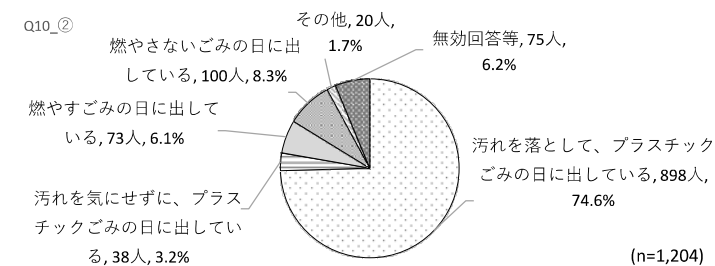
選択肢	回答数	%
1 プラスチックごみの日に出している	1,106	91.9%
2 燃やすごみの日に出している	7	0.6%
3 燃やさないごみの日に出している	32	2.7%
4 その他	16	1.3%
無効回答等	43	3.6%
合計	1,204	100.0%



その他回答 (16件)

② プラスチック製容器包装とプラスチックだけでできている製品で、汚れのついたものはどのごみの日に出していますか。

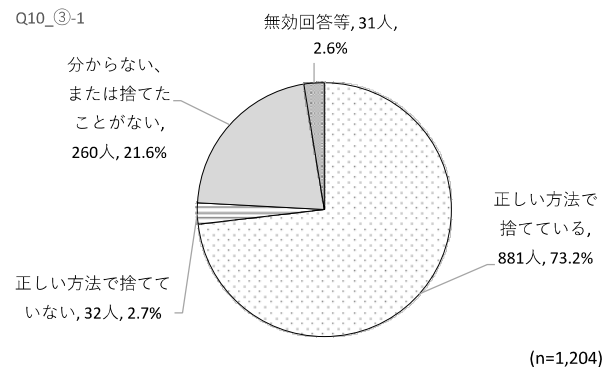
選択肢	回答数	%
1 汚れを落として、プラスチックごみの日に出している	898	74.6%
2 汚れを気にせずに、プラスチックごみの日に出している	38	3.2%
3 燃やすごみの日に出している	73	6.1%
4 燃やさないごみの日に出している	100	8.3%
5 その他	20	1.7%
無効回答等	75	6.2%
合計	1,204	100.0%



その他回答 (20件)

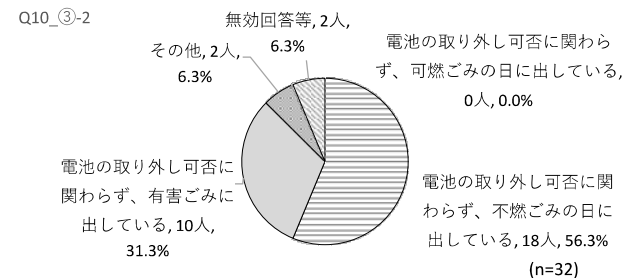
③-1 充電式電池が内蔵されている製品（モバイルバッテリー、ハンディファン、電子タバコ、充電式掃除機等）を捨てるとき、正しい方法で捨てていますか。

選択肢	回答数	%
1 正しい方法で捨てている	881	73.2%
2 正しい方法で捨てていない	32	2.7%
3 分からない、または捨てたことがない	260	21.6%
無効回答等	31	2.6%
合計	1,204	100.0%



③-2 Q10③で「2.正しい方法で捨てていない」と答えた方にお聞きます。充電式電池が内蔵されている製品を捨てる時、どのように捨てていますか。

選択肢	回答数	%
1 電池の取り外し可否に関わらず、可燃ごみの日に出している	0	0.0%
2 電池の取り外し可否に関わらず、不燃ごみの日に出している	18	56.3%
3 電池の取り外し可否に関わらず、有害ごみに出している	10	31.3%
4 その他	2	6.3%
無効回答等	2	6.3%
合計	32	100.0%

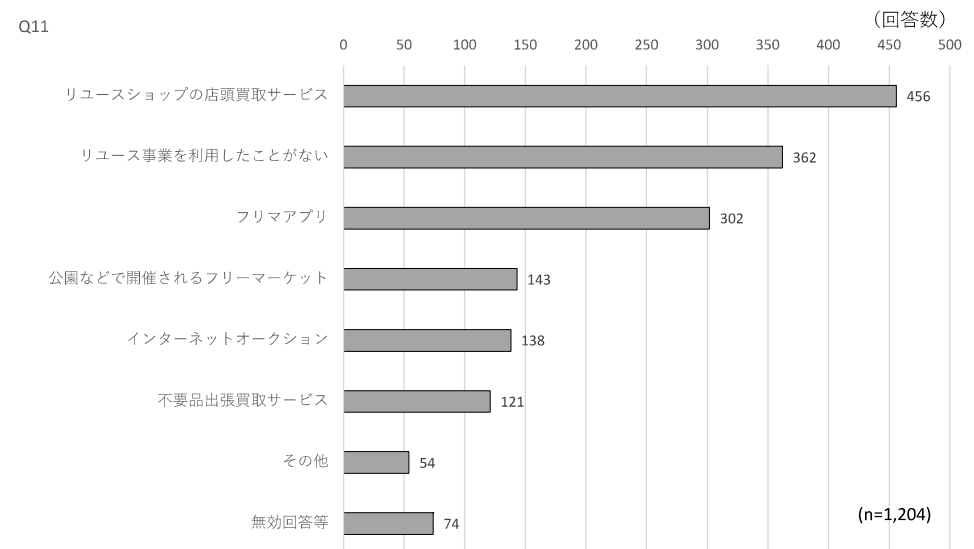


その他回答（2件）

Q11 家庭で不要になったものをごみとして捨てるのではなく、再使用するリユースについては、インターネットやスマートフォンの普及に伴い、民間事業者を中心に様々な取組が進んでいますが、どのようなリユース事業を利用したことがありますか。（〇はいくつでも）

選択肢	回答数	%
1 フリマアプリ	302	26.7%
2 インターネットオークション	138	12.2%
3 リユースショップの店頭買取サービス	456	40.4%
4 不要品出張買取サービス	121	10.7%
5 公園などで開催されるフリーマーケット	143	12.7%
6 リユース事業を利用したことがない	362	32.0%
7 その他	54	4.8%
有効回答者数	1,130	—
無効回答等	74	—

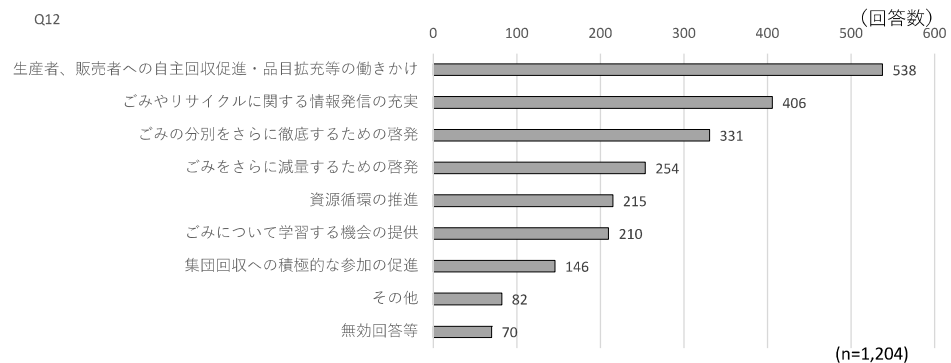
その他回答（54件）



Q12 さらにごみの減量や分別、リサイクルを進めていくためには、どのような市の施策が必要だと思いますか。（〇は3つまで）

選択肢	回答数	%
1 ごみをさらに減量するための啓発	254	22.4%
2 ごみの分別をさらに徹底するための啓発	331	29.2%
3 ごみやリサイクルに関する情報発信の充実	406	35.8%
4 ごみについて学習する機会の提供	210	18.5%
5 集団回収への積極的な参加の促進	146	12.9%
6 生産者、販売者への自主回収促進・品目拡充等の働きかけ	538	47.4%
7 資源循環の推進	215	19.0%
8 その他	82	7.2%
有効回答者数	1,134	—
無効回答等	70	—

その他回答（82件）



ごみ減量・リサイクルに関する事業者意識調査結果

※表示上小数点以下第二位を四捨五入しているため、パーセントの合計が100とならない場合がある。

※nは設問の回答者対象者数を示す

概要

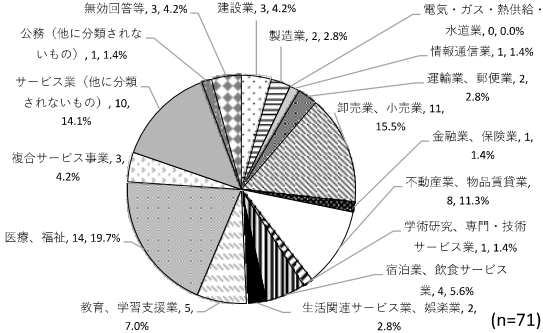
対象	発送数	集計数	入力率
事業所	200	71	35.5%

業種

選択肢		回答数	%
1	建設業	3	4.2%
2	製造業	2	2.8%
3	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0.0%
4	情報通信業	1	1.4%
5	運輸業、郵便業	2	2.8%
6	卸売業、小売業	11	15.5%
7	金融業、保険業	1	1.4%
8	不動産業、物品賃貸業	8	11.3%
9	学術研究、専門・技術サービス業	1	1.4%
10	宿泊業、飲食サービス業	4	5.6%
11	生活関連サービス業、娯楽業	2	2.8%
12	教育、学習支援業	5	7.0%
13	医療、福祉	14	19.7%
14	複合サービス事業	3	4.2%
15	サービス業（他に分類されないもの）	10	14.1%
16	公務（他に分類されないもの）	1	1.4%
無効回答等	—	3	4.2%
合計		71	100.0%

※無効回答等：無回答、無効回答等、複数回答及び選択せず記述のみ（以下の設問も同様）

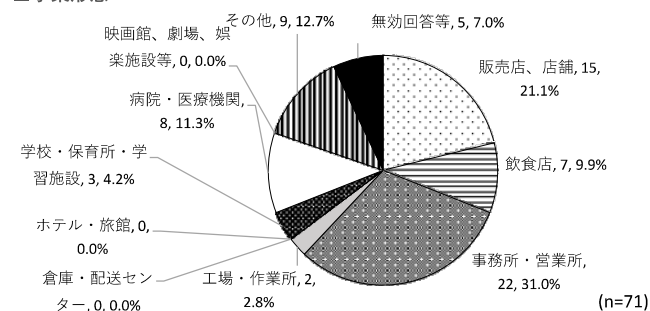
業種



事業形態

選択肢	回答数	%
1 販売店・店舗	15	21.1%
2 飲食店	7	9.9%
3 事務所・営業所	22	31.0%
4 工場・作業所	2	2.8%
5 倉庫・配送センター	0	0.0%
6 ホテル・旅館	0	0.0%
7 学校・保育所・学習施設	3	4.2%
8 病院・医療機関	8	11.3%
9 映画館・劇場・娯楽施設等	0	0.0%
10 その他	9	12.7%
無効回答等	5	7.0%
合計	71	100.0%

■事業形態



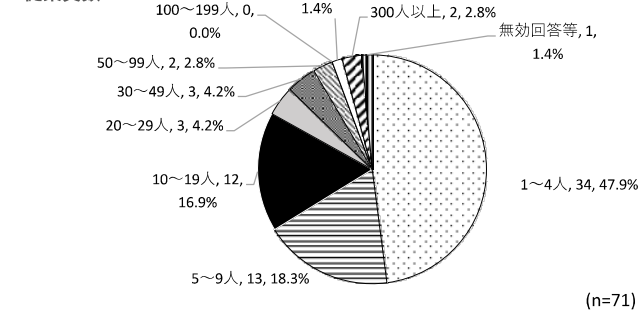
その他回答（9件）

郵便局／（無回答）／（無回答）／不動産賃貸業／（無回答）／（無回答）／福祉施設／公共施設／公園管理

従業員数

選択肢	回答数	%
1 1～4人	34	47.9%
2 5～9人	13	18.3%
3 10～19人	12	16.9%
4 20～29人	3	4.2%
5 30～49人	3	4.2%
6 50～99人	2	2.8%
7 100～199人	0	0.0%
8 200～299人	1	1.4%
9 300人以上	2	2.8%
無効回答等	1	1.4%
合計	71	100.0%

■従業員数



事業所の所有形態

選択肢	回答数	%
1 自社・グループ所有	34	47.9%
2 賃貸・テナント	32	45.1%
3 その他	3	4.2%
無効回答等	2	2.8%
合計	71	100.0%

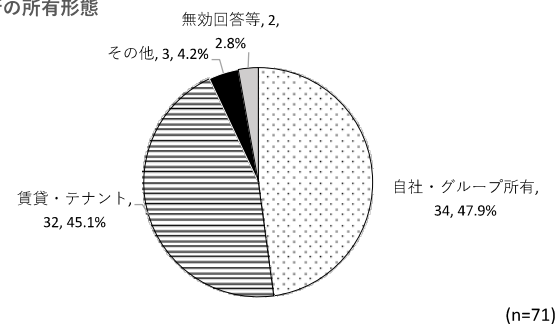
その他回答（3件）

公設／管理委託／公共施設

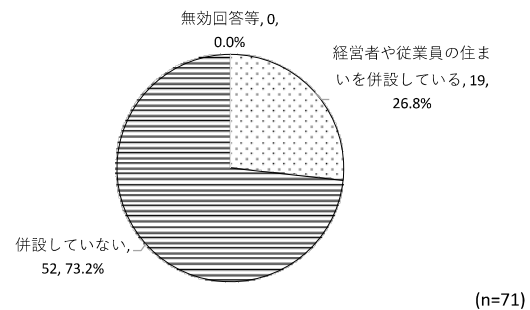
住宅併設

選択肢	回答数	%
1 経営者や従業員の住まいを併設している	19	26.8%
2 併設していない	52	73.2%
無効回答等	0	0.0%
合計	71	100.0%

■事業所の所有形態



■住宅併設

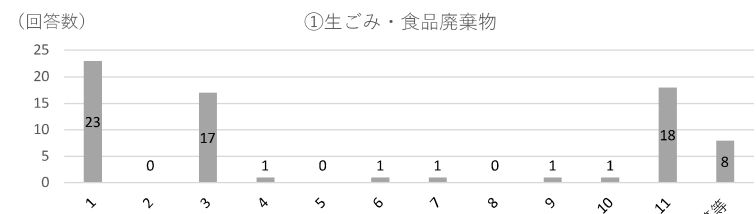


Q 1 貴事業所では、事業活動に伴い発生するごみや資源物について、どのように分別・処理していますか。

※排出方法で「発生しない」と回答した場合、分別の有無の集計対象外とした。ただし、分別していない理由は「分別有り」、「発生しない」、「無効回答等」も記載対象としている。

①生ごみ・食品廃棄物

選択肢	回答数	%	分別	
			有り	%
1 一般廃棄物収集運搬業許可業者にごみとして出している	23	32.4%	16	69.6%
2 一般廃棄物収集運搬業許可業者に資源物として出している	0	0.0%	0	—
3 事業用指定収集袋で出している	17	23.9%	11	64.7%
4 産業廃棄物処理業者に処理を委託している	1	1.4%	0	0.0%
5 リサイクル業者に売却している	0	0.0%	0	—
6 処理費用を支払って直接リサイクル業者に資源化を依頼している	1	1.4%	1	100.0%
7 企業内・企業グループ内でリサイクルしている	1	1.4%	1	100.0%
8 納入業者（販売者）が回収している	0	0.0%	0	—
9 本社（本店）が一括しているので分からない	1	1.4%	0	0.0%
10 建物の管理会社に任せているので分からない	1	1.4%	0	0.0%
11 発生しない	18	25.4%		
無効回答等 —	8	11.3%	8	
合計	71	100.0%	37	—



- (n=71)
- 一般廃棄物収集運搬業許可業者にごみとして出している
 - 一般廃棄物収集運搬業許可業者に資源物として出している
 - 事業用指定収集袋で出している
 - 産業廃棄物処理業者に処理を委託している
 - リサイクル業者に売却している
 - 処理費用を支払って直接リサイクル業者に資源化を依頼している
 - 企業内・企業グループ内でリサイクルしている
 - 納入業者（販売者）が回収している
 - 本社（本店）が一括しているので分からない
 - 建物の管理会社に任せているので分からない
 - 発生しない

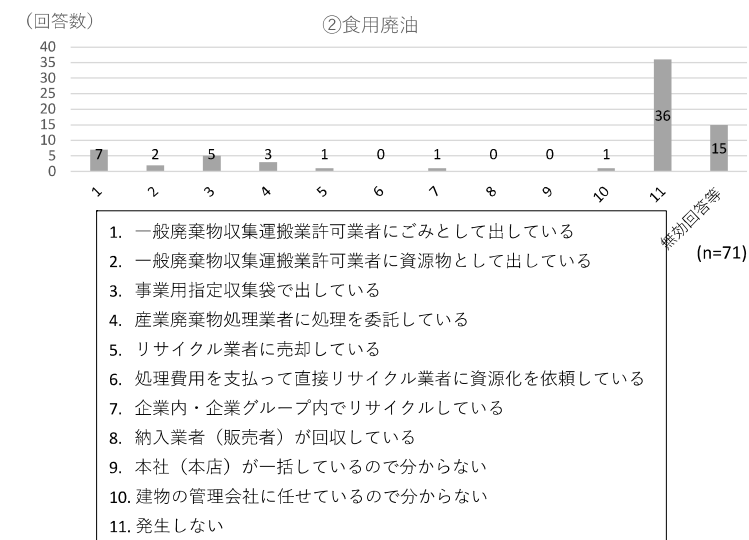
分別をしていない理由（2件）

ほとんど出ないので家庭ゴミと一緒に捨てている／隣接する公設施設から

②食用廃油			分別	
選択肢	回答数	%	有り	%
1 一般廃棄物収集運搬業許可業者にごみとして出している	7	9.9%	5	71.4%
2 一般廃棄物収集運搬業許可業者に資源物として出している	2	2.8%	1	50.0%
3 事業用指定収集袋で出している	5	7.0%	0	0.0%
4 産業廃棄物処理業者に処理を委託している	3	4.2%	3	100.0%
5 リサイクル業者に売却している	1	1.4%	0	0.0%
6 処理費用を支払って直接リサイクル業者に資源化を依頼している	0	0.0%	0	—
7 企業内・企業グループ内でリサイクルしている	1	1.4%	1	100.0%
8 納入業者（販売者）が回収している	0	0.0%	0	—
9 本社（本店）が一括しているので分からない	0	0.0%	0	—
10 建物の管理会社に任せているので分からない	1	1.4%	0	0.0%
11 発生しない	36	50.7%		
無効回答等	15	21.1%	15	
合計	71	100.0%	25	—

分別をしていない理由（4件）

市の回収に出している／対象ありません／少量のため／機械廃油はあるが食用廃油はない 機械廃油は購入先業者に依頼



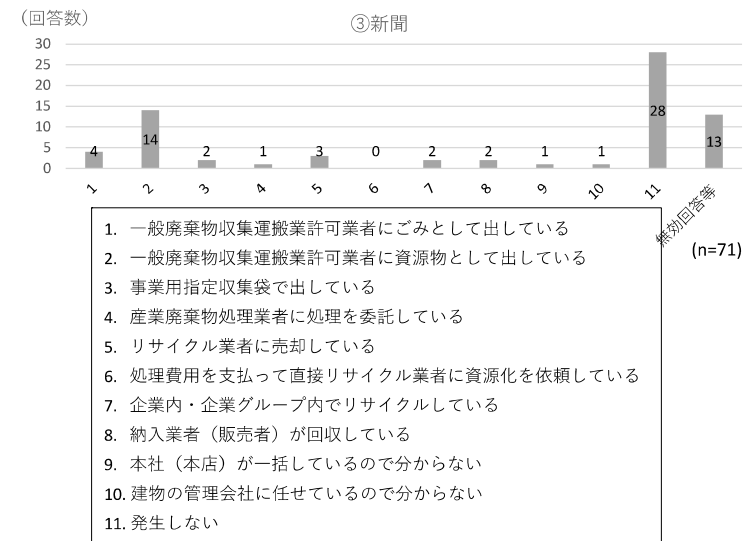
1. 一般廃棄物収集運搬業許可業者にごみとして出している
2. 一般廃棄物収集運搬業許可業者に資源物として出している
3. 事業用指定収集袋で出している
4. 産業廃棄物処理業者に処理を委託している
5. リサイクル業者に売却している
6. 処理費用を支払って直接リサイクル業者に資源化を依頼している
7. 企業内・企業グループ内でリサイクルしている
8. 納入業者（販売者）が回収している
9. 本社（本店）が一括しているので分からない
10. 建物の管理会社に任せているので分からない
11. 発生しない

③新聞

選択肢	回答数	%	分別	
			有り	%
1 一般廃棄物収集運搬業許可業者にごみとして出している	4	5.6%	1	25.0%
2 一般廃棄物収集運搬業許可業者に資源物として出している	14	19.7%	9	64.3%
3 事業用指定収集袋で出している	2	2.8%	2	100.0%
4 産業廃棄物処理業者に処理を委託している	1	1.4%	1	100.0%
5 リサイクル業者に売却している	3	4.2%	1	33.3%
6 処理費用を支払って直接リサイクル業者に資源化を依頼している	0	0.0%	0	—
7 企業内・企業グループ内でリサイクルしている	2	2.8%	1	50.0%
8 納入業者（販売者）が回収している	2	2.8%	1	50.0%
9 本社（本店）が一括しているので分からない	1	1.4%	0	0.0%
10 建物の管理会社に任せているので分からない	1	1.4%	0	0.0%
11 発生しない	28	39.4%		
無効回答等	13	18.3%	13	
合計	71	100.0%	29	—

分別をしていない理由（1件）

市の回収

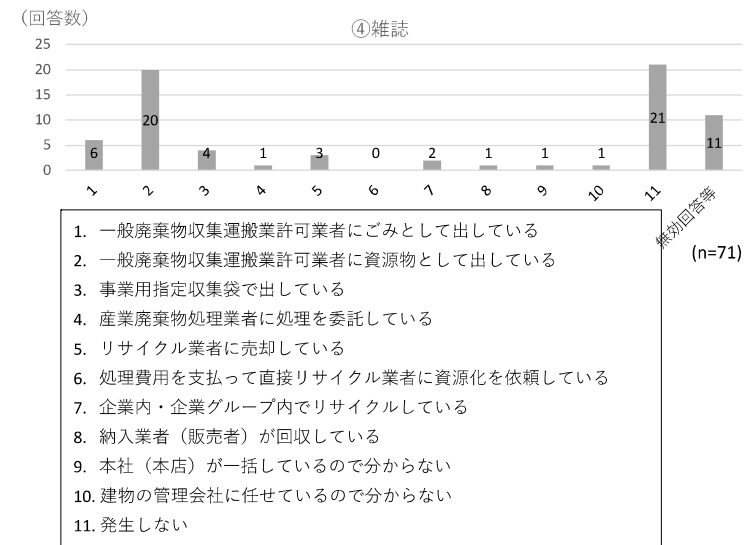


④雑誌

選択肢	回答数	%	分別	
			有り	%
1 一般廃棄物収集運搬業許可業者にごみとして出している	6	8.5%	3	50.0%
2 一般廃棄物収集運搬業許可業者に資源物として出している	20	28.2%	14	70.0%
3 事業用指定収集袋で出している	4	5.6%	3	75.0%
4 産業廃棄物処理業者に処理を委託している	1	1.4%	1	100.0%
5 リサイクル業者に売却している	3	4.2%	1	33.3%
6 処理費用を支払って直接リサイクル業者に資源化を依頼している	0	0.0%	0	—
7 企業内・企業グループ内でリサイクルしている	2	2.8%	1	50.0%
8 納入業者（販売者）が回収している	1	1.4%	1	100.0%
9 本社（本店）が一括しているので分からない	1	1.4%	0	0.0%
10 建物の管理会社に任せているので分からない	1	1.4%	0	0.0%
11 発生しない	21	29.6%		
無効回答等	11	15.5%	11	
合計	71	100.0%	35	—

分別をしていない理由（1件）

市の回収

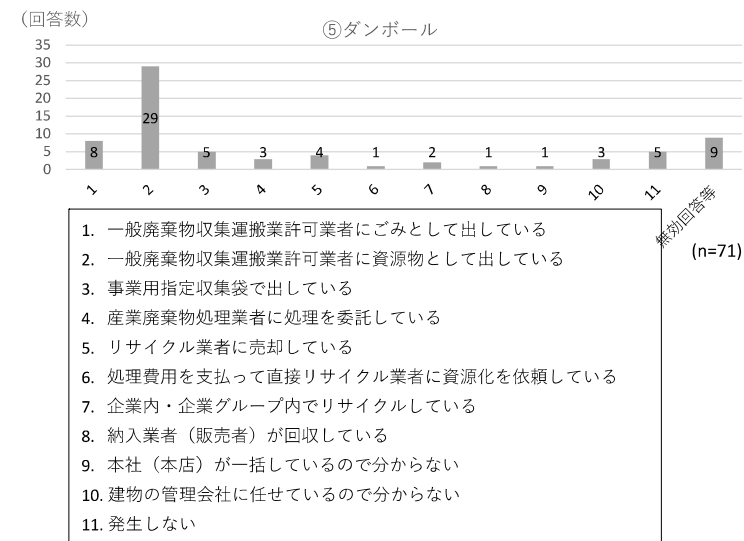


⑤ダンボール

選択肢	回答数	%	分別	
			有り	%
1 一般廃棄物収集運搬業許可業者にごみとして出している	8	11.3%	4	50.0%
2 一般廃棄物収集運搬業許可業者に資源物として出している	29	40.8%	17	58.6%
3 事業用指定収集袋で出している	5	7.0%	3	60.0%
4 産業廃棄物処理業者に処理を委託している	3	4.2%	2	66.7%
5 リサイクル業者に売却している	4	5.6%	2	50.0%
6 処理費用を支払って直接リサイクル業者に資源化を依頼している	1	1.4%	0	0.0%
7 企業内・企業グループ内でリサイクルしている	2	2.8%	1	50.0%
8 納入業者（販売者）が回収している	1	1.4%	1	100.0%
9 本社（本店）が一括しているので分からない	1	1.4%	0	0.0%
10 建物の管理会社に任せているので分からない	3	4.2%	2	66.7%
11 発生しない	5	7.0%		
無効回答等	9	12.7%	9	
合計	71	100.0%	41	—

分別をしていない理由（2件）

市内資源ごみの日に／シュレッダー

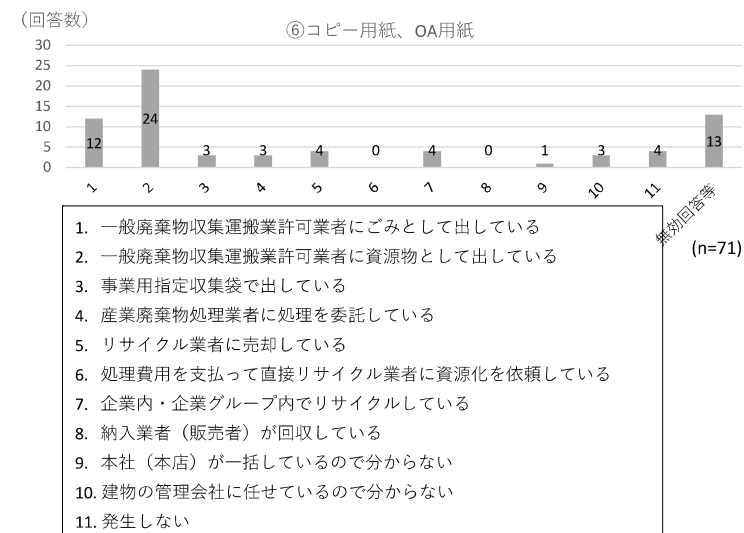


⑥コピー用紙、OA用紙

選択肢	回答数	%	分別	
			有り	%
1 一般廃棄物収集運搬業許可業者にごみとして出している	12	16.9%	8	66.7%
2 一般廃棄物収集運搬業許可業者に資源物として出している	24	33.8%	17	70.8%
3 事業用指定収集袋で出している	3	4.2%	1	33.3%
4 産業廃棄物処理業者に処理を委託している	3	4.2%	2	66.7%
5 リサイクル業者に売却している	4	5.6%	2	50.0%
6 処理費用を支払って直接リサイクル業者に資源化を依頼している	0	0.0%	0	—
7 企業内・企業グループ内でリサイクルしている	4	5.6%	1	25.0%
8 納入業者（販売者）が回収している	0	0.0%	0	—
9 本社（本店）が一括しているので分からない	1	1.4%	0	0.0%
10 建物の管理会社に任せているので分からない	3	4.2%	1	33.3%
11 発生しない	4	5.6%		
無効回答等	13	18.3%	13	
合計	71	100.0%	45	—

分別をしていない理由（3件）

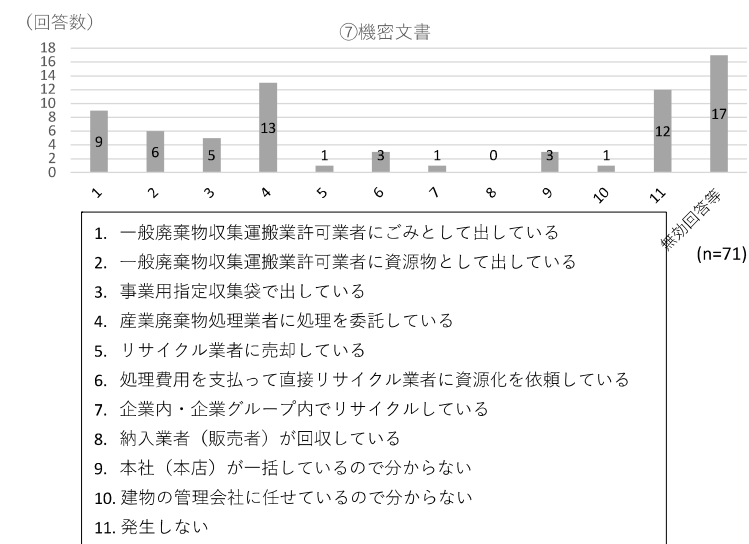
シュレッダー／シュレッダー／ぎつがみと一緒にしている



⑦機密文書			分別	
選択肢	回答数	%	有り	%
1 一般廃棄物収集運搬業許可業者にごみとして出している	9	12.7%	5	55.6%
2 一般廃棄物収集運搬業許可業者に資源物として出している	6	8.5%	3	50.0%
3 事業用指定収集袋で出している	5	7.0%	2	40.0%
4 産業廃棄物処理業者に処理を委託している	13	18.3%	8	61.5%
5 リサイクル業者に売却している	1	1.4%	0	0.0%
6 処理費用を支払って直接リサイクル業者に資源化を依頼している	3	4.2%	2	66.7%
7 企業内・企業グループ内でリサイクルしている	1	1.4%	1	100.0%
8 納入業者（販売者）が回収している	0	0.0%	0	—
9 本社（本店）が一括しているので分からない	3	4.2%	1	33.3%
10 建物の管理会社に任せているので分からない	1	1.4%	0	0.0%
11 発生しない	12	16.9%		
無効回答等	17	23.9%	17	
合計	71	100.0%	39	—

分別をしていない理由（4件）

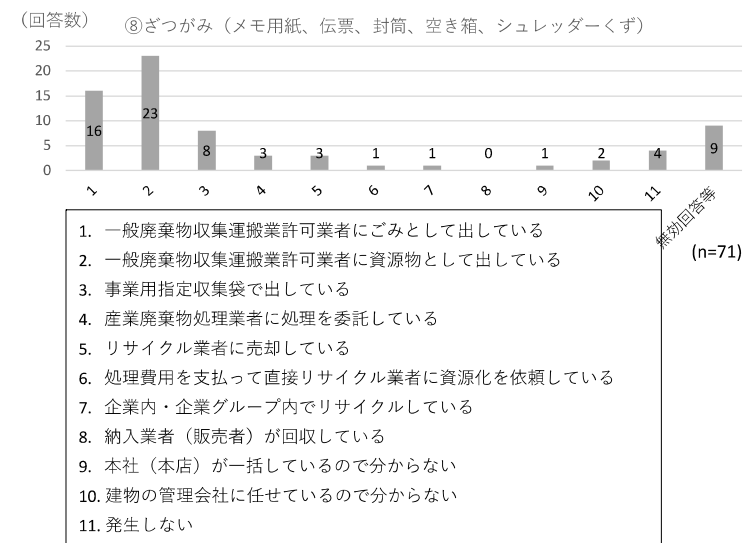
ある期間保管、まともしだい業者に委託（焼却処分）／シュレッダー／シュレッダーにて可燃ゴミ（資源物）／シュレッダー



⑧ざつがみ（メモ用紙、伝票、封筒、空き箱、シュレッダーくず）			分別	
選択肢	回答数	%	有り	%
1 一般廃棄物収集運搬業許可業者にごみとして出している	16	22.5%	10	62.5%
2 一般廃棄物収集運搬業許可業者に資源物として出している	23	32.4%	14	60.9%
3 事業用指定収集袋で出している	8	11.3%	4	50.0%
4 産業廃棄物処理業者に処理を委託している	3	4.2%	3	100.0%
5 リサイクル業者に売却している	3	4.2%	2	66.7%
6 処理費用を支払って直接リサイクル業者に資源化を依頼している	1	1.4%	0	0.0%
7 企業内・企業グループ内でリサイクルしている	1	1.4%	1	100.0%
8 納入業者（販売者）が回収している	0	0.0%	0	—
9 本社（本店）が一括しているので分からない	1	1.4%	0	0.0%
10 建物の管理会社に任せているので分からない	2	2.8%	1	50.0%
11 発生しない	4	5.6%		
無効回答等	9	12.7%	9	
合計	71	100.0%	44	—

分別をしていない理由（3件）

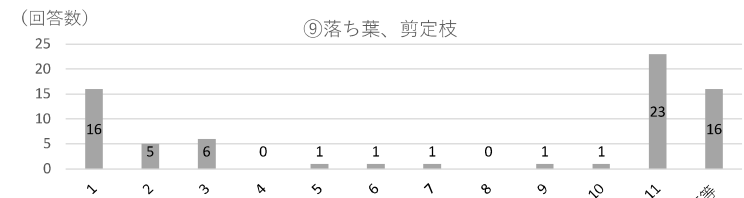
市内資源ごみの日に／シュレッダー／コピー用紙と一緒にしている



⑨落ち葉、剪定枝

選択肢	回答数	%	分別	
			有り	%
1 一般廃棄物収集運搬業許可業者にごみとして出している	16	22.5%	9	56.3%
2 一般廃棄物収集運搬業許可業者に資源物として出している	5	7.0%	3	60.0%
3 事業用指定収集袋で出している	6	8.5%	2	33.3%
4 産業廃棄物処理業者に処理を委託している	0	0.0%	0	—
5 リサイクル業者に売却している	1	1.4%	0	0.0%
6 処理費用を支払って直接リサイクル業者に資源化を依頼している	1	1.4%	1	100.0%
7 企業内・企業グループ内でリサイクルしている	1	1.4%	1	100.0%
8 納入業者（販売者）が回収している	0	0.0%	0	—
9 本社（本店）が一括しているので分からない	1	1.4%	0	0.0%
10 建物の管理会社に任せているので分からない	1	1.4%	0	0.0%
11 発生しない	23	32.4%		
無効回答等	16	22.5%	16	
合計	71	100.0%	32	—

分別をしていない理由（0件）



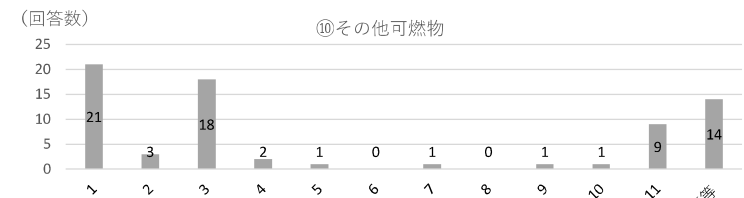
1. 一般廃棄物収集運搬業許可業者にごみとして出している
2. 一般廃棄物収集運搬業許可業者に資源物として出している
3. 事業用指定収集袋で出している
4. 産業廃棄物処理業者に処理を委託している
5. リサイクル業者に売却している
6. 処理費用を支払って直接リサイクル業者に資源化を依頼している
7. 企業内・企業グループ内でリサイクルしている
8. 納入業者（販売者）が回収している
9. 本社（本店）が一括しているので分からない
10. 建物の管理会社に任せているので分からない
11. 発生しない

(n=71)

⑩その他可燃物

選択肢	回答数	%	分別	
			有り	%
1 一般廃棄物収集運搬業許可業者にごみとして出している	21	29.6%	14	66.7%
2 一般廃棄物収集運搬業許可業者に資源物として出している	3	4.2%	1	33.3%
3 事業用指定収集袋で出している	18	25.4%	8	44.4%
4 産業廃棄物処理業者に処理を委託している	2	2.8%	1	50.0%
5 リサイクル業者に売却している	1	1.4%	0	0.0%
6 処理費用を支払って直接リサイクル業者に資源化を依頼している	0	0.0%	0	—
7 企業内・企業グループ内でリサイクルしている	1	1.4%	1	100.0%
8 納入業者（販売者）が回収している	0	0.0%	0	—
9 本社（本店）が一括しているので分からない	1	1.4%	0	0.0%
10 建物の管理会社に任せているので分からない	1	1.4%	0	0.0%
11 発生しない	9	12.7%		
無効回答等	14	19.7%	14	
合計	71	100.0%	39	—

分別をしていない理由（0件）



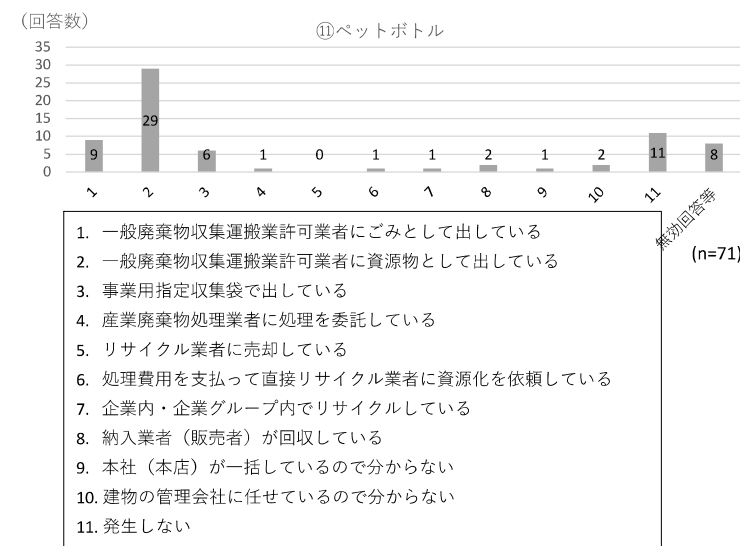
1. 一般廃棄物収集運搬業許可業者にごみとして出している
2. 一般廃棄物収集運搬業許可業者に資源物として出している
3. 事業用指定収集袋で出している
4. 産業廃棄物処理業者に処理を委託している
5. リサイクル業者に売却している
6. 処理費用を支払って直接リサイクル業者に資源化を依頼している
7. 企業内・企業グループ内でリサイクルしている
8. 納入業者（販売者）が回収している
9. 本社（本店）が一括しているので分からない
10. 建物の管理会社に任せているので分からない
11. 発生しない

(n=71)

⑪ペットボトル			分別	
選択肢	回答数	%	有り	%
1 一般廃棄物収集運搬業許可業者にごみとして出している	9	12.7%	7	77.8%
2 一般廃棄物収集運搬業許可業者に資源物として出している	29	40.8%	18	62.1%
3 事業用指定収集袋で出している	6	8.5%	3	50.0%
4 産業廃棄物処理業者に処理を委託している	1	1.4%	0	0.0%
5 リサイクル業者に売却している	0	0.0%	0	—
6 処理費用を支払って直接リサイクル業者に資源化を依頼している	1	1.4%	0	0.0%
7 企業内・企業グループ内でリサイクルしている	1	1.4%	1	100.0%
8 納入業者（販売者）が回収している	2	2.8%	1	50.0%
9 本社（本店）が一括しているので分からない	1	1.4%	0	0.0%
10 建物の管理会社に任せているので分からない	2	2.8%	1	50.0%
11 発生しない	11	15.5%		
無効回答等	8	11.3%	8	
合計	71	100.0%	39	—

分別をしていない理由（2件）

市の回収／自販機分はメーカーにて回収



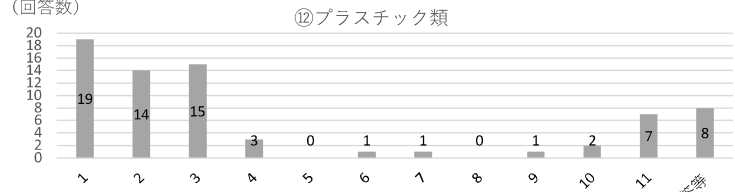
⑫プラスチック類

			分別	
選択肢	回答数	%	有り	%
1 一般廃棄物収集運搬業許可業者にごみとして出している	19	26.8%	13	68.4%
2 一般廃棄物収集運搬業許可業者に資源物として出している	14	19.7%	7	50.0%
3 事業用指定収集袋で出している	15	21.1%	9	60.0%
4 産業廃棄物処理業者に処理を委託している	3	4.2%	2	66.7%
5 リサイクル業者に売却している	0	0.0%	0	—
6 処理費用を支払って直接リサイクル業者に資源化を依頼している	1	1.4%	0	0.0%
7 企業内・企業グループ内でリサイクルしている	1	1.4%	1	100.0%
8 納入業者（販売者）が回収している	0	0.0%	0	—
9 本社（本店）が一括しているので分からない	1	1.4%	0	0.0%
10 建物の管理会社に任せているので分からない	2	2.8%	1	50.0%
11 発生しない	7	9.9%		
無効回答等	8	11.3%	8	
合計	71	100.0%	41	—

分別をしていない理由（2件）

市内ビニールの日に／市の回収

（回答数）



1. 一般廃棄物収集運搬業許可業者にごみとして出している
2. 一般廃棄物収集運搬業許可業者に資源物として出している
3. 事業用指定収集袋で出している
4. 産業廃棄物処理業者に処理を委託している
5. リサイクル業者に売却している
6. 処理費用を支払って直接リサイクル業者に資源化を依頼している
7. 企業内・企業グループ内でリサイクルしている
8. 納入業者（販売者）が回収している
9. 本社（本店）が一括しているので分からない
10. 建物の管理会社に任せているので分からない
11. 発生しない

(n=71)

⑬缶類

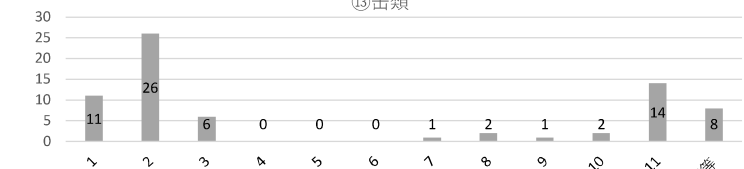
選択肢	回答数	%	分別	
			有り	%
1 一般廃棄物収集運搬業許可業者にごみとして出している	11	15.5%	8	72.7%
2 一般廃棄物収集運搬業許可業者に資源物として出している	26	36.6%	16	61.5%
3 事業用指定収集袋で出している	6	8.5%	2	33.3%
4 産業廃棄物処理業者に処理を委託している	0	0.0%	0	—
5 リサイクル業者に売却している	0	0.0%	0	—
6 処理費用を支払って直接リサイクル業者に資源化を依頼している	0	0.0%	0	—
7 企業内・企業グループ内でリサイクルしている	1	1.4%	1	100.0%
8 納入業者（販売者）が回収している	2	2.8%	1	50.0%
9 本社（本店）が一括しているので分からない	1	1.4%	0	0.0%
10 建物の管理会社に任せているので分からない	2	2.8%	1	50.0%
11 発生しない	14	19.7%		
無効回答等	8	11.3%	8	
合計	71	100.0%	37	—

分別をしていない理由（1件）

市の回収

(回答数)

⑬缶類



1. 一般廃棄物収集運搬業許可業者にごみとして出している
2. 一般廃棄物収集運搬業許可業者に資源物として出している
3. 事業用指定収集袋で出している
4. 産業廃棄物処理業者に処理を委託している
5. リサイクル業者に売却している
6. 処理費用を支払って直接リサイクル業者に資源化を依頼している
7. 企業内・企業グループ内でリサイクルしている
8. 納入業者（販売者）が回収している
9. 本社（本店）が一括しているので分からない
10. 建物の管理会社に任せているので分からない
11. 発生しない

(n=71)

⑭びん

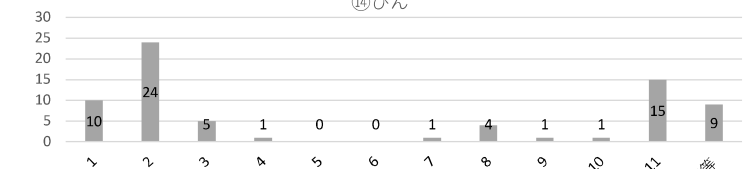
選択肢	回答数	%	分別	
			有り	%
1 一般廃棄物収集運搬業許可業者にごみとして出している	10	14.1%	7	70.0%
2 一般廃棄物収集運搬業許可業者に資源物として出している	24	33.8%	14	58.3%
3 事業用指定収集袋で出している	5	7.0%	2	40.0%
4 産業廃棄物処理業者に処理を委託している	1	1.4%	1	100.0%
5 リサイクル業者に売却している	0	0.0%	0	—
6 処理費用を支払って直接リサイクル業者に資源化を依頼している	0	0.0%	0	—
7 企業内・企業グループ内でリサイクルしている	1	1.4%	1	100.0%
8 納入業者（販売者）が回収している	4	5.6%	2	50.0%
9 本社（本店）が一括しているので分からない	1	1.4%	0	0.0%
10 建物の管理会社に任せているので分からない	1	1.4%	0	0.0%
11 発生しない	15	21.1%		
無効回答等	9	12.7%	9	
合計	71	100.0%	36	—

分別をしていない理由（1件）

市の回収

(回答数)

⑭びん

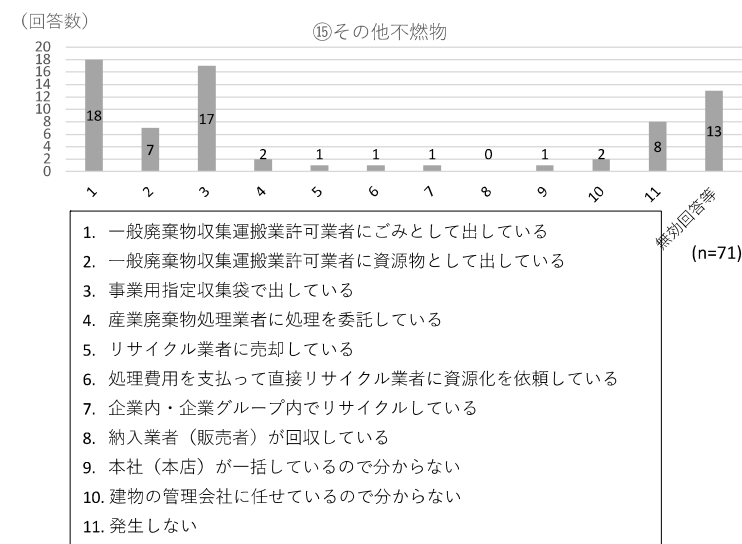


1. 一般廃棄物収集運搬業許可業者にごみとして出している
2. 一般廃棄物収集運搬業許可業者に資源物として出している
3. 事業用指定収集袋で出している
4. 産業廃棄物処理業者に処理を委託している
5. リサイクル業者に売却している
6. 処理費用を支払って直接リサイクル業者に資源化を依頼している
7. 企業内・企業グループ内でリサイクルしている
8. 納入業者（販売者）が回収している
9. 本社（本店）が一括しているので分からない
10. 建物の管理会社に任せているので分からない
11. 発生しない

(n=71)

⑮その他不燃物			分別	
選択肢	回答数	%	有り	%
1 一般廃棄物収集運搬業許可業者にごみとして出している	18	25.4%	12	66.7%
2 一般廃棄物収集運搬業許可業者に資源物として出している	7	9.9%	4	57.1%
3 事業用指定収集袋で出している	17	23.9%	9	52.9%
4 産業廃棄物処理業者に処理を委託している	2	2.8%	1	50.0%
5 リサイクル業者に売却している	1	1.4%	0	0.0%
6 処理費用を支払って直接リサイクル業者に資源化を依頼している	1	1.4%	0	0.0%
7 企業内・企業グループ内でリサイクルしている	1	1.4%	1	100.0%
8 納入業者（販売者）が回収している	0	0.0%	0	—
9 本社（本店）が一括しているので分からない	1	1.4%	0	0.0%
10 建物の管理会社に任せているので分からない	2	2.8%	1	50.0%
11 発生しない	8	11.3%		
無効回答等	13	18.3%	13	
合計	71	100.0%	41	—

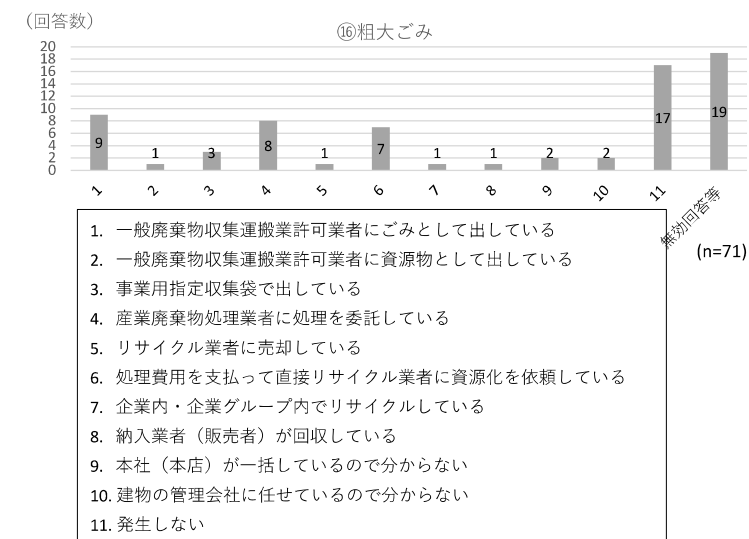
分別をしていない理由（0件）



⑩粗大ごみ			分別	
選択肢	回答数	%	有り	%
1 一般廃棄物収集運搬業許可業者にごみとして出している	9	12.7%	4	44.4%
2 一般廃棄物収集運搬業許可業者に資源物として出している	1	1.4%	1	100.0%
3 事業用指定収集袋で出している	3	4.2%	2	66.7%
4 産業廃棄物処理業者に処理を委託している	8	11.3%	2	25.0%
5 リサイクル業者に売却している	1	1.4%	0	0.0%
6 処理費用を支払って直接リサイクル業者に資源化を依頼している	7	9.9%	3	42.9%
7 企業内・企業グループ内でリサイクルしている	1	1.4%	1	100.0%
8 納入業者（販売者）が回収している	1	1.4%	0	0.0%
9 本社（本店）が一括しているので分からない	2	2.8%	0	0.0%
10 建物の管理会社に任せているので分からない	2	2.8%	1	50.0%
11 発生しない	17	23.9%		
無効回答等 ー	19	26.8%	19	
合計	71	100.0%	33	ー

分別をしていない理由（5件）

発生の都度市の処理要項にもとずき処理／市の申し込みで収集／そのものによる／分別はしています／工場内の粗大ごみとなるものは専門業者に依頼



⑪その他

品目名

--

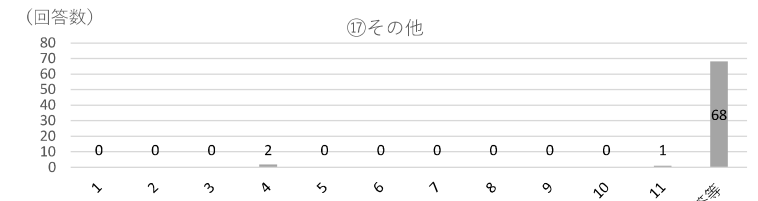
			分別	
選択肢	回答数	%	有り	%
1 一般廃棄物収集運搬業許可業者にごみとして出している	0	0.0%	0	—
2 一般廃棄物収集運搬業許可業者に資源物として出している	0	0.0%	0	—
3 事業用指定収集袋で出している	0	0.0%	0	—
4 産業廃棄物処理業者に処理を委託している	2	2.8%	0	0.0%
5 リサイクル業者に売却している	0	0.0%	0	—
6 処理費用を支払って直接リサイクル業者に資源化を依頼している	0	0.0%	0	—
7 企業内・企業グループ内でリサイクルしている	0	0.0%	0	—
8 納入業者（販売者）が回収している	0	0.0%	0	—
9 本社（本店）が一括しているので分からない	0	0.0%	0	—
10 建物の管理会社に任せているので分からない	0	0.0%	0	—
11 発生しない	1	1.4%		
無効回答等 —	68	95.8%	0	0.0%
合計	71	100.0%	0	—

分別をしていない理由（3件）

感染性廃棄物／医療廃棄物／コンビニエンスなので市のゴミには出していない

その他ごみ排出方法（1件）

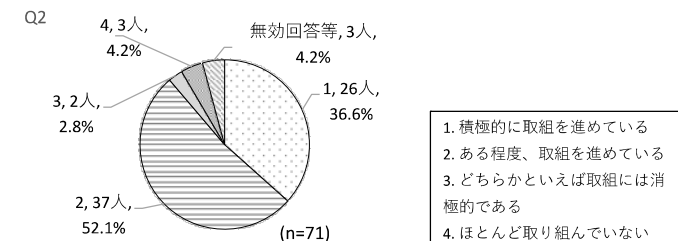
売却



- 一般廃棄物収集運搬業許可業者にごみとして出している
- 一般廃棄物収集運搬業許可業者に資源物として出している
- 事業用指定収集袋で出している
- 産業廃棄物処理業者に処理を委託している
- リサイクル業者に売却している
- 処理費用を支払って直接リサイクル業者に資源化を依頼している
- 企業内・企業グループ内でリサイクルしている
- 納入業者（販売者）が回収している
- 本社（本店）が一括しているので分からない
- 建物の管理会社に任せているので分からない
- 発生しない

Q 2 貴事業所のごみ減量・リサイクルに関する取組状況はどの程度でしょうか。（○は1つ）

選択肢	回答数	%
1 積極的に取組を進めている	26	36.6%
2 ある程度、取組を進めている	37	52.1%
3 どちらかといえば取組には消極的である	2	2.8%
4 ほとんど取り組んでいない	3	4.2%
無効回答等 —	3	4.2%
合計	71	100.0%



- 積極的に取組を進めている
- ある程度、取組を進めている
- どちらかといえば取組には消極的である
- ほとんど取り組んでいない

Q 3 貴事業所では、ごみ減量・リサイクルに関してどのような取組を行っていますか。（〇はいくつでも）

選択肢	回答数	%
1 市が行っている「出張講座」を活用した講演会を実施している	0	0.0%
2 市の協力店認定制度（リサイクル推進協力店、食品ロス削減推進協力店）に認定されている	0	0.0%
3 減量目標を定めて、ごみの減量に取り組んでいる	5	7.4%
4 ごみの減量化やリサイクルを事業所内に呼びかけている	11	16.2%
5 ごみの減量化やリサイクルを推進する部署や担当者を設置している	2	2.9%
6 ごみの減量化やリサイクルのマニュアルを作成している	1	1.5%
7 ごみに関する検討委員会や組織を設置している	0	0.0%
8 取引先や納入業者に簡易包装等の省資源化や通い箱の使用を依頼している	7	10.3%
9 書類のペーパーレス化に努めている	38	55.9%
10 再生紙など再生用品の使用に努めている	27	39.7%
11 周辺の事業所と協働して古紙をリサイクルしている	6	8.8%
12 排出するごみや資源物の排出量並びに収集運搬・処理料金を把握している	5	7.4%
13 紙コップやストローなど、使い捨て製品の使用削減に努めている	21	30.9%
14 食品リサイクル法に準じ、食品を分別してリサイクルを行っている	3	4.4%
15 回収箱を設置している	5	7.4%
16 その他	3	4.4%
17 特に取り組んでいない	10	14.7%
有効回答者数	68	—
無効回答等	3	—

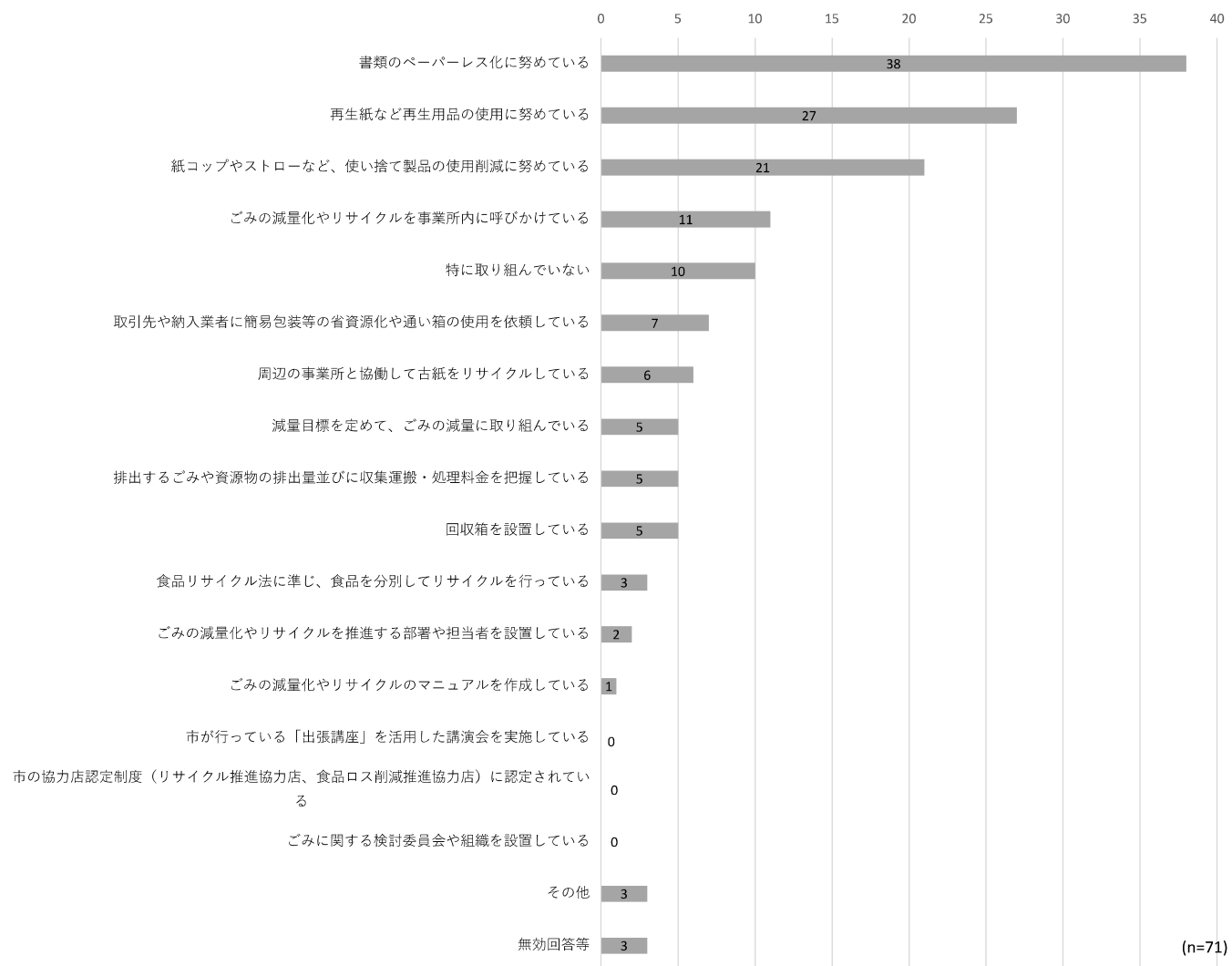
その他回答（3件）

回収箱による回収品目（5件）

ペットボトル／（無回答）／インク／（無回答）／筆記具、難再生紙

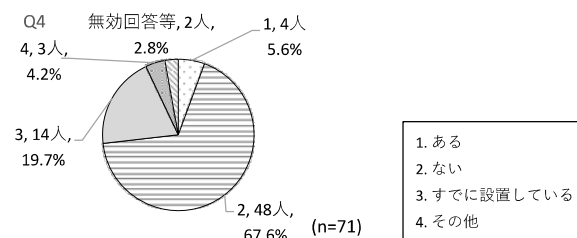
Q3

(回答数)



Q 4 貴事業所では、ペットボトルごみ削減に向けてウォーターサーバーを設置する予定はありますか。（〇は1つ）

選択肢	回答数	%
1 ある	4	5.6%
2 ない	48	67.6%
3 すでに設置している	14	19.7%
4 その他（具体的に）	3	4.2%
無効回答等	2	2.8%
合計	71	100.0%

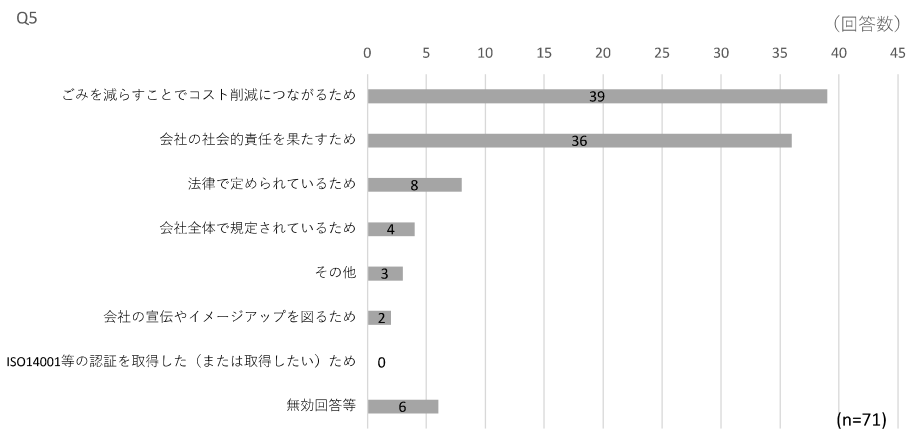


その他回答（3件）

Q 5 貴事業所で、ごみ減量・リサイクルに取り組む主な理由は何ですか。（〇はいくつでも）

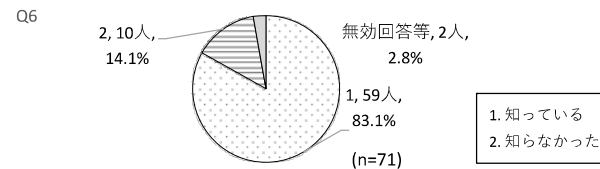
選択肢	回答数	%
1 ごみを減らすことでコスト削減につながるため	39	60.0%
2 会社の社会的責任を果たすため	36	55.4%
3 会社の宣伝やイメージアップを図るため	2	3.1%
4 ISO14001等の認証を取得した（または取得したい）ため	0	0.0%
5 法律で定められているため	8	12.3%
6 会社全体で規定されているため	4	6.2%
7 その他	3	4.6%
有効回答者数	65	—
無効回答等	6	—

その他回答（3件）



Q 6 事業活動によって発生するごみは、事業者の責任において処理することが義務付けられています。このことについて知っていますか。（〇は1つ）

選択肢	回答数	%
1 知っている	59	83.1%
2 知らなかった	10	14.1%
無効回答等	2	2.8%
合計	71	100.0%

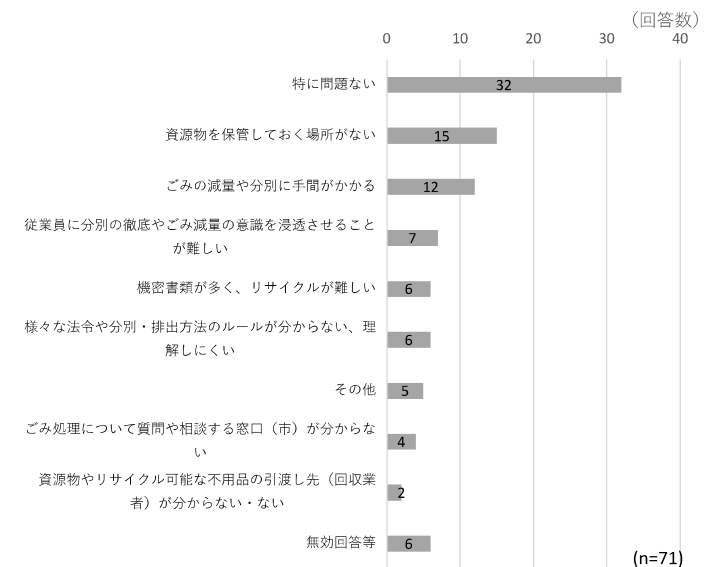


Q 7 貴事業所で、ごみ減量・リサイクルを進めていくうえでの主な問題点は何ですか。（〇はいくつでも）

選択肢	回答数	%
1 資源物を保管しておく場所がない	15	23.1%
2 資源物やリサイクル可能な不用品の引渡し先（回収業者）が分からない・ない	2	3.1%
3 従業員に分別の徹底やごみ減量の意識を浸透させることが難しい	7	10.8%
4 ごみの減量や分別に手間がかかる	12	18.5%
5 機密書類が多く、リサイクルが難しい	6	9.2%
6 様々な法令や分別・排出方法のルールが分からない、理解しにくい	6	9.2%
7 ごみ処理について質問や相談する窓口（市）が分からない	4	6.2%
8 その他	5	7.7%
9 特に問題ない	32	49.2%
有効回答者数	65	—
無効回答等	6	—

その他回答（5件）

Q7

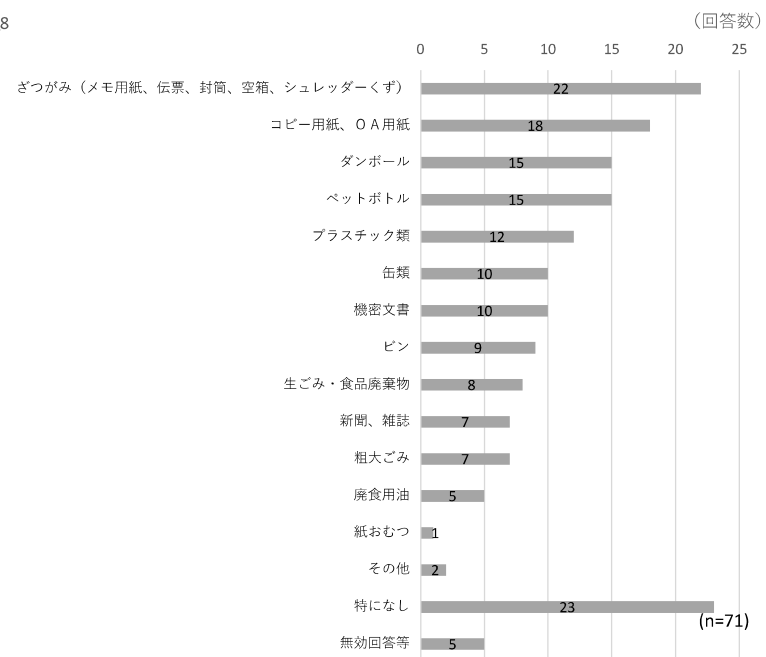


Q 8 貴事業所で、今後排出量を減らしたり、リサイクルに回したいと考えている品目はありますか。（〇はいくつでも）

選択肢	回答数	%
1 生ごみ・食品廃棄物	8	12.1%
2 廃食用油	5	7.6%
3 新聞、雑誌	7	10.6%
4 ダンボール	15	22.7%
5 コピー用紙、O A用紙	18	27.3%
6 機密文書	10	15.2%
7 ざつがみ（メモ用紙、伝票、封筒、空箱、シュレッダーくず）	22	33.3%
8 紙おむつ	1	1.5%
9 ペットボトル	15	22.7%
10 プラスチック類	12	18.2%
11 缶類	10	15.2%
12 ビン	9	13.6%
13 粗大ごみ	7	10.6%
14 その他	2	3.0%
15 特になし	23	34.8%
有効回答者数	66	—
無効回答等	5	—

その他回答（2件）

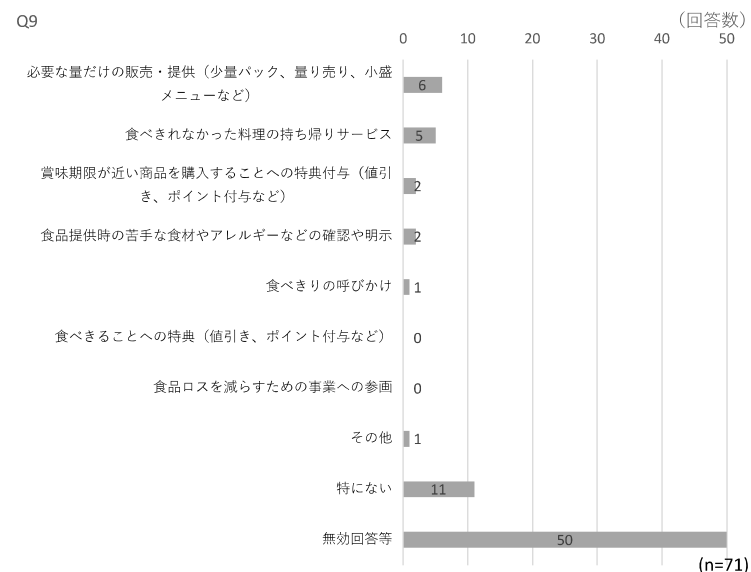
Q8



Q 9 食品を提供している事業所（小売店・飲食店・メーカー等）の方にお聞きます。食品ロスを減らすために取り組んでいることはありますか。（〇はいくつでも）

選択肢	回答数	%
1 賞味期限が近い商品を購入することへの特典付与（値引き、ポイント付与など）	2	9.5%
2 必要な量だけの販売・提供（少量パック、量り売り、小盛メニューなど）	6	28.6%
3 食品提供時の苦手な食材やアレルギーなどの確認や明示	2	9.5%
4 食べきりの呼びかけ	1	4.8%
5 食べきれなかった料理の持ち帰りサービス	5	23.8%
6 食べることへの特典（値引き、ポイント付与など）	0	0.0%
7 食品ロスを減らすための事業への参画	0	0.0%
8 その他	1	4.8%
9 特にない	11	52.4%
有効回答者数	21	—
無効回答等	50	—

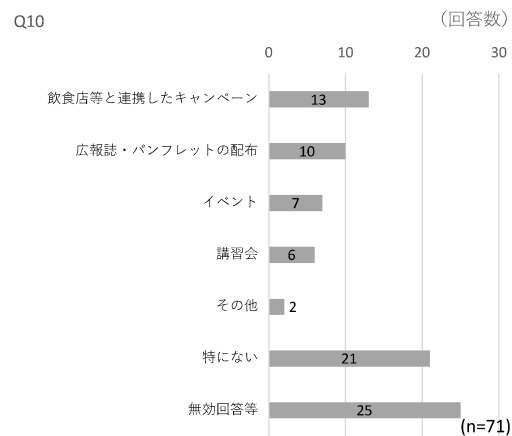
その他回答（1件）



Q 10 食品ロス削減のための取組として市に実施してほしいものは何ですか。（〇はいくつでも）

選択肢	回答数	%
1 講習会	6	13.0%
2 イベント	7	15.2%
3 広報誌・パンフレットの配布	10	21.7%
4 飲食店等と連携したキャンペーン	13	28.3%
5 その他	2	4.3%
6 特にない	21	45.7%
有効回答者数	46	—
無効回答等	25	—

その他回答（2件）



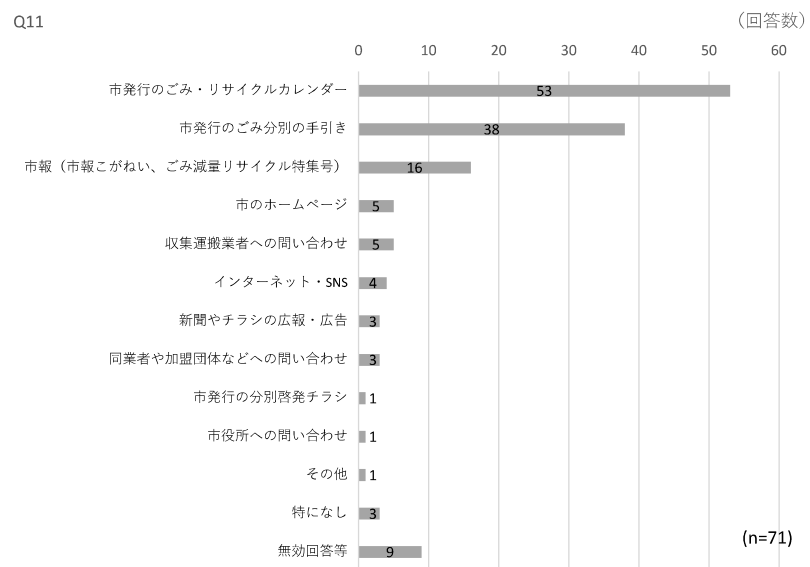
Q 1 1 あなたが日ごろ、ごみに関して目にしたり、聞いたりしている情報源はどのようなものですか。（〇は3つまで）

※〇を3つより多くつけた回答は対象外とした。

選択肢	回答数	%
1 市発行のごみ・リサイクルカレンダー	53	85.5%
2 市発行のごみ分別の手引き	38	61.3%
3 市報（市報こがねい、ごみ減量リサイクル特集号）	16	25.8%
4 市発行の分別啓発チラシ	1	1.6%
5 新聞やチラシの広報・広告	3	4.8%
6 市のホームページ	5	8.1%
7 インターネット・SNS	4	6.5%
8 収集運搬業者への問い合わせ	5	8.1%
9 同業者や加盟団体などへの問い合わせ	3	4.8%
10 市役所への問い合わせ	1	1.6%
11 その他	1	1.6%
12 特になし	3	5%
有効回答者数	62	—
無効回答等	9	—

その他回答（1件）

Q11



Q 1 2 さらなる市のごみ減量・リサイクルを進めていくうえで、取組を促進するためにはどのような市の施策が必要だと思いますか。（〇は3つまで）

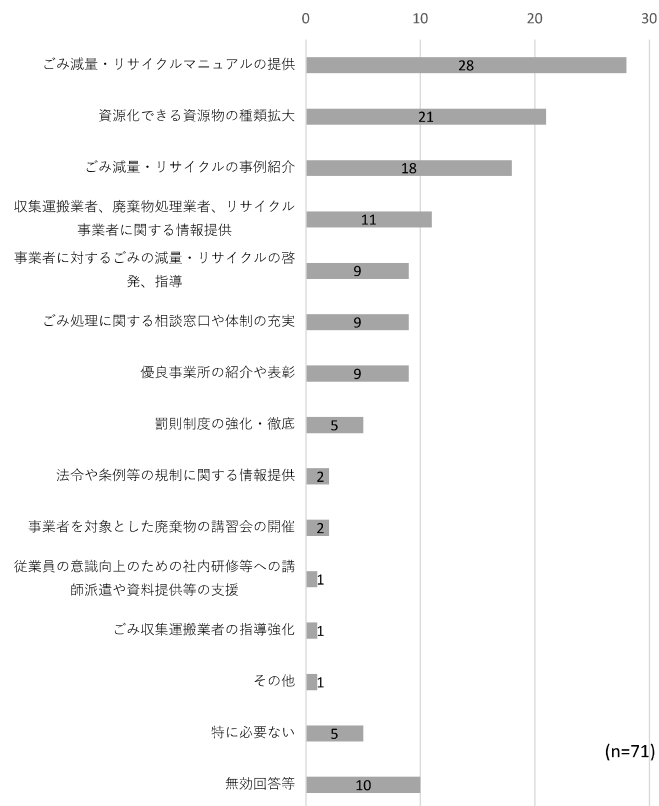
※〇を3つより多くつけた回答は対象外とした。

選択肢	回答数	%
1 事業者に対するごみの減量・リサイクルの啓発、指導	9	14.8%
2 ごみ減量・リサイクルマニュアルの提供	28	45.9%
3 優良事業所の紹介や表彰	9	14.8%
4 ごみ減量・リサイクルの事例紹介	18	29.5%
5 収集運搬業者、廃棄物処理業者、リサイクル事業者に関する情報提供	11	18.0%
6 法令や条例等の規制に関する情報提供	2	3.3%
7 ごみ処理に関する相談窓口や体制の充実	9	14.8%
8 事業者を対象とした廃棄物の講習会の開催	2	3.3%
9 罰則制度の強化・徹底	5	8.2%
10 ごみ収集運搬業者の指導強化	1	1.6%
11 資源化できる資源物の種類拡大	21	34.4%
12 従業員の意識向上のための社内研修等への講師派遣や資料提供等の支援	1	1.6%
13 その他	1	1.6%
14 特に必要ない	5	8.2%
有効回答者数	61	—
無効回答等	10	—

その他回答（1件）

Q12

（回答数）



小金井市一般廃棄物処理基本計画等策定支援委託

ごみ組成分析調査計画書

令和7年4月

パシフィックコンサルタンツ株式会社

目 次

1. 調査概要	1
(1) 調査の目的	1
(2) 調査内容	1
(3) 作業場所	1
ア) 燃やすごみ	1
イ) 燃やさないごみ	1
(4) 使用機械	1
(5) 作業工程、作業時間	1
ア) 燃やすごみ	1
イ) 燃やさないごみ	1
2. 調査方法	2
(1) 調査対象と検体数	2
(2) 分類項目	2
(3) 調査手順	6
ア) 破袋	6
イ) 分類	6
ウ) 重量測定	6
エ) 記録	6
オ) 写真撮影	6
(4) 試料の廃棄	6
3. 安全管理について	6

1. 調査概要

(1) 調査の目的

小金井市（以下、「市」と記す。）の一般廃棄物処理基本計画及び食品ロス削減推進計画の策定にあたって、家庭系ごみ（居住形態別）・事業系ごみの排出状況や資源化可能物の混入状況等を確認し、ごみの排出実態の把握・課題抽出に資する情報を得ることを目的として、ごみ組成分析調査を実施します。

なお、ごみ組成分析調査は、市の職員立ち合いのもとで実施します。

(2) 調査内容

過去の調査内容を踏まえ、ごみの排出実態の経年的な変化を把握するとともに、現状の排出実態について把握が可能となる調査内容とします。

(3) 作業場所

ア) 燃やすごみ

浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設（東京都日野市石田一丁目 210 番地の 2）

イ) 燃やさないごみ

小金井市野川クリーンセンター（東京都小金井市東町一丁目 7 番 19 号）

(4) 使用機械

電子計量器等

(5) 作業工程、作業時間

ア) 燃やすごみ

令和 7 年 4 月 15 日（火） 8:30～17:00：家庭系 1 検体、事業系 1 検体

令和 7 年 5 月 15 日（木） 8:30～17:00：家庭系 2 検体

イ) 燃やさないごみ

令和 7 年 4 月 22 日（火） *14:30～17:00：家庭系 2 検体

令和 7 年 5 月 12 日（月） *14:30～17:00：家庭系 1 検体

*燃やさないごみの搬入が終わり次第

2. 調査方法

(1) 調査対象と検体数

表 1 に示すごみの全量分析を実施します。検体は市が準備したものを用品ます。

表 1 対象ごみと検体数

試料区分	検体数	備考
家庭系燃やすごみ	3 検体※	200kg 以上/1 検体(袋数で約 80～100 袋)
事業系燃やすごみ	1 検体	200kg 以上/1 検体(袋数で約 80～100 袋)
家庭系燃やさないごみ	3 検体※	100kg 以上/1 検体(袋数で約 40～50 袋)

※：居住形態別に「戸建住宅」、「ファミリー向け集合住宅」、「単身集合住宅」の 3 つを想定。

(2) 分類項目

燃やすごみ、燃やさないごみの分類項目は、以下に示す品目を想定します。

表 2 分類項目（燃やすごみ、燃やさないごみ）

No.	分類項目		燃やす ごみ	燃やさない ごみ	プラス チック ごみ	資源等 (市収 集)	資源(拠 点回収)
1	厨芥類	未開封食 品	素材	●			
2			調理済み食品	●			
3			飲料	●			
4		未利用食 品	素材	●			
5			自家製農作物	●			
6			一部の素材	●			
7			調理済み食品	●			
8		食べ残し	食べ残し	●			
9			飲み残し	●			
10		非可食 部・調理 くず	物理的可食（潜在可 食）	●			
11			非可食（調理くず・非 可食）	●			
12		生ごみ処理乾燥物		●			●
13		分類不能		●			
14	紙類	容器包装	紙パック			●	●
15			紙類—段ボール			●(段ボ ール)	
16			その他容器包装			●(ざつ がみ)	
17		古紙 (容器包 装以外)	新聞			●	
18			雑誌・本			●	
19			チラシ			●(新 聞)	
20			OA用紙			●	
21			難再生古紙	●			●
22			【追加】シュレッター 紙			●(古 紙)	
23			その他紙類	●			
24	草木類	枝木、雑草、剪定枝など				●	
25		落ち葉				●	
26	繊維類	布類（リユース可）				●	●
27		布類（リユース不可）		●	●		
28	プラス チック 類	容器包装	白色発泡トレイ		●		●
29			色付き発泡トレイ		●		●
30			未発泡トレイ		●		●
31			その他のボトル		●		
32			プラスチック容器その 他 ※ペットボトルキャッ プはここ		●		●(ペッ トボト ルキャ ップ)

No.	分類項目			燃やす ごみ	燃やさない ごみ	プラス チック ごみ	資源等 (市収 集)	資源(拠 点回収)	
33			ペットボトル				●	●	
34			レジ袋			●			
35			レジ袋以外の店頭で無 料配布される袋			●			
36			袋・ラップ・フィルム			●			
37			梱包材			●			
38		容器包装 以外	製品（市の「プラスチ ックごみ」の対象）			●			
39			製品（市の「プラスチ ックごみ」の対象以 外）		●				
40			容器包装以外その他 ※想定されるものがあ まりないが、前回排出 されているため残す						
41		ゴム・皮革類		くつ・かばん・ベルト			●		●
42				その他		●			
43	ゴム・皮革類以外		くつ・かばん・ベルト			●		●	
44	使用済紙おむつ			●					
45	金属類	容器包装	アルミ缶				●(空き 缶)		
46			スチール缶				●(空き 缶)		
47			その他金属製缶類				●(スプ レー缶)		
48		容器包装 以外	【追加】金属製の家庭 用品（鉄・ステンレ ス・アルミ・銅など）				●(金 属)		
49			その他鉄類		●				
50			その他非鉄類		●				
51		びん、 ガラス 類	容器包装	リターナブルびん				●(び ん)	
52	白色びん						●(び ん)		
53	茶色びん						●(び ん)		
54	その他雑びん						●(び ん)		
55	容器包装 以外		ガラス製品など		●				
56	陶磁器、石類				●				
57	乾電池（使い捨て）						●(有害 ごみ		
58	充電電池						●(有害 ごみ		

No.	分類項目	燃やす ごみ	燃やさない ごみ	プラス チック ごみ	資源等 (市収 集)	資源(拠 点回収)
59	蛍光灯等				●(有害 ごみ)	
60	小型家電製品(コード有り)		●(40cm 以下)			
61	小型家電製品(コード無し/電池あり)				●(有害 ごみ)	
62	小型家電製品(コード無し/電池なし)		●(40cm 以下)			
63	電子たばこ・加熱式たばこ				●(有害 ごみ)	
64	複合製品		●			
65	その他可燃(衛生上燃やすもの、わた入りの製品等)	●				
66	その他不燃(電球、汚れが落ちないプラスチック類・容器等)		●			
67	小型家電製品を除く粗大ごみ		●(粗大 ごみ)			
68	指定袋	—	—	—	—	
69	廃食油	—	—	—	—	●
70	全分類に含まれていないもの	—	—	—	—	

(3) 調査手順

ア) 破袋

市が搬入する検体（ごみ袋）を破袋し、袋の中に入っているごみを取り出します。なお、破袋に刃物は用いないこととします。なお、事業系燃やすごみについては、許可業者のパッカー車から検体（ごみ袋）を採取します。

イ) 分類

表 2 に示す項目毎に、ごみを分類します。分類したごみは、ポリバケツ等に入れて管理します。

ウ) 重量測定

分類したごみ種毎に重量測定を行います。なお、事前に風袋の重量は測定し、分類されたごみの実重量が確認できるようにします。

エ) 記録

ごみ種毎の重量を記録します。記録したデータは、最終的に電子化（Excel）し、検体別のデータが確認できる様式とします。

オ) 写真撮影

分類したごみ種毎に写真撮影を行います。

(4) 試料の廃棄

調査を終えた試料は、調査を実施した施設のピット等に廃棄します。

3. 安全管理について

社内で別途定めている安全計画書に基づき、安全管理を実施します。

なお、調査開始・終了については、当日の現場担当から市へ電話にて連絡します。

小金井市災害廃棄物処理計画

(改定版 骨子案)

平成 31 年 3 月
(令和●年●月改定)

小金井市

目 次

第1章 基本的事項.....	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の位置づけ	3
第3節 計画の対象	5
1. 対象とする災害	5
2. 被害規模の想定	5
3. 対象とする災害廃棄物	6
第4節 基本方針.....	8
第5節 発災前後の業務の流れ	9
第6節 本計画の見直し	9
第2章 平常時の対策	11
第1節 組織体制の構築.....	11
第2節 協力体制の構築.....	12
1. 国及び都との連携	12
2. 一部事務組合等との連携	12
3. 他の自治体、民間事業者等との協定	12
4. 災害ボランティアの受け入れ体制づくりの推進	12
5. 市民との協力体制	12
6. 広域連携体制の構築.....	12
第3節 し尿の処理の検討	13
1. 仮設トイレの確保	13
2. 仮設トイレが不足する場合の対応.....	13
3. 簡易トイレの備蓄	13
第4節 仮置場候補地の検討.....	14
1. 仮置場の概要.....	14
2. 仮置場候補地の抽出.....	16
第5節 職員への教育訓練等.....	17
第6節 災害廃棄物対策マニュアルの作成、整備	17
第3章 初動期（発災後約1か月まで）	18
第1節 発災から24時間まで.....	18
1. 災害廃棄物処理に関する組織の設置	18
2. 災害廃棄物に関する情報収集	18
3. 避難所の開設に伴う仮設トイレの設置.....	18
第2節 発災から48時間ないし72時間まで	19
1. 仮置場.....	19
2. 生活ごみ、避難所ごみ、し尿の収集・処理	22

3. 災害廃棄物発生量の推計	24
4. 支援の要請、広域体制の確認	24
5. 市民への広報.....	24
6. 不法投棄対策.....	25
第3節 発災後約1か月まで.....	25
1. 災害廃棄物処理実行計画の策定.....	25
2. 補正予算編成及び補助金導入の検討	19
第4章 応急対策期～災害復旧・復興期	20
第1節 災害廃棄物処理実行計画の見直し	20
1. 災害廃棄物の発生量、要処理量、処理可能量の見直し	20
2. 処理スケジュール・処理フローの見直し	20
3. 組織体制、協力体制の見直し	20
4. 仮置場の見直し、閉鎖・返還方法の検討.....	20
5. 災害廃棄物処理実行計画の見直し手順.....	21
第2節 被災家屋の解体撤去.....	22
第3節 国庫補助金業務	22
第4節 災害廃棄物処理の進捗管理.....	22

第 1 章 基本的事項

第 1 節 計画の目的

近年、東日本大震災や熊本地震といった巨大地震による災害や、広島市土砂災害、関東・東北豪雨、九州北部豪雨、西日本豪雨といった浸水被害等による災害が起きています。

小金井市災害廃棄物処理計画（以下、「本計画」という。）は、このような大規模災害の発生時に、多量に発生する災害廃棄物を迅速に処理する体制を確保し、適正に処理することにより、市民の生活環境の保全、公衆衛生上の被害を防止するとともに、早期の復旧、復興に資するための基本的事項を定めるものです。

表 1-1 巨大災害による廃棄物発生量

災害名	発生年月	災害廃棄物発生量	処理期間
阪神・淡路大震災	1995 年 1 月	1,500 万トン	約 3 年
新潟県中越地震	2004 年 10 月	60 万トン	約 3 年
東日本大震災	2011 年 3 月	3,100 万トン (津波堆積物含む)	約 3 年 (福島県除く)
広島土砂災害	2014 年 8 月	58 万トン	約 1.5 年
熊本地震	2016 年 4 月	303 万トン	約 2 年

参考：平成 29 年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書(概要)（平成 29 年度 環境省）



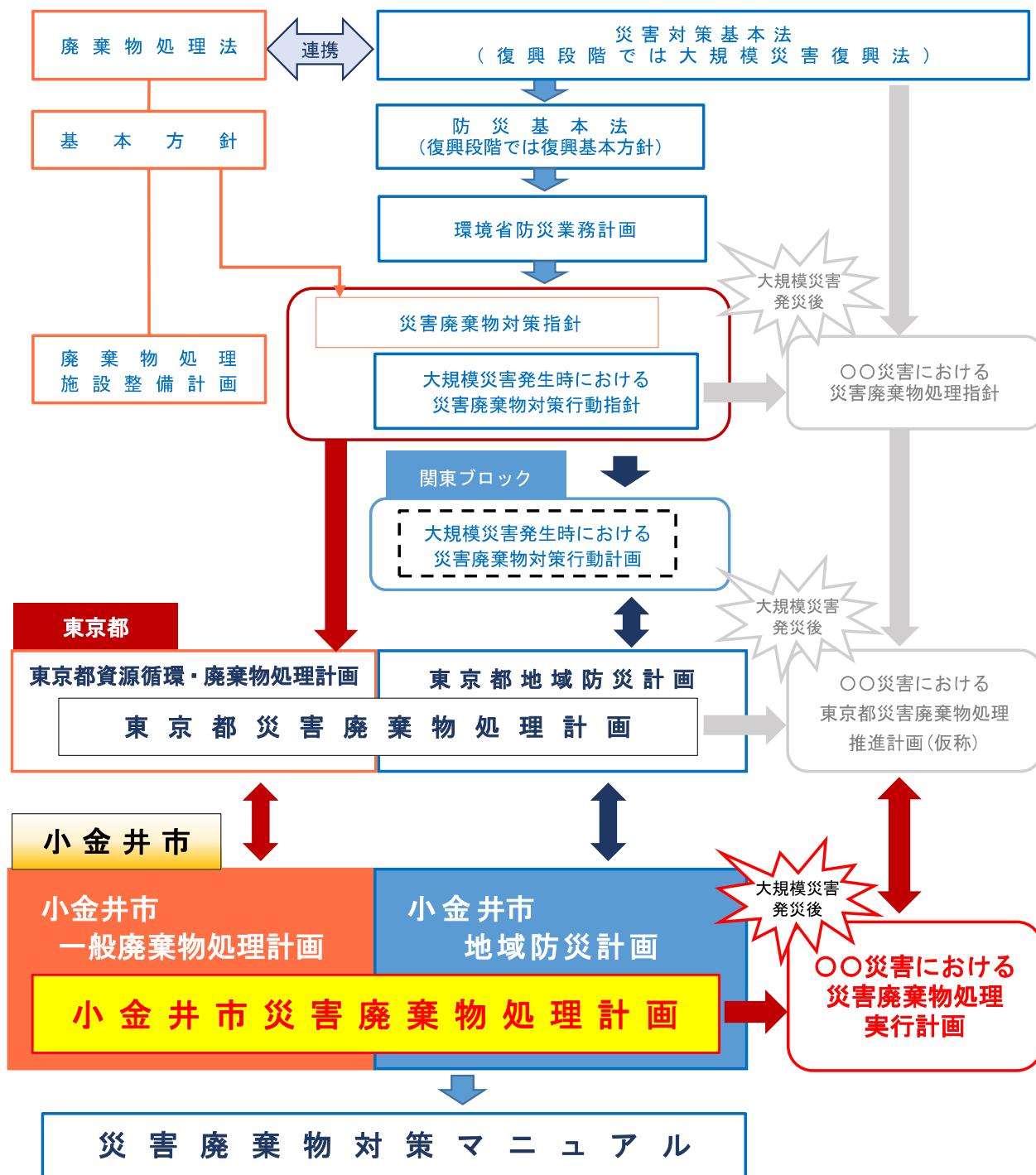
出典：防災情報のページ（内閣府）

《更新・改定内容：第 1 章 第 1 節関連》

- 水害も含め、過去の災害事例については追記して、時点更新や情報更新を行う。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、国の災害廃棄物対策指針や東京都災害廃棄物処理計画を踏まえ、小金井市地域防災計画（以下、「地域防災計画」という。）に基づき策定しています。各計画や法令等との相互関係は図 1-1 に示すとおりです。



参考：東京都災害廃棄物処理計画（平成 29 年 6 月 東京都）

図 1-1 本計画の位置づけ

《更新・改定内容：第1章 第2節関連》

- 令和5年9月に改定された東京都災害廃棄物処理計画に基づき時点更新を行う。

第3節 計画の対象

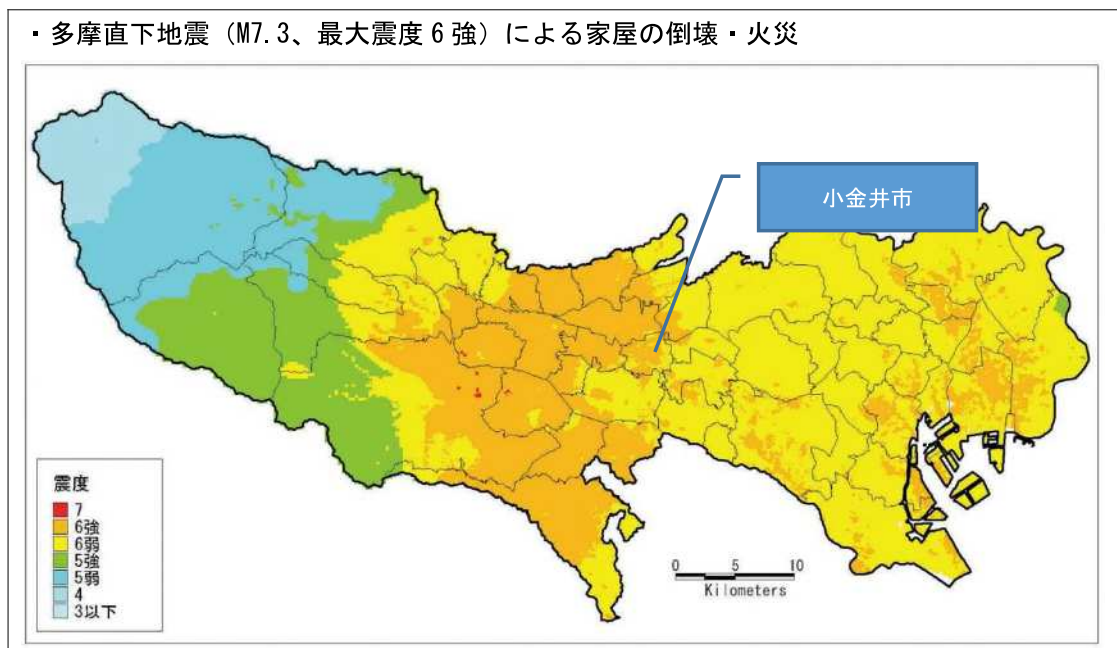
1. 対象とする災害

本計画は、地震災害、風水害、土砂災害及び火山災害を対象とします。（対象とする災害の詳細は巻末資料 P1 参照）

2. 被害規模の想定

本計画は、地震災害による最大規模の被害を想定し、策定しています。平成 24 年に策定された「首都直下地震等による東京の被害想定（平成 24 年 4 月 18 日 東京都防災会議）」における、本市の最大規模の被害（図 1-2 多摩直下地震）として、家屋の全壊被害 725 棟、半壊被害 2,515 棟などにより約 25 万トンの災害廃棄物が発生する見込みです。（被災規模の詳細は巻末資料 P5 参照）

図 1-2 多摩直下地震



出典：東京都災害廃棄物処理計画（平成 29 年 6 月 東京都）

《更新・改定内容：第1章 第3節 1 対象とする災害、2 被害規模の想定関連》

- 最新の地域防災計画との整合を図るために被害規模の想定について見直しを行う。
（令和4年5月に見直された首都直下地震の被害想定）
- 水害で想定される被害についても情報（ハザードマップ）を追記する。

3. 対象とする災害廃棄物

災害廃棄物は、一般廃棄物に位置づけられるものであり、本市域内で発生した災害廃棄物は、本市が包括的な処理責任を負います。また、平常時に排出される廃棄物とは異なる対応が必要となるもので、対象とする災害廃棄物は、表 1-2 の赤枠で示すとおりです。

なお、発災後においても、被災を免れた家屋から発生する生活ごみは、被災状況を勘案したうえで、原則として、平常時と同様に処理します。ただし、平常時のような処理が困難な場合は、生活環境を悪化させないよう配慮した上で、収集するごみの種類、排出場所等に制限を設けて処理を行うこともあります。

表 1-2 対象とする災害廃棄物

廃棄物の種類		内容
一般 廃棄物	災害廃棄物	- 被災した住民の排出する生活ごみ (通常生活で排出される生活ごみは除く。) - 避難施設で排出される生活ごみ(避難所ごみ) - 一部損壊家屋から排出される家財道具(片付けごみ) - 被災建築物の解体撤去で発生する廃棄物 - 道路啓開⁽¹⁾や救助捜索活動に伴い生じる廃棄物 - 被災施設の仮設トイレからのし尿 - 被災した事業所からの廃棄物(事業活動に伴う廃棄物は除く。) - その他、災害に起因する廃棄物
	家庭ごみ、し尿	- 通常生活で排出される生活ごみ - 通常家庭のし尿
	事業系一般廃棄物	事業活動に伴う廃棄物(産業廃棄物を除く。)
産業廃棄物		廃棄物処理法第2条第4項に定める事業活動に伴って生じた廃棄物

出典：東京都災害廃棄物処理計画（平成 29 年 6 月 東京都）



出典：災害廃棄物処理の実態 国立環境研究所資料（平成 27 年 9 月 29 日常総市にて撮影）

⁽¹⁾ 緊急車両等の通行のため、1 車線でも通れるように早急に最低限のがれき処理を行うこと。

《更新・改定内容：第1章 第3節 3対象とする災害廃棄物関連》

■ 令和5年9月に改定された東京都災害廃棄物処理計画と整合を図る形で微修正する。

（災害廃棄物を“災害廃棄物”と“避難所ごみ等”に区分）

旧		新	
災害廃棄物	・被災した住民の排出する生活ごみ（通常生活で排出される生活ごみは除く。） ・避難施設で排出される生活ごみ（避難所ごみ） ・一部損壊家屋から排出される家財道具（片付けごみ） ・被災建築物の解体撤去で発生する廃棄物 ・道路啓開や救助捜索活動に伴い生じる廃棄物 ・被災施設の仮設トイレからのし尿 ・被災した事業所からの廃棄物（事業活動に伴う廃棄物は除く。） ・その他、災害に起因する廃棄物	災害廃棄物	・一部損壊家屋から排出される家財道具（片付けごみ） ・被災建築物の解体撤去で発生する廃棄物 ・道路啓開や救助捜索活動に伴い生じる廃棄物 ・被災施設の仮設トイレからのし尿 ・被災した事業所からの廃棄物（事業活動に伴う廃棄物は除く。） ・その他、災害に起因する廃棄物
		避難所ごみ等	・被災した住民の排出する生活ごみ（通常生活で排出される生活ごみは除く。） ・避難施設で排出される生活ごみ（避難所ごみ）

第4節 基本方針

本計画は、災害廃棄物処理を進めるに当たって、市民の生活環境を保全する「安全で安心できる処理」、都市機能を取り戻す「復旧、復興に資する処理」、災害を克服した後も「持続性を確保できる処理」の実現を重視します。この考え方に即し、次の7つを基本方針として定めます。

表 1-3 基本方針

安全で安心できる処理	復旧、復興に資する処理	持続性を確保できる処理
		
① 計画的な対応・処理	災害廃棄物発生量、道路や施設の被災状況や処理能力等を逐次把握した上で、計画的に処理を推進します。	
② 迅速な対応・処理	早期の復旧・復興を図るため、時々刻々と変化する状況に対応しながら迅速な処理を行います。	
③ 環境に配慮した処理	災害時の混乱した状況下においても、環境に配慮し、適正処理を推進します。	
④ 衛生的な処理	悪臭、害虫の発生等を考慮し、衛生処理を図ります。	
⑤ 安全の確保	住宅地での解体作業や仮置場での搬入、搬出作業において周辺住民や処理従事者の安全の確保を徹底します。	
⑥ 再資源化の推進	膨大な量の災害廃棄物の発生が見込まれる中、徹底した分別・選別により可能な限り再資源化を推進し、最終処理量の削減を図ります。	
⑦ 経済性に配慮した処理	膨大な量の災害廃棄物の発生が見込まれる中、コスト意識を持ち、可能な限り経費の削減に努めます。	

第5節 発災前後の業務の流れ

平常時及び発災後に市が取り組むべき業務の流れを以下に示します。なお、災害の種類により優先順位、対応方針等が変わるため、様々な状況での業務の流れを整理し、災害廃棄物対策マニュアルの作成を進めます。

平常時 (発災前)		①組織体制の構築
		②協力体制の構築
		③し尿の処理の検討
		④仮置場候補地の検討
		⑤職員への教育訓練等
		⑥災害廃棄物対策マニュアルの作成、整備
↓ 発災！		
初動期	発災から 24 時間まで	①災害廃棄物処理に関する組織の設置
		②災害廃棄物に関する情報収集
		③避難所の開設に伴う仮設トイレの設置
	↓	
	発災から 48 時間ないし 72 時間まで	①仮置場の開設、運用・管理
		②生活ごみ、避難所のごみ、し尿の収集・処理
		③災害廃棄物発生量の推計
		④支援の要請、広域体制の確認
		⑤市民への広報
		⑥不法投棄対策
	↓	
	発災後 約 1 か月まで	①処理スケジュール・処理フローの策定
		②災害廃棄物処理実行計画の策定
		③補正予算編成及び補助金導入の検討
		④災害廃棄物処理の進捗管理
	↓	
応急対策期～ 災害復旧・復興期		①災害廃棄物処理実行計画の見直し
		②被災家屋の解体撤去
		③国庫補助金業務
		④災害廃棄物処理の進捗管理

《更新・改定内容：第1章 第5節関連》

- 災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドラインの内容を踏まえ、“片付けごみ対応”の内容を充実させる。
 - 片付けごみの出し方や回収方法、必要な車両等の確保方法 → 詳細は第3章 第2節にも記載
 - 必要な業務の追加（災害ボランティアとの連携等）
- 令和6年能登半島地震等も含めた過去の災害での課題等を踏まえ、発災後の業務実施時期等も見直す。

第6節 本計画の見直し

本計画の実効性を高めるため、法令、国が定める指針の策定や見直し状況、都の災害廃棄物処理計画の見直し状況、研修や災害訓練の実施状況等を踏まえ、必要に応じて本計画の見直しを行います。

第2章 平常時の対策

災害時に発生する廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、発災時の様々な状況を想定して対策を検討し準備する必要があります。以下に平常時における対策を示します。

第1節 組織体制の構築

災害時に発生する廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するには、速やかな市内組織体制の構築および指揮命令系統の確立が必須です。東京都をはじめとした各主体と連携するとともに、各々の担当が共通認識の下で日々の業務を行っていく必要があります。

組織体制（案）は図2-1のとおりです。災害時に発生する廃棄物処理の組織体制の主体は、災対環境部清掃班とし、東京都との連携を円滑に行うため、東京都の体制を踏まえ、総務、資源管理、処理、受援の4つのグループで対応に当たります。小金井市災害廃棄物対策本部（仮称）は、小金井市災害対策本部の決定により、ごみ対策課を中心に設置されますが、環境部の環境政策課及び下水道課とは特に連携を密にし対応に当たります。

また、発災の時間帯等により職員の参集状況が思わしくないなど、人員が不足する場合には、代理の総括責任者を置く等の対応が必要になるため、平常時から様々な場面を想定した組織体制を構築できるよう、**その他部署との連携強化も図り、各種協定や国の支援制度等も活用して、他自治体等からの人的支援も想定します。**（災害対策本部の組織体制や清掃班の業務分掌は巻末資料 P16、17 参照）

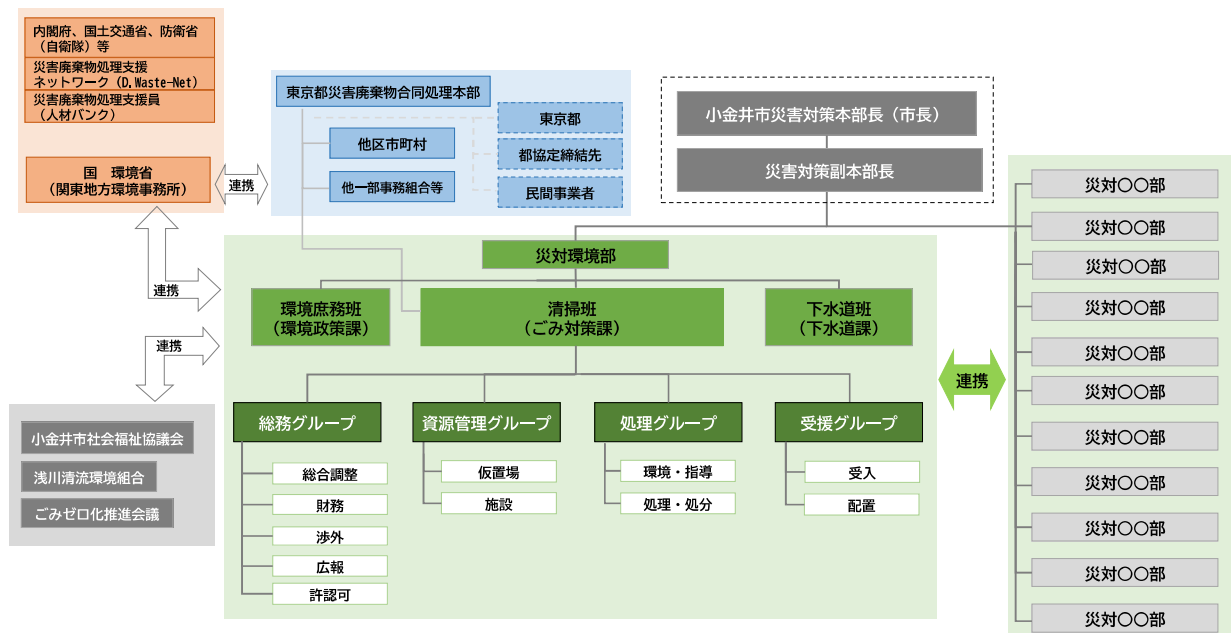


図 2-1 災害廃棄物処理に関する組織体制（案）

《更新・改定内容：第2章 第1節関連》

- 地域防災計画と整合を図りつつ、ごみ対策課が災害時に連携する関係団体を整理した組織体制図に更新する。

第2節 協力体制の構築

平常時において、国や都との連携体制、他の自治体（近隣及び遠隔地の自治体）、民間事業者等との協力支援体制を構築します。

1. 国及び都との連携

国や都との連携体制を構築し常に災害廃棄物に関する最新情報を得るよう努めます。また、被害が甚大な場合、都に災害廃棄物処理の事務委託を迅速に行えるようにします。

2. 一部事務組合等との連携

一部事務組合及びその構成市とともに、災害廃棄物に関する協議を進め、共同処理のための連携体制を構築します。

3. 他の自治体、民間事業者等との協定

災害廃棄物を速やかに処理するため、近隣及び遠隔地の自治体や民間事業者等と災害廃棄物の処理や物資の提供等に関する協定を締結するよう努めます。

4. 災害ボランティアの受け入れ体制づくりの推進

発災後のニーズに即したボランティア活動が展開できるよう、小金井市社会福祉協議会や東京都災害ボランティアセンターとの連携を強化するとともに、ボランティアの受け入れ体制や役割づくりを進めます。

5. 市民との協力体制

発災後の混乱した状況下においても、市民に正確な情報を伝え、速やかに災害廃棄物処理を行うため、ごみゼロ化推進員をはじめとした市民との協働を図り、役割を明確にした初期対応に当たれるよう協力体制の構築を進めます。

6. 広域連携体制の構築

大規模な災害の発生に備え、国や都、一部事務組合（構成市含む）、協定締結自治体、民間事業者等との広域連携体制を構築するとともに、D.Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）の支援の活用を行います。（広域連携体制案、D.Waste-Net については巻末資料 P19 参照）

《更新・改定内容：第2章 第2節関連》

- 令和5年9月に改定された東京都災害廃棄物処理計画の「災害廃棄物合同処理本部」の考え方を踏まえ、一部事務組合及びその構成市との連携に係る内容を追記する。
- 最新の災害支援協定（都の災害支援協定で活用可能なものも含め）を踏まえ、庁外を含む連携が想定される主体との連携内容を確認し、必要に応じて追記・修正を行う。
- 最新の取組（関東ブロック行動計画、人材バンク等）を反映する。

第3節 し尿の処理の検討

平常時においては、避難者数をあらかじめ予測したうえで、避難所の位置や仮設トイレ（マンホールトイレ含む）の備蓄数を把握するなど、適正な処理体制を検討します。発災時には、公共下水道等の生活排水処理施設が使用できなくなることも想定されるため、これらの状況にも耐えられるよう対応方法を検討します。（し尿収集必要量、仮設トイレ必要設置基数は巻末資料 P9、10 参照）

1. 仮設トイレの確保

要配慮者に配慮したトイレ（洋式トイレ等）の確保に努めます。また、強固な構造のトイレや防犯性の高いトイレ等により、利用者の利便性の向上に努めます。避難所となる公共施設については、マンホールトイレが設置できるよう関係部署と協議を行い、設備改修を進めます。（マンホールトイレ等の概要については巻末資料 P20 参照）

2. 仮設トイレが不足する場合の対応

平常時において、他の自治体や民間事業者等と仮設トイレの提供に関する協定を締結し、発災時に仮設トイレが不足する場合に備えます。

3. 携帯トイレや簡易トイレの備蓄

平常時において、各家庭及び施設等に携帯トイレや簡易トイレを備蓄するよう、広報活動による啓発及び協力の呼びかけを行います。（携帯トイレ等の概要については巻末資料 P20 参照）



出典：携帯トイレ（UR 都市機構 HP より）

《更新・改定内容：第2章 第3節関連》

- 令和6年能登半島地震の課題等を踏まえ、必要な対策について担当部局との連携内容も含めて整理する。

第4節 仮置場候補地の検討

1. 仮置場の概要

仮置場とは、道路啓開や救助捜索活動に伴い撤去する必要がある建物等の損壊物や被災住民が排出する災害廃棄物のうち、処理施設に直接搬入できないものを一時的に保管するため臨時に設置するものです。

仮置場には、緊急仮置場、一次仮置場、二次仮置場の3つの分類があり、発災時に優先的に行われる道路啓開を迅速に行い、また膨大な量の災害廃棄物を処理するために早期の仮置場の設置が必要です。仮置場の分類は表 2-1 のとおりです。

《更新・改定内容：第2章 第4節 1 仮置場の概要関連》

- 仮置場の候補地を再点検する。
- 災害時の廃棄物の処理フローを検討し、仮置場の分類を再定義する。
(地区集積所の分類の追加)
- 仮置場の設置には事業者の協力が不可欠であるため、最新の地域防災計画と整合を図った災害支援協定を整理する。

表 2-1 仮置場の分類

分類	役割・特徴
緊急仮置場	・市による一次仮置場設置が整うまでの間、緊急措置として設けられる。 ・原則、平常時にごみを排出している場所とし、被災者（支援ボランティアを含む）自らが、排出することとする。 ・救助捜索活動や緊急車両など通行の妨げにならないよう注意して排出、集積する。 ・後の処理や一次仮置場への搬入を考慮し、この段階でできる限り分別する。（分別例：生ごみなど腐敗性ごみ、可燃性粗大、不燃性粗大、可燃性ごみ、不燃性ごみ、危険物など）
	設置時期・使用期間
	・被災直後から利用開始 ・被災家屋等の片付けが終わり、一次仮置場への搬出が終わるまでの数週間
分類	役割・特徴
一次仮置場	・主に市の委託業者や家屋解体事業者等が搬入する。災害廃棄物の前処理（粗選別、破碎等）を行い、二次仮置場や中間処理施設へ積み替える拠点としての機能を持つ。 ・被災現場や緊急仮置場から災害廃棄物を一次仮置場に集積した後、手作業、重機作業により粗選別を行う。 ・被災者が直接、災害廃棄物を搬入することも可能とする。 ・緊急仮置場から特に腐敗性ごみ以外の廃棄物を搬入し、コンクリートがら、木くず、可燃物、不燃物、家電 4 品目などに分別して集積する。 ・二次仮置場整備や中間処理施設等への搬送が終了し、使用終了箇所から順次廃止する。
	設置時期・使用期間
	・被災後 3 日以内に設置 ・災害廃棄物処理が完了するまで設置（1 年以上に及ぶことがある）
分類	役割・特徴
二次仮置場	・一次仮置場での処理が不十分である場合や一次仮置場の能力が不足している場合、必要に応じて設置する。 ・各仮置場からの災害廃棄物を集積し、破碎、選別等の処理を行い、焼却施設や再資源化施設への搬出拠点として設置する。 ・再資源化された資源物を保管する機能を持つ。 ・二次仮置場は甚大な被害が発生し、多量の災害廃棄物が一度に発生した場合等に設置するもので、他の自治体との広域設置になる場合もあり、仮設破碎機・仮設焼却炉等の設置を含めて都に委託することもある。
	設置時期・使用期間
	・被害が甚大な場合、被災後数ヶ月以内に設置 ・中間処理された再生資材を全て搬出するまで設置（1 年以上に及ぶことがある）

参考：災害廃棄物対策指針（平成 30 年 3 月 環境省）

2. 仮置場候補地の抽出

本市における災害廃棄物発生量は、最大で約 25 万トンと見込まれています。災害廃棄物の迅速な処理を行うため、平常時に市内の仮置場（主に一次仮置場）候補地を検討します。地域防災計画では平成 31 年 3 月現在、中間処理場（貫井北町 1-8-25）及びリサイクル事業所（中町 3-19-16）を一次仮置場とすることを想定していますが、災害の規模、状況によりこの 2 箇所だけでは不足する場合が考えられることから、この他複数箇所を候補地としてリスト化します。

なお、仮置場については、発災後の被災状況や処理状況等を踏まえ、都と協議の上、広域体制での設置も検討します。

発生時には、実際の被害棟数を把握した上で、災害廃棄物発生量の計算方法に従い仮置場の必要面積を推計します。（仮置場の面積の計算方法については巻末資料 P12、13 参照）

《更新・改定内容：第 2 章 第 4 節 2 仮置場候補地の抽出関連》

- 新たな被害想定に基づき試算される災害廃棄物量を更新する。
- （再掲）仮置場の候補地を再点検する。
- 最新の地域防災計画と整合を図った仮置場候補地を記載する。

第5節 職員への教育訓練等

発災後に迅速かつ適切に災害廃棄物処理を実施するため、業務を担当する関係職員への教育訓練等を実施します。訓練等を実施する際は関係団体等にも参加を求め、平常時から担当者間の連携強化を図ります。実施後は、本計画や災害廃棄物対策マニュアルを検証し、必要に応じて見直しを行います。

表 2-2 主な研修・訓練

項目	対象	実施時期	実施内容
初任者研修	関係職員新任者	年度当初	・本計画の内容周知 ・基礎的な知識の習得
定期研修	ごみ対策課と関係部署	随時	・本計画の再確認 ・他団体の事例確認 ・視察 ・その他
情報伝達訓練	ごみ対策課と関係団体	随時	・協定内容の再確認 ・各団体の状況確認 ・要請手順の確認
市民を交えたワークショップ	ごみ対策課とごみゼロ化推進員、自治会等の市民	随時	・災害図上訓練（DIG） ・避難所運営ゲーム（HUG） ・その他

《更新・改定内容：第2章 第5節関連》

- 国や都が開催する教育訓練等も含めて、平常時の取組について整理する。

第6節 災害廃棄物対策マニュアルの作成、整備

本計画の内容を踏まえて、発災時のごみ対策課や関係部署の細かな行動を定めた災害廃棄物対策マニュアルを整備します。災害廃棄物対策マニュアルには、災害廃棄物の発生量の推計方法、仮置場の設置・管理方法、危険物や有害物の扱い方、避難所でのごみ・し尿の発生量や処理方法等について、具体的な内容を記述します。

第3章 初動期（発災後約1か月まで）

第1節 発災から24時間まで

1. 災害廃棄物処理に関する組織の設置

小金井市災害対策本部の決定により、小金井市災害廃棄物対策本部（仮称）を設置します。また、総括責任者の指揮のもと、職員の参集状況に応じて役割分担を決定し、速やかに災害廃棄物処理体制に移行します。

2. 災害廃棄物に関する情報収集

災害廃棄物の処理実施にあたって処理方針を決定するため、国や都、災害対策本部等からの情報について、災害廃棄物対策組織（ごみ対策課）において一元管理するとともに、環境部等関係部署と情報共有します。

また、これらの情報は、被災状況が明らかになるにつれて刻々と更新されるため、常に最新の情報を収集、把握します。

3. 避難所の開設に伴う仮設トイレの設置

（1）状況把握

避難所の開設に当たり、避難所の位置、箇所数、利用人数を把握し、仮設トイレの必要基数並びに備蓄数などの確認を行います。

（2）仮設トイレの設置

情報収集による状況把握に基づき避難所開設時に仮設トイレの設置方法や設置場所等について検討し、速やかな設置（トイレットペーパー、消毒用・防臭用薬剤や清掃用品、照明設備等の資器材設置を含む）を行います。

避難所となる公共施設について、マンホールトイレが使用できるような場合は、市下水道課の協力を得て早急に使用できるよう努めます。マンホールトイレが設置できない場合は、仮設トイレ等を設置します。

《更新・改定内容：第3章 第1節関連》

- 令和6年能登半島地震の課題等を踏まえ、必要な対策について追記する。
- 発災後のごみの出し方に係る広報について追記する。

第2節 発災から48時間ないし72時間まで

1. 仮置場

(1) 仮置場の選定・設置

一次仮置場は、使用期間が1年以上に及ぶことが想定されるため、公有地や公園、遊休地、駐車場等の長期にわたって使用できる平坦な場所で、多量の災害廃棄物を運搬するため、幹線沿いや幹線に近い場所が適切です。あらかじめ作成した仮置場候補地のリストから、発災後にその状況に応じて速やかに場所を選定、設置します。豪雨災害の二次災害として水害が発生する可能性を考慮すると、河川敷は避けるべきですが、水が引いた後の河川敷も仮置場とする場合もあります。

設置が遅れると、数日で近隣公園や空地などに膨大な量の災害廃棄物が持ち込まれる事態が想定されるため、発災から可能な限り3日以内に仮置場を設置します。（仮置場選定の留意点については巻末資料 P11 参照）

(2) 仮置場の運営

仮置場の設置後は、速やかな処理を行うため、適切な運営を行います。仮置場の運営は市の職員が行いますが、被災状況により民間事業者への委託も検討します。（仮置場運営の留意点については巻末資料 P11 参照）

(3) 仮置場の設置例

仮置場（一次仮置場）では、災害廃棄物をできるだけ分別して集積します。分別の徹底は、処理期間の短縮、最終処分量や処理費用の削減に繋がることから、作業員を配置し分別案内・指導等を行います。（仮置場のレイアウト案については巻末資料 P14 参照）

《更新・改定内容：第3章 第2節 1 仮置場関連》

- 仮置場の設置・管理等に関して活用する災害支援協定を踏まえ、必要に応じて文章の修正・追記を行う。
（庁内での関係他課との協議状況も踏まえながら）
- 仮置場の管理・運営に必要なリソース（人員、必要資機材）の量や調達方法を記載する。





出典：災害廃棄物初動対応の要点：生活ごみと仮置場を中心に(国立環境研究所 平成 30 年 7 月)

図 3-1 仮置場の設置例

(4) 仮置場の選定から供用開始、返還までの流れ

仮置場の選定から供用開始、返還までの流れを以下の通りとします。

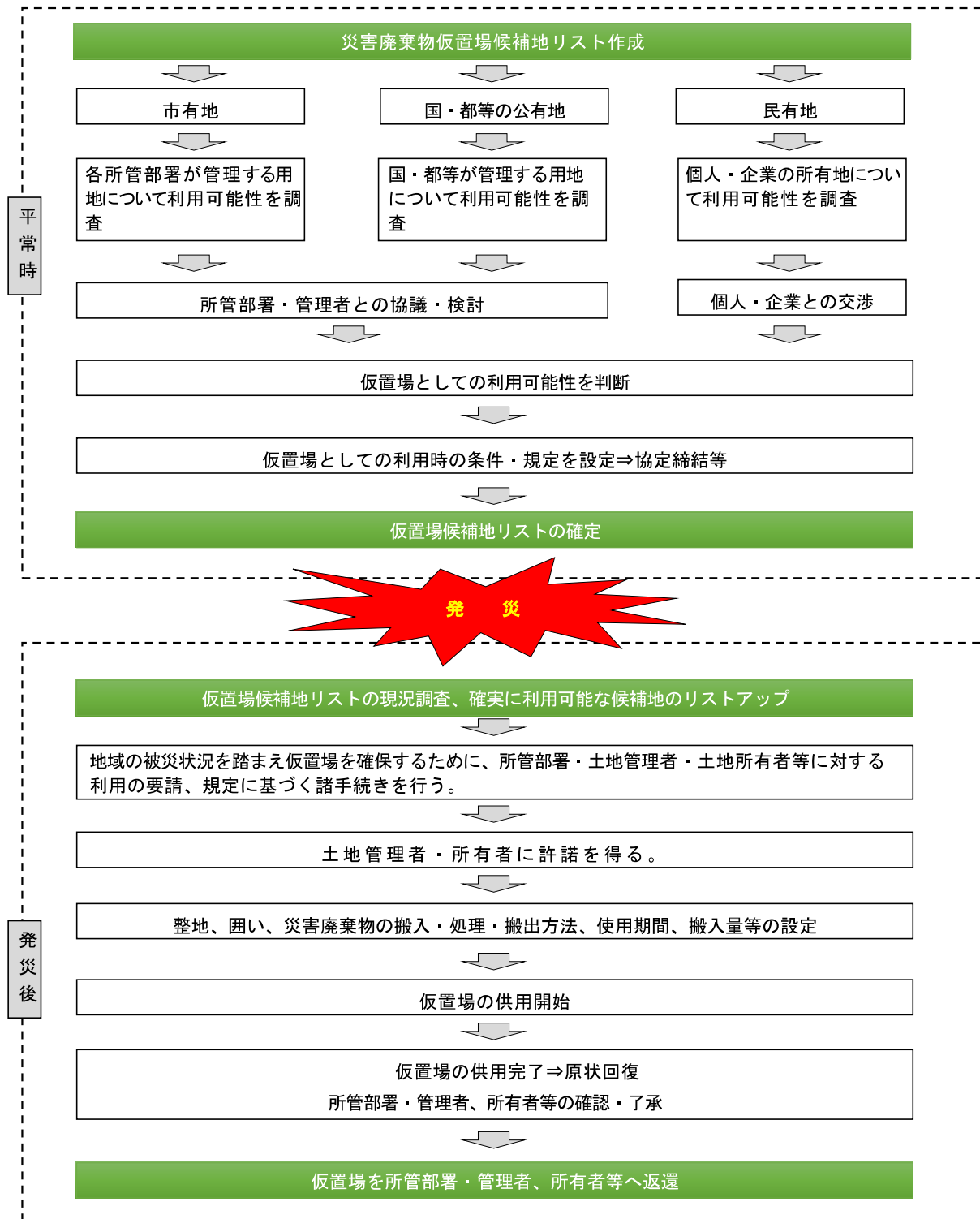


図 3-2 仮置場の選定から供用開始、返還までの流れ

2. 生活ごみ、避難所ごみ、し尿の収集・処理

(1) 生活ごみ

生活ごみについては、可能な限り平常通りの収集としますが、被災状況に応じて分別区分や収集頻度を変更する等、収集方法等を含め検討します。また、道路の被災状況等により著しく収集効率が低下した場合は、一部事務組合等と協議し、可能な場合は早朝・夜間収集等により対応します。（生活ごみの収集に関する留意点は巻末資料 P21 参照）

なお、被災者が自ら一次仮置場への搬入する場合の搬入方法等については、発災後の状況に合わせ、速やかに広報することとします。

(2) 避難所ごみ

発災時でもごみの分別を行うことが、その後の処理をよりスムーズにし、早期の復興に寄与すると考えられるため、避難所においても可能な限り平常時と同様の分別区分で排出を行えるよう対応を検討します。

ただし、発災直後、避難所は混乱していると考えられ、平常時と同様の分別を行うことが困難であることが想定されるため、被災状況、避難者数を考慮し、避難所ごみの分別区分を決定します。（避難所ごみの分別に関する留意点は巻末資料 P21 参照）収集に関しては、避難所の環境衛生保全のため、速やかに避難所ごみの収集を開始できるよう、収集体制、避難所人口や避難所の位置を考慮した収集ルート、処理施設の位置までの搬送ルートを構築します。

被災状況によっては、平常時の収集体制での対応が困難となることも想定されるため、必要に応じて他市町村等へ支援を要請し、支援車両等による収集も行います。

(3) し尿

マンホールトイレを除く仮設トイレ等のし尿収集については、協定を締結している収集運搬業者、場合によってはそれ以外の一般廃棄物収集運搬業許可業者が行います。被災状況によって収集運搬車両が不足する場合は、近隣自治体、都及び関連団体に支援を要請します。

し尿処理は、可能な限り平常通り公共下水道、または一部事務組合等のし尿処理施設で行います。公共下水道が被災している場合は、被災していない地域であっても、公共下水道の復旧までは避難所の仮設トイレを利用するよう広報します。災害により、し尿処理施設が被災した場合や、要処理量が処理能力を上回った場合などでは、都下水道局が指定する水再生センター（北多摩一号水再生センター）で処理することになり、「災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書」に基づき、処理を行います。

表 3-1 し尿処理に関する協定等

協定等の名称	相手先	内容
災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書	東京都下水道局 流域下水道本部	し尿処理への協力
災害時におけるし尿の収集及び運搬の協力に関する協定書	株式会社調布清掃	災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協力
災害時におけるし尿の収集及び運搬の協力に関する協定書	志賀興業株式会社	災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協力
災害時におけるし尿の収集及び運搬の協力に関する協定書	株式会社加藤商事	災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協力

参考：平成 31 年 3 月現在

《更新・改定内容：第 3 章 第 2 節 2 生活ごみ、避難所ごみ、し尿の収集・処理関連》

- 災害時の廃棄物の処理フローを検討し、各ごみ種の処理方法と整合を図った内容とする。

3. 災害廃棄物発生量の推計

発災後の被害棟数等のデータから災害廃棄物発生量を推計します。（災害廃棄物発生量に関しては巻末資料 P6～10 参照）

4. 支援の要請、広域体制の確認

災害の規模が甚大な場合、平常時に検討した支援体制を確認するとともに広域体制に移行します。

5. 市民への広報

市民に対して、以下のような災害廃棄物処理に関する必要な情報を速やかに伝達できるよう、様々な情報伝達方法等を検討し広報を行います。

- ・ 発災後のごみの分別・収集方法・収集頻度
- ・ 避難所について（ごみの分別、仮設トイレの設置）
- ・ 災害廃棄物の収集方法（戸別収集の有無、排出場所、分別方法、家庭用ガスボンベ等の危険物・フロン含有廃棄物の排出方法等）
- ・ 住民が持込みできる集積場（場所によって集積するものが異なる場合はその種類を記載）
- ・ 仮置場候補地や利用方法
- ・ 便乗ごみの排出、不法投棄、野焼き等の禁止 など

表 3-2 情報伝達方法（例）

情報伝達方法	内容
デ ジ タ ル 媒 体	インターネット、SNS（市ホームページ、ツイッター、ごみ分別アプリ等）
ア ナ ロ グ 媒 体	紙媒体：市報、自治会だより、パンフレット 掲示物：ポスター、広報掲示板
マ ス メ デ ィ ア	新聞（地方欄）、ケーブルテレビ、ラジオ
説 明 会 ・ 講 座 等	学校、事業所、自治会、管理組合等への出張講座
そ の 他	ごみゼロ化推進員などを通じた広報等

6. 不法投棄対策

発災時の混乱に乗じての、宅地や空き地、仮置場への不法投棄、便乗ごみの対策を行います。特に、一次仮置場については、作業員を配置するなど管理を十分に行い、不法投棄を未然に防ぐための対策を講じます。

第3節 発災後約1か月まで

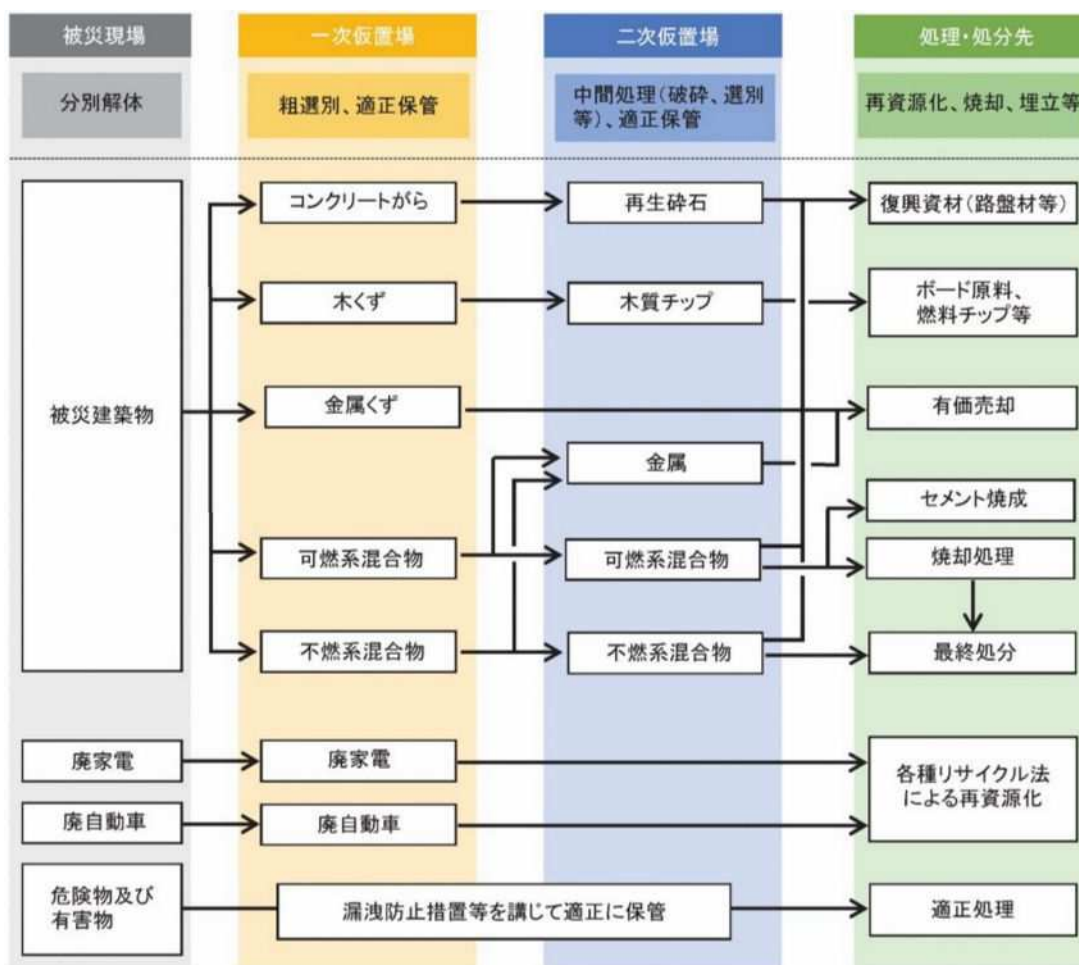
1. 災害廃棄物処理実行計画の策定

災害の初動対応終了後、実際に発生した災害による被災状況、災害廃棄物量等に応じて、災害廃棄物の処理方法、処理体制等を定めるため、「災害廃棄物処理実行計画（以下、「実行計画」という。）」を策定します。

実行計画の記載事項は、概ね下記（枠内）のとおりです。処理スケジュールについては、本計画の発災前後の業務の流れ（P6 参照）に基づき、実際の被害状況を踏まえて策定します。また、災害廃棄物の処理フローについても図 3-3 を参考に災害廃棄物の発生状況により策定します。

< 災害廃棄物処理実行計画の記載事項（例） >

第1節 計画の基本的事項	第2節 処理計画
1. 実行計画策定の目的	1. 集積計画
2. 計画の位置づけ	2. 運搬計画
3. 役割分担	3. 受入基準
4. 災害廃棄物処理に関する基本方針	4. 作業計画
5. 被災状況及び処理見込量	第3節 処理スケジュール
6. 分別及び処理方法	第4節 計画の見直し
7. 処理期間	第5節 処理フロー



出典：東京都災害廃棄物処理計画（平成 29 年 6 月 東京都）

図 3-3 処理フロー（案）

（参考）災害廃棄物の種類

コンクリートがら		
木くず		

金属くず		
可燃系混合物		
不燃系混合物		

出典：東京都災害廃棄物処理計画（平成 29 年 6 月 東京都）

2. 補正予算編成及び補助金導入の検討

災害の規模を把握するとともに災害廃棄物処理費用を算定し、場合により補正予算を編成します。また、災害廃棄物処理費や被災家屋の解体費等の補助金確保に向けて備えることとします。

《更新・改定内容：第3章 第3節関連》

- 災害時の廃棄物の処理フローを検討し、処理フローを更新する。
（令和6年度第7回審議会資料で提示した処理フローのイメージ）
- 片付けごみの具体的な分別品目を含む広報の内容を追記する（対市民、対災害ボランティア）。

第4章 応急対策期～災害復旧・復興期

第1節 災害廃棄物処理実行計画の見直し

1. 災害廃棄物の発生量、要処理量、処理可能量の見直し

初動期に算定した災害廃棄物発生量を最新の数値に見直すとともに、処理しなければならない災害廃棄物量を要処理量として把握します。また、各処理施設の復旧見込み時期や稼働状況を踏まえながら処理可能量も見直します。

2. 処理スケジュール・処理フローの見直し

災害廃棄物の発生量等を見直しと共に、初動期に作成した処理スケジュールや処理フローを見直します。また、災害廃棄物処理の迅速化を目指し、場合により一次仮置場に簡易破砕機等を導入することを検討します。（簡易破砕機等の設置に関しては巻末資料 P24 参照）

3. 組織体制、協力体制の見直し

初動対応での組織体制を本格的な災害廃棄物処理体制に移行させます。また、国・都・関係機関等との協力関係も本格的な体制に移行させます。特に被害が甚大な場合は、近隣市と協力して災害廃棄物処理を行うとともに、都への事務委託により処理を広域化することを検討します。

災害復旧・復興期には、災害廃棄物の処理状況に応じて、徐々に平常時の組織体制に移行させます。

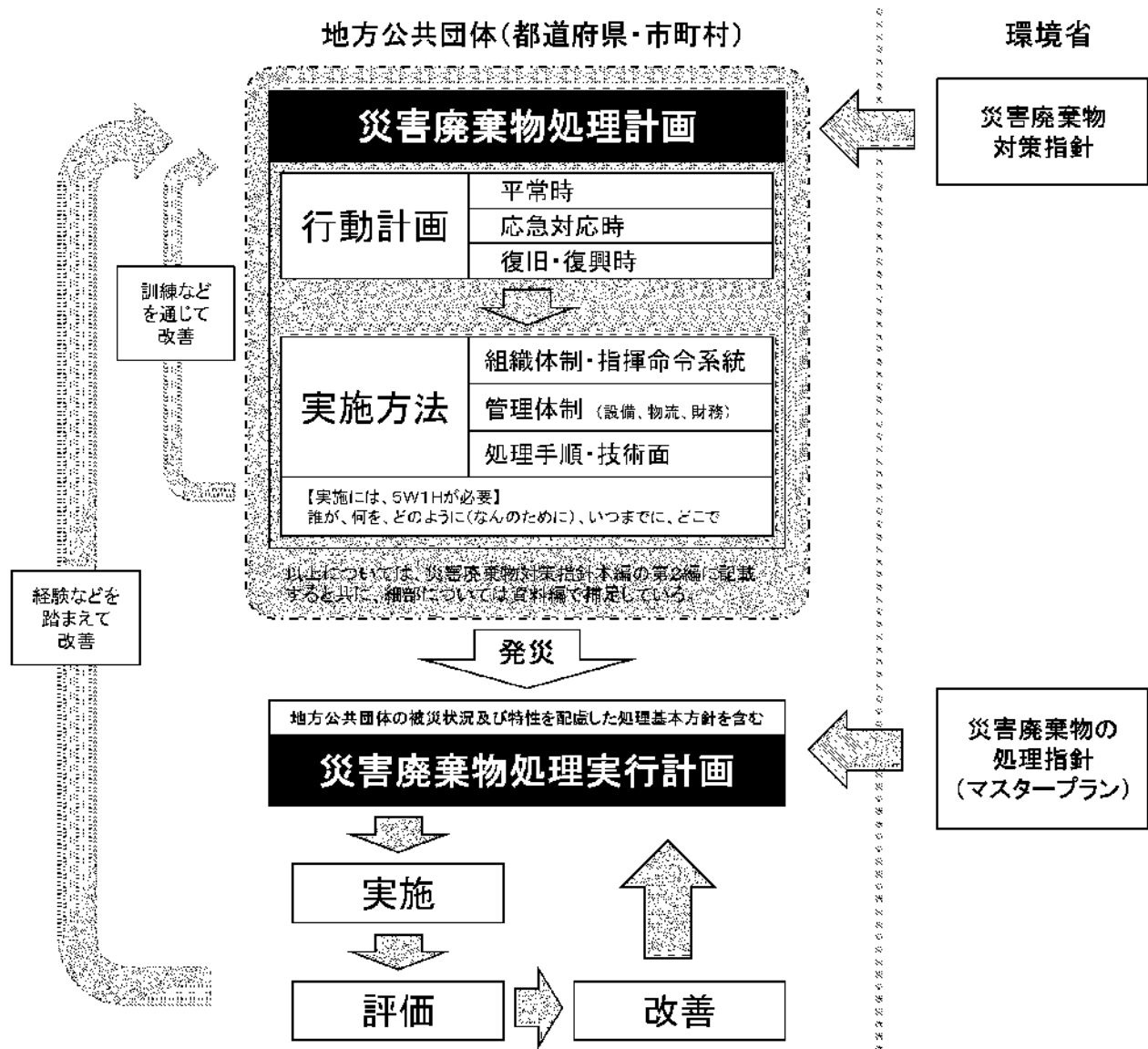
4. 仮置場の見直し、閉鎖・返還方法の検討

初動期に設置した仮置場は、その後の災害廃棄物の発生量や処理状況に応じて適正に管理運営できるよう見直しを行います。災害廃棄物を迅速に処理するため、民間事業者の処理能力を利用するとともに処理効率を上げるため、できる限り仮置場の設置箇所を集約するよう努めます。

復旧復興期には仮置場を閉鎖し、返還する必要があるため、原状回復方法や返還時期等を検討します。

5. 災害廃棄物処理実行計画の見直し手順

計画の見直し手順を図 4-1 のとおりとします。



出典：災害廃棄物対策指針（平成 30 年 3 月 環境省）

図 4-1 災害廃棄物処理実行計画の見直し手順

第２節 被災家屋の解体撤去

通常、家屋の解体費用は補助対象外となっていることから、住宅の解体撤去は、被災者に支給される生活再建支援資金等による自己負担を原則としますが、大規模災害発生時には、市単独では対応できない場合があるため、国による特別措置について速やかに都や国と協議します。国による特別措置により国庫補助による解体費用の負担が認められた場合は、本市の事業として実施します。（解体・撤去の詳細は巻末資料 P22、23 参照）



出典：首相官邸震災復興サイト

第３節 国庫補助金業務

国庫補助には、災害等廃棄物処理事業費、廃棄物処理施設災害復旧費の二つがあります。平常時において補助対象の範囲を十分に把握した上で、「災害関係業務事務処理マニュアル（平成 26 年 6 月 環境省） 第 4 節 4. 災害等廃棄物処理事業とは」を参考とし、実際の災害に備えます。

第４節 災害廃棄物処理の進捗管理

災害廃棄物に関する市民への広報、国庫補助金事務等を引き続き実施するとともに、災害廃棄物処理の完了時期を見据えながら、災害廃棄物処理状況や業務の進捗状況等の進行管理を随時行っていきます。

年間イベント計画

[illegible]